

需要供給
と價格

により決定せらる。

以上論ずる所により、吾人は需要供給の意義並に需要供給の高を決定すべき三大原因に就き知悉するを得たり。されば今より進て、是等三大原因の綜合に基き生ずる需要と供給とが相合して茲に遂に一定の價格を生ぜしむるに至る所以を説明せむ。凡そ需要の高を決定する原因は、上記の如く、(一)買手の財に認むる價値の多少、(二)買手の購買力の大小、(三)買手の競争の有無強弱の三者なるが、是等三者は各、其の需要の高に及す作用を異にし、此内第一の原因たる、買手の財に認むる價値の高は、通常、需要の最低限度を劃し、第二の原因たる、買手の購買力の高は、通常、需要の最高限度を劃すれども、又同時に、第三の原因たる、買手仲間の競争の如何により、斯くて定れる上下の限度を越へて、需要生ずることあるべし。次に供給の高を決定する原因は、是れ亦上記の如く、(一)賣手の貨幣に認むる價値の多少、(二)賣品の生産費の大小、(三)賣手の競争の有無強弱の三者なるが、是等三者は各、其の供給の高に及す作用を異にし、此内第一の原因たる、賣手の貨幣に認むる價値の高は、通常、供給の最高限度を劃し、第二の原因たる、賣品の生産費の高は、通常、供給の最低限度を劃す

價格循環
の法則

るものなれども、又同時に、第三の原因たる、賣手仲間の競争の如何により、斯くて定れる上下の限度を越へて、供給生ずることありと知る可し。此の如くして、一方に需要の高定り、他方に供給の高定る。此高相一致すれば、價格は平準に歸すべく、需要の高優れば、價格は平準以上に定るべく、即ち物價騰貴供給の高優れば、價格は平準以下に定る可し。即ち物價下落

斯くて價格は需要供給の關係、即ち需要供給の調和に定るものなるが故に、茲に價格と需要供給との間に、第一の法則現る。何ぞや、曰く

- 一 需要増加すれば、價格騰貴す
- 二 需要減少すれば、價格下落す
- 三 供給増加すれば、價格下落す
- 四 供給減少すれば、價格騰貴す

てふこと、即ち是れなり。斯の如くして、需給の増減は、價格の騰落を起すものなれど、又反對に、價格の騰落が、需給の増減を起すべし。於是乎、第二の法則起る。何ぞや、曰く

一 價格騰貴すれば、需要減少す
 二 價格下落すれば、需要増加す
 三 價格騰貴すれば、供給増加す
 四 價格下落すれば、供給減少す

てふこと、即ち是れなり。而して是等二箇の法則は、價格の決定を中心として考ふるときは、第一の法則は、事前即ち價格決定の起る作用に關する法則にして、第二の法則は、事後即ち價格決定の後に起る作用に就ての法則なり。之の故に、是等二箇の法則は、前後相關聯して、互に因果の關係を結び、互に矯制の作用を行ふ。世之を總稱して、『價格循環の法則』Law of circulation of price と名く。

然し乍ら、價格循環の法則なるもの、果して完全に行はるゝものなりや否や、吾人は大に之を疑はざるを得ず。何となれば、價格循環の法則を構成するところの前記二箇の法則中には、自から輕重の差あるものにして、今日に於ては、第一の法則は一般的法則なれども、第二の法則は一般的法則と稱する能はざればなり。今其の理由を説明せむに、(一)價格騰貴すれば、需要減少すといひ、(二)價格下落すれば、需要増

價格循環
の法則批
評

加すといふは、取捨自在なる便利品若くは奢侈品の如き、相對的必要品には、適用し得べき法則なれど、人生一日も缺く可からず、從て極端に需要を増減する能はざる日用品の如き、絶對的必要品例令ば米鹽の如きものに就ては、代用品あらざる限り、充分に適用する能はざる法則なるを以てなり。又(三)價格騰貴すれば、供給増加すといひ、(四)價格下落すれば、供給減少すといふも、そは絶對に供給を増加する能はざる古人の書畫彫刻の如き天下の珍品には適用する能はざるべく、又現に巨額の固定資本を擁し、多數の熟練職工を要する近世工業の多くに於ては、好景氣なればとて、容易に事業を擴張する能はず、不景氣なればとて、容易に事業を縮少する能はざる可く、殊に農業の如きに至つては、米價下落すればとて、直に耕作を廢せざるべく、米價騰貴すればとて、直に産額を増加する能はざるべきは、吾人の夙に目撃する所なり。之を要するに、一切の財の需要及び供給にして、完全なる伸縮力を有するものなりせば、第一の法則の如く、第二の法則も亦完全に行はるべけれど、事實は然らずして、財の種類により、需要並に供給の伸縮力を異にするは勿論、殆ど此種の伸縮力を缺くものも亦少からざるべければ、第一の法則と第二の法則とが、相並て完全に行はるゝに

於て、初て其の作用全かるべき價格循環の法則なるものは、如何なる場合に於ても、常に完全に行はれ得べしと稱し難し。

第二款 非經濟的原因

そは兎に角、總て價格は常に必ず上記の如き經濟的理法により、定るものなりと思はば、それは大なる間違なるべし。如何なる時代、又は如何なる財に就ても、其の價格決定の原因には、多少の差こそあれ、常に經濟的原因の外に、更に別に非經濟的原因なるものあるを忘るべからず。然らば價格を左右する非經濟的原因とは何ぞやといふに、流行とか、人氣とか、模倣とかいふが如き、心理的原因其の一なり。愛國とか、友誼とか、同情とかいふが如き、倫理的原因其の二なり。習慣とか、慣例とか、風俗とか、人情とかいふが如き、社會的關係其の三なり。錯誤とか、怠慢とか、詐偽とか、強迫とかいふが如き、個人的關係其の四なり。就中、習慣又は慣例の如き、最も有力なる原因にして、人文未だ開けざる地方に於ては、所謂「習慣價格」Sittenpreisなるもの、今尙ほ盛に行はるゝを見る。

斯くて價格の決定には、經濟的原因の外、更に非經濟的原因なるものありて、兩者

非經濟的
原因の種
類

經濟的
原因の種
類

の勢力の消長たる、場合により千變萬化し、豫め端睨すべからざるのみならず、物品により、地方により、時代により、其の内、非經濟的原因の方、却て價格決定の主因を爲すこと、決して稀ならざれば、價格の決定は、常に一定の理法を以て律すべからず。是ぞ、價格決定の問題が、古より今に至るまで、經濟學上の一大難件たる所以なり。されど又翻て考ふるに、國民經濟の發達と與に、各地交通の便開け、現代文明の進歩と共に、人々理性の發達し行くに連れ、經濟的原因は次第に其の勢力を高め、非經濟的原因は漸く其の勢力を失ふの傾向あるは看過すべからざるの事實なり。之を以て、今日に於ても、文明社會に於ける價格は、主として經濟的原因にも定り、從て大體上其の間に前記の如き一定の理法あるを見る。

參考書

- G. Schmoller, Grundriss der allg. Volkswirtschaftslehre, 2. Teil, 3. Buch, 4.—Neumann, "Die Gestaltung des Preises", in Schönbergs Handb. I, S. 263 fg.—K. Menges, Grundskizze, S. 173 fg.—Höhn-Bauerle, Theorie des Güterwertes (Jahrb. f. N. 1886, S. 477 fg.)—Derselbe, Kapital, 3. Aufl., 2. Abt., S. 360 fg.—Zietelmeck, Zur Preislehre, (Zeitschrift f. Staatsw., 1908, S. 616 fg.)—R. Zuckerkandl u. Loris, Art. "Preis", im Handw. d. Staatsw. 3. Aufl., 1910-II.

Marshall, Principles, 6. ed, 1911, Book V—Penson, Principles of Economics, 1902, Vol. I, Part I, Ch. I, § 4, 5, 6; Ch. VII—J. F. Johnson, A New Theory of Prices (Pol. Sci. Quart. XVIII, 1903)—Clark, Essentials of Economic Theory, Ch. VII—Tussig, Principles of Economics, Chs VIII, IX, X—G. B. Dole, The Laws of Demand & Supply, 1912.

(附言) 前章末所載の参考書の内にも、價格に關するもの少からざれば就て見る

べし

第十九章 貨幣

第一節 貨幣の概念

第一款 貨幣の發生

今若し假りに經濟發達の順序を、單に財の交換の有無並に其の形態の上より區別せむには、先づ第一に、財の交換の有無の上より、之を

前期 無交換經濟時代
後期 交換經濟時代
に大別し得べく、更に後期交換經濟時代を

第一期 物々交換經濟時代 *Period of barter economy*

第二期 貨幣經濟時代 *Period of money economy*

第三期 貨幣信用經濟時代 *Period of money & credit economy*

に三小別し得べし。即ち第一期は物と物との交換時代、第二期は物と貨幣との交換時代、而して第三期は物と貨幣又は信用との交換時代なり。詳言すれば第一期

交換の上
より見た
る經濟發
達の順序

物の交換
便の四大不

は「物と物との直接交換時代」にして、第二期並に第三期は「物と貨幣又は信用との間接交換時代」なり。

斯くて後期に入り交換發生せしも、其内の第一期に於ては未だ交換の媒介物無く、物と物との直換交換なれば、交換上の不便尠ならず。今其主なるものを列擧すれば、大略左の如きものあらむ。

- 一 交換者雙方の需給容易に投合せざるの不便あること
 - 二 交換比率を定むべき價値の尺度を缺くの不便あること
 - 三 分割する能ざるより交換又は支拂を爲す能はざるの不便あること
 - 四 變質變形の虞れあるより運搬又は貯藏し能はざるの不便あること
- 是れ也。順次之を説明せむに、(一)凡そ物々交換經濟一名「實物」に於ては、甲の需要する所のもの、乙之を供給せむとし、乙の欲する所のもの、甲之を與へむとするが如く、甲乙其需要と供給とに於て、都合能く相投合せること必要なるべし。されど實際に於て此の種の投合せだ望み難く、幸に「交換物の種類」に於て需給相投合せるも、尙ほ「交換物の品質」に於て需給相投合せざるとあるべく、幸に交換物の品質

に於いて需給相投合せるも、尙ほ「交換物の數量」に於いて需給相投合せざるとある可し。之れを要するに、物々交換に於ては交換物の種類、品質、數量に於て交換者雙方の需給悉く相一致せざれば交換起らず。而も是等の諸點に於いて雙方の意思全く相一致する場合の如きは、絶て無くして稀にあるものと謂はざるべからず。(二)又幸に交換物の種類、品質、數量に於て雙方の意思相一致するとあるも、交換物の交換比率換言すれば交換の割合を測定すべき價値の尺度、詳言すれば交換物の價値を測定すべき物差モノサシを缺くに於ては、交換毎に一々交換比率を定めざるべからず。斯くては十種の財の交換に就き合計四十五種の交換比率を定むるを要し、百種の財の交換に當て合計四千九百五十種の相場附を要すの不便を感ずべし。(三)更に又假令交換比率定るも、物品の性質によりては分割し得ざるものあるべし。即ち強て之を分割するときは、著しく其價値を減ずるもの、假令ば一部の書籍、一對の花瓶、十人前の食器の如きものあるべく、又分割すれば全く其價値を失ふもの、例令ば一匹の乗馬、一幅の書畫、一個の骨董品の如きものもあるべし。此結果、折角の交換も實際に於て遂行し能はざるの不便を生ぜむ。(四)最後に吾人日常の生活には米鹽、薪炭

の類を絶えず要するものなり。されば此種の財は常に餘分に手元に備ふるか、左なくば必要に應じ何時にても交換により他より得ざるべからず。然るに此種の財は性質上腐敗し易く、變質の虞ありて、到底長時日の貯藏に適せざるのみならず、必要に應じ他より仰がむにも、同じく前以て其の交換の代償物を貯蓄し置くに就て、同一の不便を免れざるべく、更に又其の量大に過ぎて到底貯藏し難きが如きの不便をも伴ふとある可し。

斯くて物々交換にては諸種の不便不都合續出すべく、直接交換にては到底十分の交易交換を見る能はざるの事情あり。されば人口の繁殖、慾望の發達、財の種類増加に伴ふて、交易交換の必要日に月に加るに及んでは、最早や物々交換の如き不便不都合なる交換法による能はざるに至る可し。於是乎、相互の交換を容易ならしむるの策として、廣く存し、一般に需要し、價值變動の憂無く、變形變質の恐れ無く、從て一切の物品と容易に且つ安全に交換し得可き共通の物品を選定して以て交換の媒介物たらしめ、同時に價值測定の尺度となし、依て以て不知不識の間に間接交換の法を採用するに至りぬ。斯くて生ぜる一般の交換の媒介物こそ、即ち古

貨幣の發
生及發達

代の貨幣にして、貨幣經濟時代茲に發す。されども何物を以て交換の媒介物たらしめ、孰れの財を選て貨幣の用に供せむかてふ一段に至ては、第一に人種により、第二に土地により、第三に時代により、第四に習慣により、千差萬別一定する所無けれど、夫々其の地方の民族の間に廣く存し、普く愛用せられたる物品たるや則ち一なり。例令ば漁獵民間に於ては主として貝殻、獸皮を用ゐ、牧畜民間に於ては主として馬、牛、牛肉、羊皮を用ゐ、農業民間に於ては主として穀物、煙草、茶、稻を用ゐたるが如し。其他時代により、習慣により、或は油、或は鹽、或は乾魚、或は鹽魚、或は寶石、或は珠玉、或は布帛、或は奴隸等種々様々なる財を選て、貨幣の用に供したりき。今日に於ても古代に面影を今に見る亞弗利加の内地に於ては、間々綿布、南京玉の如き歐洲の諸産物を貨幣の用に供し居るといふ。之を要するに、貨幣發生の後も、其貨幣は必ずしも金屬にあらずして、當初の貨幣は其地、其時代、其民族間に一般に嗜好せられ、從て一般に需要せられたる物品にして、即ち「物品貨幣」Commodity money, Warensoldたるに過ぎざりき（註一）（註二）。然るに其後は等諸種の物品の與に完全なる交換の媒介物たる能はざるを知るに及て、遂に鉛、錫、鐵、銅、青銅、白銅、銀、金等より成る貨

幣、即ち『金屬貨幣』Metallic money, Metallgeld 出づ、之に代るに至るれり(註三)。既にして世開け、時進み、文明の進歩と與に交換漸く激甚の度を加ふるに及ては、賣買毎に、取引度に、一々貨幣を檢し、之を數へ、之を授受し、之を運搬するの煩に堪へざるより、茲に信用の發生を促し、茲に信用取引の便を開き、貨幣に代ふるに、紙幣、手形、小切手等、所謂る『代表貨幣』Representative money 又は信用券を以てするに至りぬ。是ぞ今日文明國に於ける現状也。

註一

各國古代に於ける物品貨幣の例は枚舉に遑あらざれども、今其の主なるものを舉れば、往古スコットランド及びウェールズの住民は貨幣として牛を用ゐ、スバルタ及びカルセーヂ人は皮革を用ゐ、露西亞人はビーター大帝の朝に至るまで毛皮に刻印を施して用ゐ、其他、メキシコ土人のコ、ア、ナツツに於ける、露西亞及び蒙古人の磚茶に於ける、メリーランド、グァーゾニア地方の煙草に於ける、ニューイイングランド地方の貝殻に於ける、アビシニヤ人の食鹽に於ける、皆この類也。

支那古代に於ける貨幣は、主として龜貝、刀布、金錢の類を用ゐたりと見え、史記に「農工商交易之路通、而龜貝、金錢、刀布之幣興焉、所從來久遠、自高辛氏之前、尙矣、靡得而記云」といひ、又説文にも「古者貨貝而寶龜、周而有泉、至秦廢貝行錢」とあり、尙ほ貨幣に關する文字にして、字形の貝又は巾に出たるもの多きは、偶、以て、支那古

代の貨幣の、主として貝又は布より成りたるを證するに足らん。現に貨幣の「貨」の字は「貝」、「幣」の字は「巾」の字形を有するのみならず、其の外、財、寶、賣、買、價、賤、賈、質、貨、費、貯、資、賜、賞、賞、債、贖、賂、贈、贏、賦、贖、賽、賑、賈、賤、質、等々の文字、皆「貝」なる字形を有し、又「市」幣は等しく「巾」なる字形に基くが如き、是れなり。「タカラ」の語源に就ても種々の説ありて、或は田より産出するもの、則ち「田カラ」なりとも云へるが、「タカラ」は「タカカラ」にして、即ち「貴き穀」の意義なりとも稱せらる。以上述ぶるところは主として、日本及日本人第五百七十五號所載三宅雄二郎、「學術上の東洋西洋」の一節に據りたる者なるが、此外に、尙ほ此種の研究にして、参考す可きもの、田崎義介、「友邦上古の貝貨幣並に貝に因める文字の研究」日本經濟新誌第十一卷第五號乃至第十號及び石巻良夫、「歴史に現はれたる貨幣制度」中央銀行會通信錄第百二十七號以下なりとす。我國に於ても亦上古の貨幣は稻穀布帛の類なりき。即ち齊明天皇の朝高句麗人が熊皮一枚價綿六十斤といひしが如き、平安朝に入りての後も、尙ほ延喜式祿物價法、驛馬直法、諸國運漕雜物切貨等、何れも稻束を以て定められたるが如き、一條天皇の寛弘年間、螺鈿長劍を直米七十石と稱し、近衛天皇久安年間、鎮西直法に染唐綾參端代米十五石、顯文紗參端代米十石六斗、白唐綾壹端代米三石六斗、唐絹十八端代米十九石六斗としるしたる如き、皆其例證なりとす。

註二

今日に於ても、尙ほ未開の民、遠隔の地にては、物品貨幣屢行はるゝを見る。伊豆國大島に於ける現状は之を證明して餘りあるべし。即ち「薪は鳥(伊豆大島)の一大

財源で、古くから深山輸出され、時々貨幣の代用にも使はれて居る。雜貨店などへ行て見ると、一箇に付き薪何本と札が貼つてある。島には貨幣が極めて少ない爲めに少し位な買物は、大抵薪でして居る。夕方など女が手に油壺を提げ、薪を頭の上に載せて店の前へ來ると、側にある薪の置き場に薪を放り出して、石油等を買て行く。聞いて見れば毎晩買ひに來る石油の量も定つて居るから、薪も定で居るので、皆それで通るのでと云ふ。云々(柳田國男氏談、大島異聞、明治三十九年五月十日、讀賣新聞所載)

註三

金屬貨幣中最初に現はれたるものは、必ずしも卑金屬貨に限らずして、銀の如き貴金屬貨の使用早かりしと史に見ゆ。されど經濟社會の發達と共に、卑金屬貨は次第に廢れ、貴金屬貨之に代り若しくは之に代はらむとする傾向あるは、否定す可らず。現に希臘、羅馬時代には、屢、鐵錢鉛貨の發行あり、墨西哥瑞典に於ては、久しく鉛貨使用せられたれども、今は其の跡無し。又我國に於ても、醍醐天皇延喜七年に鉛錢鑄造の事あり。鐵錢と稱せらるゝ鐵錢は、近頃迄存せしも、今は全く廢せられたり。更に又嘗てスバルタは鐵を以て羅馬は銅を以て、近く近世迄露西亞並に瑞典は銅を以て本位貨幣を造り、我國にては、足利時代迄銅錢を以て本位貨幣となしたりしが、今は孰れも補助貨幣としてのみ存するに止るが上に、生活程度高き米國の如きに於ては、補助貨幣としても尙且つ流通市場に殆ど其の跡を絶つに至りぬ。又『物品貨幣』變じて『金屬貨幣』となりたる後も、其金屬貨幣は必ずしも『鑄造貨幣』Coins

Münzen あらずして、一般に之を棒形、輪形、瓦形、馬蹄形に造り、殊に砂金の如きは小袋に入れたる儘にて貨幣として授受したるものなれば、概して鑄造貨幣の生ぜるは、造に後のこと謂ふ可し。(本章第二節第一款、『貨幣制度の發達』參照)。
斯くて貨幣は大體上物品貨幣に發して、次第に金屬貨幣に移り、金屬貨幣は、卑金屬貨幣に發して、次第に貴金屬貨幣に移り、非鑄造貨幣に發して、次第に鑄造貨幣に變し、遂に鑄造貴金屬貨幣に代るの代表貨幣をも生ずるに至りたるは、貨幣發達の史上大に注目すべき要點なりとす。

第二款 貨幣の職務

以上述ぶるが如く、貨幣なるものは比較的近世の產物にして、經濟組織の自然の發達に伴ふて、自然に發生し來りたるものなり。詳言すれば、交通經濟の發達の結果、直接交換の不便を感じ、直接交換の不便を感じる結果、間接交換の發生を促し、間接交換の發生を促したる結果、遂に貨幣てふ一般の交換の媒介物を見るに至りたる次第なり。されば貨幣の機能は直接交換に伴ふ前記四種の不便を除くにある可く、從て又貨幣の職務即ち貨幣の作用は、之を除く次記四種のものたる可し。即ち

- 一 一般の交換の媒介物 Allgemeines Tauschmittel たること
 - 二 一般の価値の尺度 Einheitslicher Werthmassstab たること
 - 三 一般の支拂及び貸借の用具 Allgemeines Zahlungsmittel u. Leihungsmittel たること
 - 四 価値貯藏及び価値運搬の手段 Werthwahrungsmittel u. Werthtragungsmittel たること
- 是れなり(註四)。以下順を逐て之を説明せむ。

註四

今日貨幣の四大職務を論ずるもの、皆其の源をジェヴォンズに發す。ジェヴォンズは曰く、凡そ貨幣の職務なるものは

- 一 交換の媒介物 a medium of exchange たること
- 二 一般の価値の尺度 a common measure of value たること
- 三 価値の標準 a standard of value たること
- 四 価値貯藏の手段 a store of value たること

にして、其の内、一と二とは、主たる職務にして、三と四とは従たる職務なりと (William Stanley Jevons, Money, pp. 13-18)。爾來英米の學者多く此説を襲踏せしと雖も、「一般の価値の尺度たること」の外に更に「価値の標準たること」を挙げたるは、少しく重複に失するの嫌あるのみならず、「一般の交換の媒介物たること」を挙ぐるも、「一般の支拂の用具たること」を挙げざるは、大なる缺點なり。ジェヴォンズの意は「交換」を以て當然「支拂」を包括するものなりとなすか、然らずんば、交換以外の支拂を以て舉て數ふる足

(一) 貨幣は、一般の交換の媒介物たる職務を盡すものなり。蓋し物々交換に於ては、交換物の種類、品質、並に數量に於て相一致せざれば、交換は行はれず。而もこれ等の諸點に於て悉く相一致するは、絶て無くして稀にある所なり。貨幣は此の種の不便を除く必要上より、自から發生せしものにして、普く需要せらるるものなれば、人々は其の随意の種類、品質、分量の財を以て、先づ貨幣と交換せむには、依て得たる貨幣を以て、更に随意の種類、品質、分量の財と容易に交換し得可く、斯くて貨

らざるものとなすか、二者其の一に出づるものならんも、之れ大なる誤見なり。方今社會に於ける貨幣の用途たる、一にして足らず。交換、交易、賣買、元より其の主なるものなる可しと雖も、此他、尙ほ租税の納入、株金の拂込、利益の配當、罰金の支拂、損害の賠償、贈與、寄附等、如何に「交換」の意義を廣義に解するも、到底其の内に包括す可からざる純粹なる支拂あるを忘るべからず。斯かる理由より、貨幣は一般の交換の媒介物たるのみならず、兼て一般の支拂の用具たるものなりと主張するに至りたるは、實に彼のクニース其の人なりとす (Friedrich Dues Geld, 2. Aufl., 1885 S. 62-72, 211231)。されど尙ほ之を以て足れりとせず。貨幣は「支拂の手段」 a means of payment たる外、更に「貸借の手段」 a means of loan たるものなりとの説、近時英米の學者の間に唱導せられ、今は一般に斯く廣く貨幣の職務を數ふるに至れり。

幣は一般の交換の媒介物たる職務を盡すものと謂ふ可し。(二)貨幣は一般の價値の尺度たる職務を盡すものなり。蓋し物々交換に於ては、交換に際し公平に交換比率を定む可き一定の尺度を缺く可く、又貸借に際し公平に貸借價額即ち貸借の價値の高を定む可き一定の標準を缺くが故に、交換は常に不便に、貸借は常に振はざる可し。貨幣は此種の不便不都合を除く必要上より自から發生せしものにして、從て貨幣は常に一切の物品に對する價値の尺度となり、一切の貸借に於ける價額の標準たる職務を盡すものなり。(三)貨幣は一般支拂及び貸借の用具たる職務を盡すものなり。蓋し物々交換に於ては、分割する能はざるより、交換する能はず、又貸借する能はざるの場合も生ずべく、需要せざるより支拂はるゝを肯ぜざるの物品も生ずべし。貨幣はこれ等の不便不都合を補ふ必要上より自から發生せるものにして、如何なる額をも支拂ふを得べく、又如何なる支拂にも適用し得可く、更に如何なる價額價値の意の貸借をも辨ず可き常に一般の支拂及び貸借の用具たる職務を盡すものとす。(四)貨幣は價値貯藏及び價値運搬の手段たる職務を盡すものなり。蓋し通常の物品にては、變形變質により、容易に價値を失ふの虞あるべく、其の量大

に過ぐるより貯藏運搬に不便を感じずべし。貨幣は此種の不便損失を防ぐの必要上より自から發生せしものにして、貨幣たるものは、常に能く價値の貯藏に適し、價値の運搬に適し、人々之により「財産の蓄積」*Vermögensansammlung*を遂げ、「資本の蓄積」*Kapitalaccumulation*を能くし、又能く斯る財産又は資本を隨所に分合し得可く、之を用ゐば、何時にても損失無く、不便無く、所要の財を購入し得所望の用途に使用し得て、價値の貯藏及び運搬の便益を得るものとす。

斯くて貨幣は四種の職務を盡すものなれども、更に立入つて研究するとき、其の間、自ら大小輕重の差違あるを覺ゆ。即ち第一の職務は主たる職務にして、第二、第三、第四の職務は従たる職務なり。今其の理由を説明せんに、凡そ貨幣は一般の交換の媒介物たる職務を盡すものなるが故に、貨幣經濟の發達と與に、一切の財は、皆貨幣と交換せられ、其の當然の結果として、一切の財の價値は、即ち交換價値一切貨幣を以て秤量さるるに至る。於是乎、一切の財の價値は、一切同質の單位より成る一定の分量のものに換算され、斯くて品質上の差異を有する各種の財の價値は、單に分量上の差異を有するに過ぎざるものなり、依て以て各種の財の價値の大小増減を

主たる職務
と従たる職務

正確に且つ容易に、比較量定し得る次第なれば、貨幣が一般の價値の尺度たる職務を盡し、作用をなすは、全く貨幣が一般の交換の媒介物たる職務を盡し、作用をなすが爲めなるに外ならず。又貨幣が一般の支拂及び貸借の用具たることも、貨幣が一般の交換の媒介物たるにより、貨幣經濟の發達と與に、一般に斯かる便利なる財にての支拂を受くることとなり、又斯かる融通の多き財にて貸借行はるることとなり、價値の双方向的交換のみならず、價値の一方的移轉も亦一に之に由るに至りたる次第なり。貨幣が價値貯藏及び運搬の手段に供せらるることも、亦全く同一の理由に基くものにして、交通經濟の發達と與に、一般の交換の媒介物たる貨幣生ぜんか、何時にても又如何なる財にても、貨幣にて得られざるものなければ、貨幣こそ最も便利なる價値貯藏及び價値運搬の手段となりたる次第なり。

第三款 貨幣の意義

前款述ぶるところは、貨幣を以て、専ら一般の交換の媒介物たる職務を盡すものなりといふにあり。されど一般の交換の媒介物たるもの、悉く貨幣なりと稱すべからざるが上に、貨幣の意義に關し、古來異說多ければ、事の煩雜を厭はず、次に是等

貨幣の意義に關する四學說

の諸異說を列舉し、説明し、批評し、依て以て貨幣の眞意義を闡明せむことを期す。今貨幣の意義に關する諸學者の說を種別せむに、大略次記の四種となりぬ可し。即ち

- 一 最廣義說(媒介物說)
- 二 廣義說(通貨說)
- 三 狹義說(正貨說)
- 四 最狹義說(法貨說)

是れ也。

最廣義說とは、總て、交換の媒介物たるものを以て、貨幣なりとなすもの也。詳言すれば、一般に流用すると否とを問はず、苟も交換の媒介を爲すものは、悉皆貨幣なりといふに在り。此說を主張するものは、シジウキツク、Sidgwick、ウォーカー、A. Walker、ケルンフェリッハ、K. Helfferich、メンタレオニ、M. Pantaleoni (註五)等是れなり。

最廣義說(媒介物說)

註五 Sidgwick, Principles of Political Economy, Bk. II, Ch. IV.—A. Walker, Art. "Money" in Pulgrave Dictionary, vol. II, pp. 757—K. Helfferich, Das Geld, S. 210-230—M. Pantaleoni, Pure Economics, pp. 221.

斯くて此説は一切の交換の媒介物を以て一切貨幣なりと爲すものなれば、一名「媒介物説」とも名くべきものにして、勢ひ貨幣の範圍頗る廣く、貨幣の種類最も多く、地金銀も貨幣なり、一切の手形、小切手、印紙、利札、其他の有價證券も亦貨幣なりと謂はざるべからず。勿論手形、小切手の類は多く紙幣同様に流通すべく、又印紙、利札と雖も時に正貨同様に支拂の用に供せられざるにあらざれども、元と手形、小切手の世上に流通するは、一に振出人、引受人、又は裏書人の信用に基くものなれば、常に必ず流通すとは限らず。又印紙、利札の支拂の用に供せらるゝは相手の承諾する場合に限るべし。孰れにもせよ、結局、是等の物品は一般的流通のものにあらずして、制限的流通のものなり。甲の場合には交換の媒介物たれども、乙の場合には交換の媒介物たる能はざるものなり。前きには貨幣にして、後には貨幣たらざるものなり。於是乎、吾人は知る、貨幣の第一の要件は、貨幣は一般の交換の媒介物たるものに、限ること。

(廣義説
通貨説)

廣義説とは、總て、一般の交換の媒介物たるものを以て貨幣なりとなすもの也。詳言すれば制限的流通のものは貨幣にあらざれども、既に一般的流通のものた

る以上は、一切之を貨幣なりと稱するもの也。斯くてこの説は通貨は即ち貨幣なりと説くものにして、一名「通貨説」とも稱すべきものなり。フキリッポヅチ(註六)の如き、此説を採る。

註六 Philippovich, Grundriss, I Bd. S. 221.

されば此説に従ふときは、兌換紙幣を以て貨幣の一種と稱せざるべからず。勿論、兌換紙幣は流通力上に於て正貨と異なる無く、却て不換紙幣に優る場合多けれど、最終の支拂の用具たる能はざるものなり。詳言すれば人の之を受け、人の之による支拂を諾するは、更に之を以て正貨と兌換し得るの保證あるが爲めなり。従て其の保證薄弱なるときは、彼の手形、小切手同様に一般に流通せざるのみならず、保證確實なる場合と雖も、尙ほ之を以て正貨と兌換するを必要とする場合起るものなり。外國に送金する場合の如き、又は外國人が歸國する場合の如き、由是觀之、兌換券は通貨なれども貨幣にあらず。正貨は通貨なると與に貨幣なり。若し貨幣を「正貨幣」と名くべく、ひば、兌換券は即ち「准貨幣」たるものにして、其の間の關係は、恰も彼の財に對する准財の如く、兌換券は貨幣の實にあらざりて、貨幣の影たるに過ぎる可く、而も其の影に

より必ずしも其の形を捕ふるを得とは限らざるなり。於是乎吾人は知る貨幣の第二の要件は貨幣は最終の支拂の用具たることを。

(狭義説)
(正貨説)

狭義説は曰く、凡そ貨幣とは一般の交換の媒介物にして、且つ最終の支拂の用具たるものなりと。此説に従ふときは、貨幣は獨り正貨及び不換紙幣に限る可し。されど今日文明國に於ては不換紙幣全く絶へ、一般の交換の媒介物にして、且つ最終の用具たるものは、事實に於て獨り正貨のみなれば、此説は一名「正貨説」とも名くべし。而して吾人は此説を信じ、此説に賛同するものなり。然るに世には此説を以て尙ほ貨幣の意義を廣義に解するものとなし、此説を以て近世の貨幣の意義に當らざるものとなすものあり。最狭義説於是乎起る。

最狭義説
(法貨説)

最狭義説は曰く、凡そ貨幣とは、「法定の支拂の用具」Gesetzliches Zahlungsmittelたるものなりと。此説によれば、紙幣必ずしも貨幣にあらず、正貨も亦必ずしも貨幣にあらず。結局貨幣は法律の認めて以て貨幣たるもの、即ち法貨たるものに限る。されば此説は一名「法貨説」とも名くべきなり。クナップ及びキンレイ(註七)の如き、此説を主張す。

註七

Knapp, Staatliche Theorie des Geldes, 1905—Kinley, Money, pp.70-71

されど此説にして可ならむには、貨幣は法律の結果初めて生ずるものとなり、従て法律以前に貨幣無しと斷せざるべからざるに至る。是れ吾人の服する能はざる所なり。元と貨幣の法定たり若くは合法たりといふが如きは、貨幣の頗る發達したる形式に過ぎずして、未だ社會に法律存せず従て法律の認めて以て支拂の要具たるもの生ぜざる以前に於て、既に早くも貨幣の職務を盡すものあるを如何せむ。貨幣は未だ法定の支拂の用具たらざるも、習慣又は慣例により一般に認めて以て完全なる支拂の用具たり、一般の交換の媒介物たりとなすものあるときは、之を貨幣なりと稱するに於て、何の不可か之れあらむ。現に今日に於ても補助貨幣は一定の金額を限り法貨たるものなり。若し法貨にあらずるものは貨幣にあらずと言はゞ補助貨は一定の金額内に於て貨幣なれど、一定の金額外に於て貨幣に非ずと斷ぜざるべからざるの滑稽に陥らむ。畢竟するに、貨幣は元と是れ經濟上の物體なれば、法律を離れて解釋せざるべからず。法律上貨幣たるを否とを問はず、一地方又は一國の習慣より、慣例により、實際に於て一般の交換の媒介物にし

て、且つ最終の支拂の要具たるときは、一切之を貨幣なりと稱せざるべからず。勿論、法律生じて之を追認し、若くは法律發して新に之を制定せば、通常貨幣の流通力大に加はり、貨幣の功用確立すべしむも、さりとて之を以て貨幣たるに缺くべからざるの要件なりとは言ひ難からむ。

斯くて貨幣は財の一種に外ならざれども、財の貨幣たるに方つて必要とする二大條件は

- 一 一の社會に於ける一般の交換の媒介物たること
- 二 一の社會に於ける最終の支拂の用たること

を知悉せり。然しながら、之は貨幣たるに要する二大條件たりといふに止り、現在貨幣の爲すところを見れば、單に一般の交換の用を辨ずるのみにあらず、又單に一般の支拂の用をなすのみにあらず、更らに一般の貸借の用にも供せられて、廣く交通經濟時代の一大特色たる價値の移轉價値の循環の唯一無二なる用具たるものなるを以て、人若し貨幣とは何ぞやと問はば、貨幣とは價値の一般的代表品にして、價値詳言すれば移轉の通用品なりと稱す可し。所謂交換の媒介とは、此價値移轉の

貨幣の意義

内の一たる、時を同ふして行はるゝ双方的價値移轉の爲に使用せらるるの謂に外ならざるが、貨幣は此外、租税の納入、株金の拂込、利益の配當の如き、一方的價値移轉の爲に使用せられ、又時を異にして行はるゝ双方的價値移轉即ち貸借の媒介として使用せらるゝものなり。而して是等諸種の價値移轉が、爲に完全に且つ一般に行はるゝものあらずんば、未だ完全なる貨幣と稱する能はざるなり。

第四款 貨幣の材料

曩に述たるが如く、世は非交換經濟時代より出でて、交換經濟時代に入り、物々交換經濟時代より出でて、貨幣經濟時代に入りぬ。されど一旦貨幣經濟時代に入りての後も、古代の貨幣たる、家畜、獸皮、介殼、布帛等の如き、所謂物品貨幣は、次第に廢れて、之に代ふるに、近代の貨幣たる、鐵、銅、青銅、白銅、銀、金等の如き、所謂金屬貨幣起り、更に又是等金屬貨幣の内に於ても、鐵、銅、青銅、白銅の如き、卑金屬貨幣は、次第に減少して、金銀の如き貴金屬貨幣主として用ゐらるゝに至りぬ。

斯くて貨幣は昔より今に至る迄、其の種類に於て多大の變遷を見たるものなるが、之には十分の理由あるなり。何ぞや、曰く、金銀は貨幣の材料に適するも、銅、鐵、獸

貨幣の材料の變遷

貨幣の材料の變遷の概要

皮介殼の類は然らざること即ち是れなり。今先づ左に完全なる貨幣の材料としては、是非共具備せざるべからざる八種の要件を掲げて以て、此理を説明するの用に供せむ。即ち

- 一 一般の公認する價值を有すること
- 二 少量にしてしかも高價なること
- 三 分割に容易にして、爲に其價值を損せざること
- 四 貯藏に容易にして、爲に其價值を損せざること
- 五 品質の一樣なること
- 六 價值の變動せざること
- 七 認識し易きこと
- 八 多量に産すること

是れ也。(一)貨幣は價值の尺度にして、又價值の標準なり。されば價值の尺度たり價值の標準たる貨幣は、自身も亦價值を有し居らざるべからず。是れ恰も物の長短を計る物差は物差自身も亦一定の長さを有し居らざるべからざるが如し。土

砂瓦礫其の他の自由財の類の貨幣の材料たるに適せざるは、之れが爲めなり。(二)貨幣は交換の媒介物にして、又價值の貯藏及び運搬の手段なり。されば携帯に便に、貯藏運搬に容易なるものならざるべからず。單に價值を有するを以て足れりとせず、更に少量にして高價なるものならざるべからず。然らざれば頻繁なる取引の用に供し、巨額なる價值の貯藏運搬に適せざるべし。鐵、銅、青銅、白銅の類の貨幣の材料たるに適せざるは、之れが爲めなり。(三)貨幣は交換の媒介物にして、又支拂及び貸借の用具たるものなり。されば交換、支拂又は貸借の高如何により、大小隨意に分割し得可く、而も爲めに其の價值を損せざるものならざるべからず。然らざれば大小種々の取引の用に供する能はざる可し。家畜、獸皮、牛馬の類の貨幣の材料に適せざるは、之れが爲めなり。(四)貨幣は價值の尺度にして、且つ價值貯藏運搬の手段たるものなり。されば氣候の爲めに其質を變じ、使用の度毎に磨滅毀損するが如きものならむには、常に價值の變動を起し到底價值の尺度又は價值の貯藏に供する能はざるべし。是れ介殼、布帛、茶稻の類の貨幣の材料に適せざる所以にして、獨り金銀のみは之に銅を參和するに於て其の質堅く、而も銅鐵の如く酸類鹽

類に遭ふて鑄を生ぜざるより之に適する所以なり。(五)貨幣は價值の標準にして、又貸借の基礎たるものなり。されば各個各部分常に同一の品質を有し、從て同一の價值を有するものならざるべからず。換言すれば、同一の分量には常に同一の價值あるものならざるべからず。然らずして一と他の間部分と全體の間部分と部分の間に於て品質を異にし、從て價值を異にするに於ては交換に際し、貸借に際し、意外の得失を見ること無しと謂ふべからず。總て物品貨幣は勿論、寶石、珠玉の類の貨幣の材料に適せざるは、又之れが爲めなり。(六)貨幣は價值の尺度にして、又貸借の基礎たるものなり。されば時勢の如何に拘らず、其の價值常に一定不動なるものならざるべからず。然らざれば交換する者、貸借する者、共に不慮の損失を被むるの虞れあるべし。此點に就ては、金銀と雖も亦其の非難を免れざれども、金銀は米麥等の財の如く、其の大部分が年々産出され、且つ年々消費し盡さるゝものにあらざるを以て、累年の蓄積高に比し、年々の産出高は一少部分に當るに過ぎず(註八)。之を以て金銀は他の物品に比し、價格の變動少きの優れるあるものなり(註八)。(七)貨幣は交換の媒介物にして、又支拂の用具たるものなり。されば日常の

取引に際し、何人にも容易に其の眞偽を識別し得るものならざるべからず。然らざれば誑詐欺謀屢行はれて、社會に罪惡の跡絶へざる可し。之れ寶玉、金剛石の如き、専門家に非ざれば、其の眞偽並に其の價值を檢別し能はざるものは、貨幣の材料に適せざる所以にして、獨り金銀のみ、其の光澤、其の音響により、誰しも容易に他物と區別し得可く、殊に鑄造に堪るより表裏に紋章を印し、周圍に齒狀を刻して以て、其贋造、偽造、變造、切削等を防ぐの便宜あるものとす。(八)更に貨幣は交換の媒介物にして、又支拂の用具たるものなり。されば一國に其の量多く、且つ年々の産額大なるものならざるべからず。然らざれば忽ち日常の取引に不足を感じ、交通貿易の發達に伴ひ難し。是れ産額少き白金等の貨幣に適せざる所以にして、又金銀の之に適する所以なり。

註八 現今世界に存する金銀貨並に地金銀の總量は無慮二千億圓と稱せらる。而して現存額の斯く巨額なるに比し、年産額は割合に僅少にして近年著しく増加せしと雖も、尙ほ最近三箇年の金銀産額は、次表の如く、平均十二億圓未滿に過ぎず。是れ年々の産額に多少の増減あるも、全體より見て、價格の變動少き所以なる也。

一九一〇年

九〇七、五三三、〇四六

二二九、〇七九、八八二

一、一四六、六一二、九三八

貨幣の材料として
の金銀

之を要するに、完全なる貨幣の材料たるものは、常に以上八種の要件を具備せざるべからず。之れ古來貨幣の材料に適するもの極て稀なる所以にして、金銀たりとも、貨幣の材料として、決して完全なるものにあらず。唯夫れ之を他の諸財に比すれば、大に優るものあるを以て、何れの國に於ても、貨幣經濟の發達と共に、期せずして之を選定するに一致せるものと謂ふ可し。
今日の貨幣と云へば人は直ちに金銀を聯想するに至りたるもの豈に偶然ならんや。

第二節 貨幣の制度

第一款 貨幣制度の發達

貨幣の材料として金銀の最も適當なると、從て各國共に貨幣の材料として遂に

貨幣制度の發達の順序

金銀を選択するに至れることは、前節に於て之を縷陳したりき。斯くて金銀は貨幣の材料として一般に使用せらるゝに至りしも、最初より直に之を鑄造貨として使用したるにもあらず、又た此の如き金銀貨は獨り政府の一手にのみ發行せられたるものにもあらず、其の終に鑄造貨として一國政府の下に統一的に發行せられ流通するに至れる迄には、幾多の變遷を経たるものなりとす。今其の變遷の大要を左に列舉せむ。即ち

第一期 秤量貨幣制度時代

第二期 計數貨幣制度時代

前期 官民與に貨幣を鑄造せる時代

後期 政府獨り貨幣を鑄造せる時代

是れ也。

秤量貨幣制度

第一期 秤量貨幣制度時代 金銀が貨幣として使用せらるゝに至れる後ちも最初の間は未だ其の金銀を以て一定の純分と一定の分量とを有する一定の形のものに鑄造するの術を知らず、唯單に之を棒形、輪形、刀形、馬蹄形、延板、小粒等に造り、

又砂金の如きものは小袋に入れたる儘にて、貨幣として授受し、授受の度毎に、一々其の品質等を確かめたる上にて、適當に分割し、若くは其の儘にて之を秤量し、以て其の價額を定め、貨幣として使用せるものなりき。されば此の如き時代の貨幣制度を稱して、『秤量貨幣制度』System of money by weight or System of currency by weight といふなり。之を以て此の時代の貨幣は獨り交換の媒介物たりしのみならず、又往々にして交換の目的物たりしものなり。然るに社會の進歩と交易の發達とに伴ふて、此の如く取引毎に一々其の價額を秤量せざるべからざる底の貨幣を使用せむは、最早其の煩に堪へざるのみならず、偶、不正なる度量衡を使用せらるゝことあらば、秤量の際、詐偽に罹るの虞あるを以て、貨幣の鑄造てふとを發明し、世は第二期に入るに至りぬ(註九)(註一〇)。

註九 秤量貨幣制度の嘗て普く各國に行はれたりしことは、現に存する貨幣の單位の名稱により、之を推察し得べし。即ち佛蘭西の『リール』Lire、『フラン』Franc、『伊太利の』Lira、『英吉利の』Pound、『ペニー』Penny (Poundの二百四十分の一に當る Pennyweight)より起りし名稱、獨逸の『マルク』Mark、我國の『分』分、如き、皆其の國古代に

於ける重量の名稱に基けるものなり。尙ほ今日と雖も秤量貨幣制度を採用する國無きにあらず。緬甸、交趾、支那に於ては皆金、銀、鉛を秤量して通用し、殊に支那の馬蹄銀の如きに至ては、その最も著例なるものとす。

註一〇 秤量貨幣制度に於ても其の發達するに及てや、賣買毎に、取引度に、一々之が純分を検し、一々之が重量を秤るの手續を避けむが爲め、豫め其上に信用ある商人の證明を附し置き、之を信じて其の儘授受することあり。支那の本位貨幣とも稱すべき、彼の馬蹄銀に於て此の事實を見る。乃ち馬蹄銀上に其鑄造元たる銀、鉛又は之を受授せる信用ある商人に於て、其純分並に其重量を測定し、蓋を以て其上に價額を書し、且つ署名して以て、其の確實なることを保證し置くを常とす。斯くせば其の後其の形狀に變化無き限り、授受毎に一々量定するの煩を避け、其の表記價格により授受するを常とす。事茲に至ては、計數貨幣と異なる無きを以て、馬蹄銀の授受は世人の想像の如く複雑煩多なるものに非ず。

第二期 計數貨幣制度時代 此の時代に入るに及んで今日吾人が見る所の、一定の純分と一定の分量とを有し、而も一定の形に鑄造せられて、其の表面には一定の價格を公示せられたる貨幣即ち『鑄造貨幣』一名『鑄貨』Coins, Münzを使用するに至れり。已に一定の純分を有し、一定の分量を備へ、一定の形狀に鑄造し、一定の價額を表記し居るを以て、授受の際、一々之を秤量するの必要無く、唯單に其の個

數を計算して以て所要の價額を授受し得べし。されば此種の貨幣制度を總稱して『計數貨幣制度』System of money by tales or System of currency by tales とすなり。従て又此期に入ては貨幣として使用せらるゝものは、或は交換の媒介物となり、或は交換の目的物となるが如きと無く、常に貨幣としての用途にのみ専用せらるゝことなりぬ。

されども最初の間は此の如き鑄造貨幣を鑄造し發行するものは、獨り一國の政府のみならずして、人民中信用厚き者も亦同時に之を鑄造し、之を流通せしめたるは、各國共に史乘に散見する所なりとす(註一一)。

註一一 英吉利の古史を按ずるに、同國の君主は元來金銀貨幣鑄造の特權を保有せしも、銅貨は人民の便宜に任せて之を私鑄するを許せりといふ。

然るに一般人民に對し價値の標準たるべき貨幣の私鑄を許容せむには、偶、不正の徒をして不正の貨幣を濫發し、不當の利得を收得するの機會を得せしむるのみならず、斯くて惡貨市場に横溢せむには、爲に一般に貨幣の相場の下落を起し、人民の財産所得、取引等の不安固を來し、其の極途に復た取引毎に一々貨幣の純分、分量

造幣の統
主權

を檢定し量定せざるべからざることとなり、折角出來上りたる計數貨幣も再び秤量貨幣同様のものたるに至るべし。之を悟るに至りたるより、近世の國家は一方に於て一般人民の貨幣鑄造權を否認し、他方に於て一切外國貨幣の流通を禁止し(註一二)法律を以て一國內に於ける一切の貨幣の鑄造權並に發行權を擧げて國家の手に集中し、獨占し、之を以て國家主權の一に數ふるに至りぬ。『造幣主權』Royal attribute of coinage, Münzregal なるもの即ち是れ也(註一三)。

註一二 國家にして造幣主權を確立せむと欲せば、勢ひ外國貨幣の流通を嚴禁せざるべからず。即ち外國貨幣は地金として授受する外、貨幣として使用する能はざるを以て、原則となすべし。されど同時に此原則に對し、二箇の例外の場合あるを記憶せざるべからず。何ぞや、曰く

一 貨幣同盟條約の結果、同盟諸國の貨幣に限り流通を許す場合

二 自國貨幣の不足又は不備の結果、外國貨幣の流通を許す場合
是れ也。(一)千八百六十五年、佛蘭西、伊太利、白耳義、瑞西間に成立したる羅匈貨幣同盟又は千八百七十六年、瑞典、諾威間に成立したるスカンデヒナヅキア貨幣同盟に於ては、豫め條約を以て各國の貨幣の名稱、形體、品位、量目等を均一にし、同盟國の間に其の流通を許したるが如きは第一の場合の適例なり。(二)嘗て朝鮮、今も尙ほ滿

洲に於ける日本貨幣、支那に於ける墨西哥銀、日本銀貨、西印度諸島に於ける米國、墨西哥、西班牙の諸貨幣、海峽殖民地に於ける印度、西班牙、墨西哥の諸銀貨、亞弗利加西海岸一帶の地に於ける西班牙、佛蘭西、和蘭の諸貨幣の如き、其の他我國中に於ける永樂錢の如き、與に第二の場合の適例なり。

註一三 獨逸は同國憲法第四條第三號を以て造幣主權を帝國政府の手に收め、北米合衆國は同國憲法第八號を以て之を議會の手に收め、我國に於ても亦貨幣法第一條により、「貨幣の製造及發行の權は政府に屬す」と規定し、更に新刑法第四百四十八條乃至百五十三條を以て貨幣の偽造變造を取締り居れり。其の他、各國皆略ぼ同一の規定を設く。

斯くて近世の國家は造幣主權を確立し、貨幣制度を統一するに至りたるものなるが、然らば國家は如何にして貨幣制度を組織すべきやといふに、要は

- 一 貨幣の本位を定むること
- 二 貨幣の單位を定むること
- 三 貨幣の種類を定むること
- 四 貨幣の公差を定むること
- 五 貨幣の鑄造を規定すること

貨幣制度の内容

六 貨幣の改鑄を規定すること
の外に出ざる可し。説明の便宜上、貨幣の單位より逐次之を講述せむ。

第二款 貨幣の單位

布を計るに尺を以て單位と爲すが如く、米を量るに石を以て單位と爲すが如く、道を測るに里を以て單位と爲すが如く、貨幣も亦價値の標準にして、且つ之れを計るの尺度たる以上は、一定の單位を有せざるべからず。之を稱して「貨幣の單位」Monetary unit, Münzfluss とす。而して、貨幣の單位、詳言すれば、貨幣の價値の單位を定むるとは、一定の純分と一定の分量とを有する一定の貨幣を以て、計算の起點、若くは基礎と爲すとをいふ。我貨幣法明治三十年法律第三十號第二條に、「純金の量目二分を以て價格の單位と爲し、之を圓と稱す」とあるは即ち是れ也(註一四)。

註一四 各國現行の貨幣の單位中、最も古きものは、英吉利の「ポンド」Poundにして、遠くサクソン時代より存せしものなり。第二は佛蘭西の「フラン」Francにして、千七百九十五年に定り、第三は米國の「ダラー」Dollarにして、千八百三十四年に定り、第四は我國の「圓」にして、千八百七十一年(明治四年)に定り、第五は獨逸の「マルク」Markにして、千八百七十三年に定る。

貨幣單位の意義

元と我國に於ては、徳川時代より明治の初年に至るまで、『兩』(一兩の四分の一を「分」、一分の四分の一を「朱」と稱せり)を以て貨幣の單位とせしが、明治四年五月新貨條例を發布するや、改て「圓」と稱し、品位九百、純量一グラム五とせり。然るに明治三十年貨幣制度の改正起るや、純量を半減し、品位九百、純量〇グラム七五を以て圓となせり。されば新金貨一圓は舊金貨一圓の半額に當るものなりと知る可し。

然らば如何にして貨幣の單位を定むべきかといふに、夫は其の國其の時代の經濟發達の程度に應じて斟酌せざるべからず。是れ蓋し貨幣の單位の高低如何は、大に其の國民の消費經濟並に交通經濟に影響するものにして、單位にして高きに失せば、國民をして不知不識の間に、奢侈の弊に陥らしむ可く、單位にして低きに失せば、又大に一般取引の上に不便を與ふべければ也。

第三款 貨幣の種類

先づ貨幣の單位を定めたる上に於て、次に設けざるべからざるは、貨幣の種類なり。方今孰れの國に於ても、貨幣に二種を設く。曰く

- 一 本位貨幣 Standard money or standard coins, Währungsmetall od. Kurantmünzen
- 二 補助貨幣 Subsidiary money or auxiliary coins, Scheidemünzen

貨幣單位の程度

本位貨幣と補助貨幣

是れ也。元來廣く一般に貨幣と稱せらるゝものゝ内には、法律の認て以て支拂の要具たるもの即ち『法定の支拂の要具』たるものと、然らざるものとありぬ可し。現に我國に於ても一文錢二文錢の如きは我法律の貨幣と認めざるものにして而も貨幣の實あるものなり。されば貨幣中特に法律の認めて以て支拂の要具となし、何人と雖も其の貨幣にてならば法律上完全なる支拂を爲すの權利あるべく、又夫れにてならば法律上正に支拂を受く可き義務あるものを特に『法貨』 Legal tender, Gesetzliches Zahlungsmittelと稱す。而して『本位貨幣』又は『本位貨』とは、無限に法貨たるものにして、『補助貨幣』又は『補助貨』とは、一定の金額内に於てのみ法貨たるものなり(註一五)。一は絶対的の法貨にして他は相對的の法貨なり。一は無條件の法定の支拂の要具にして、他は條件付の法定の支拂の要具なり。一は『無限法貨』 Unlimited legal tender にして他は『有限法貨』 Limited legal tender なりと謂ふ可し。

註一五 補助貨は一定の金額を限り法貨たるの資格を有するものなり。されど此種の制限は民間の取引に對する制限にして、租稅其の他の公納に對する制限を意味するにあらず。之を以て羅甸同盟諸國は同盟條約により、補助貨の法貨たる制限

の二倍迄公納に使用することを許すを約し、獨逸並に我國に於ては、補助貨を無限に公納に使用することを許せり。

各國に於ける補助貨たる制限

之を實例に徴するに、獨逸に於ては補助銀貨は二十馬克を限り、白銅貨、銅貨は一馬克を限り法貨たるべく、羅甸同盟諸國佛國、瑞西、白耳、義伊、太利、希臘に於ては補助銀貨は五十法を限り法貨たるべく、英吉利に於ては補助銀貨は二磅を限り、青銅貨は一志を限り法貨たるべく、北米合衆國に於ては補助銀貨は十弗を限り、補助銅貨は二十五仙を限り法貨たる資格を備ふ。我國にては、貨幣法第十七條に、金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す、銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣及青銅貨幣は一圓までを限り法貨として通用すとあり。從て又我國の本位貨は二十圓、十圓、五圓の金貨にして、補助貨は五十錢、二十錢、十錢、五錢の銀貨並に五錢の白銅貨、二錢、一錢及び五厘の銅貨なりとす貨幣法第三條、第十、五條、第十七條參照。

補助貨たる制限を定むる標準

斯くて補助貨は一定の金額を限り法貨たる資格を有するものなるが、其の制限金額は如何に之を定むべきか、制限金額にして高きに失せば、勢ひ補助貨の流通額を増加し、延て本位貨の使用範圍を侵し、貨幣制度の基礎を薄弱ならしむべく、又制

補助貨發行に關する三問題

限金額にして低きに失せば、勢ひ補助貨の使用範圍狭小となりて、日常の取引に不便を感じずべし。畢竟するに補助貨發行の目的たる、次に記するが如く、一に其の國人民の日常の小取引の便に供せむとするに外ならざるべきを以て、其の制限金額の大小如何は其の國人民の生活程度を標準として決定せざるべからず。生活程度高き國に於ては、日常の取引と雖も金額大なるべきを以て、補助貨幣を要すること比較的少なく、制限高きも充溢の憂無けれど、生活程度低き國に於ては、日常の取引皆小額なるべきを以て、補助貨幣を要すること比較的に多く、制限低きに失せば充溢の虞あらむ。さりながら、補助貨にして濫發せられず、從て其の價額下落せざる限りは、通常其の法貨たる制限額を超えて、支拂に供せられ得ければ、斯かる場合には、補助貨の法貨たる制限の大小高低は、大なる問題とならざる可し。

以上論ずる所により、吾人は通常貨幣に本位貨幣と補助貨幣の別あること、本位貨幣は無限法貨にして補助貨幣は有限法貨なること、並に補助貨幣の法貨たる制限額は國民の生活程度を標準として定むべきことを知悉せり。由是觀之、本位貨幣は完全なる法貨にして、補助貨幣は不完全なる法貨なり。完全なる法貨以外に

特に不完全なる法貨を併存せしむるを見ては、此際當然生ず可き三個の疑問ある可し。曰く

- 一 國家は何故に特に補助貨を發行するや
 - 二 國家は何故に補助貨の法貨たる資格を制限するや
 - 三 國家は何故に補助貨に實價を附與せざるや
- 是れ也。以下順を逐て之に解答を與へむ。

近世の國家は何故に本位貨以外に補助貨を發行するに至れるや。問題は重大なれども、解答は簡單なり。曰く、民間、日常の小取引の便宜に供せむこと、是れのみ。今其の理由を説明せむに、凡そ一國の取引には大口の取引ある可く、小口の取引ある可く、大口の取引には大額の貨幣を使用す可きも、小口の取引には小額の貨幣を使用せざるべからず。是れ二十圓金貨、十圓金貨、五圓金貨の如き本位貨幣を要すると與に、五十錢銀貨、十錢銀貨、五錢白銅貨の如き補助貨幣を要する所以にして、萬一、一國の貨幣にして、二十圓金貨、十圓金貨、五圓金貨の如き本位貨幣のみならむには、何を以て五十錢、十錢、五錢の如き日常の小取引を辨ずるを得む。斯くて本位貨

補助貨發行の理由

幣のみにては、日常の小取引に對する交換の媒介物を缺くが故に、之の缺を補はむとして補助貨幣出で、補助貨幣の名生じたる也(註一六)。

註一六 補助貨幣の起源は英吉利に在り。千六百九十三年、ウキリヤム、ベッチーは一種の金屬を以て本位貨幣を造り、他種の金屬を以て補助貨幣を造り、彼れ此れ相調合して取引の便宜に供せしむべしと論じ、次いで千六百九十四年、ジョン、ロックも亦同様の説を唱へ、千八百五年リヴァプール船貨幣論を著すや、更に熱心に此の説を主張せしかば、遂に英吉利政府の容るゝ所となり、千八百十六年金貨本位制を採用するに當て、別に銀貨の補助貨幣を設けたり。之を以て世界に於ける補助貨幣の嚆矢となす。

されど金にては五十錢、十錢、五錢の如き小貨幣を造る能はざる可く、強て之を造らむと欲せば、勢ひ非常に多量の參和銅を加味せざるべからず。然らざれば餘り小形に失して計算携帶貯蓄に不便なるべく、又紛失の虞れある可し。さりとして非常に多量の參和銅を加味し、強て其の形を大ならしめむには、金貨たるの本色全く消へ去りて、爲に偽造贗造續出するに至らむ。又銀にて二錢、一錢、五厘の如き最小貨幣を造らむにも、同一の不便と弊害とを伴ふ可し。之を以て金單本位制の場合

補助貨と低位金屬

實價貨幣
と名目貨幣

は勿論銀單本位制の場合と雖も、尙ほ銀、銅、白銅等の低位金屬を以て特に補助貨なるものを造るの要ある也。

以上論ずる所により、吾人は小取引の用に供する爲め、特に小貨幣を造るの必要ある所以を首肯し得たり。されど此の如き小貨幣に限り特に法貨たる資格を制限するの必要ある所以をも合せ會得するにあらざれば、未だ完全に補助貨發行の理由を知悉する能はざる可し。然らば小貨幣に限り特に法貨たる資格を制限する理由如何。換言すれば補助貨の有限法貨たる理由如何。之を説明するに當て、先づ説かざるべからざるものあり。何ぞや、曰く、凡そ貨幣には

- 一 實價貨幣
- 二 名目貨幣

の區別あること是れ也。「實價貨幣」とは、公稱價額と同一の實價を有する貨幣なり。「名目貨幣」とは一名「定位貨幣」Token money, Grobbrünzenとも稱し、實價以上の公稱價額を有する貨幣なり。五圓金貨にして鑄潰すも五圓の價格あるものは前者なり。一圓銀貨にして鑄潰すときは八十錢の價格なるものは後者なり。前

補助貨を
制限する
理由

者は名實相合ふ貨幣にして、後者は名實相反する貨幣なり。

然るに本位貨幣は原則として實價貨幣なれども補助貨幣は原則として名目貨幣なり(註一七)。今一例を擧げて、之を證せむに、現今純金の相場は先づ平均一匁五圓なり。而して我貨幣法第二條に於て、純金の量目二分を以て價格の單位となし之を圓と稱すと規定し、更に第五條に於て、金貨幣の品位は純金九百分、參和銅一分とすとあり、又第六條に於て本位貨幣たる五圓金貨の量目は一匁一分一厘一毛一なりとあれば、五圓金貨の中に含るゝ純金の分量は、 $1111 \dots \times 9 = 09999$ 匁にして、殆ど先づ一匁なり。而して純金一匁の相場は曩きに述たるが如く、昨今凡そ五圓なれば、五圓金貨は其の名の如く五圓の實價を備ふるものなり。十圓金貨、廿圓金貨たる本位貨幣も亦同一の理にて十圓、廿圓の實價を備ふるものなり。斯くて本位貨幣は通常實價貨幣にして公稱價格と同一の實價を有するものなれば、之を無限に法貨として通用せしむるも、之を受くる者、之を渡す者、共に損益する所なれば、何等の差支無き者なり。次に補助貨幣に就て之を見るに、我貨幣法第五條に於て、銀貨幣の品位は純銀八百分、參和銅二百分とすとあり、同第六條に於て五十錢

銀貨の量目は三匁五分九厘四毛二とあり、故に五十錢銀貨の中に含まるゝ純銀の分量は、 $35942 \times 8 = 287536$ 即ち二匁八分七厘五毛三六なりとす。而して純銀の相場は變動常なゆれど、倫敦の銀塊相場にして一オンス^{八匁二毛九厘二分四}にして二十片なるときは、純銀一匁の価格は、凡そ十三錢なりとす。されば五十錢銀貨の實價は $7536 \times 13 = 97968$ 即ち約三十七錢にして、公稱價格より低きこと、約十三錢なり。二十錢銀貨、十錢銀貨、五錢白銅貨に至ては更に甚し。之を要するに補助貨幣は通常皆名目貨幣なれば之を無限に法貨として通用せしめむか、補助貨幣の價格にして下落せざる内は可なるも、萬一補助貨幣濫發のこと起り、爲に價格に非常の下落を生ぜむには、補助貨幣を以て多額の支拂を受けたる人々、辨濟を受けたる債權者は意外の損失を被むる可し。又假令、價格の下落起らざるも萬一補助貨幣のみにて多額の支拂を受けたらむには、之を授受する際、之が計算、運搬に付き、受取人たるもの非常に迷惑を感ずべし。殊に貿易商銀行家外國人の如き時に正貨を外國に輸送するの必要ある者が、無限に補助貨幣のみにて支拂を受けざるべからずとせば、之を本位貨に兩換する毎に意外の損失を被むるとあるべし。且つ夫れ元來補助貨幣發行の理

由たる本位貨のみにては小取引に不便なるより、専ら其の缺を補はむが爲めに發行せられたるものなる以上は、法貨としての授受高に制限を附するも、別段に差支あるべき道理無きなり。

註一七 本位貨幣は原則として實價貨幣たる可く、之に反し、補助貨幣は原則として名目貨幣たる可し。斯く言はゞ、實價貨幣と名目貨幣との種別は、全く本位貨幣と補助貨幣との種別に一致し、人或は之を以て異名同體のものにあらずやとの疑を懐くに至らむ。されど本位貨幣の實價貨幣たるも、補助貨幣の名目貨幣たるも、與に原則にして、從て例外の場合あるなり。即ち本位貨幣にして名目貨幣たる場合も生ずべく、又時に補助貨幣にして實價貨幣たるに至る場合も生ず可し。今先づ本位貨幣にして名目貨幣たるの場合を擧げむに左の如し。

- 一 造幣料を徴収する場合に於ける本位貨幣
- 二 發行額を制限せる場合に於ける本位貨幣
- 三 磨減毀損せる場合に於ける本位貨幣
- 四 複本位制の場合に於ける下落せる本位貨幣
- 五 跛行本位制の場合に於ける低位の本位貨幣

第一、第二、第三の場合に於て説明を要せず。嘗て複本位制を採用せし羅甸同盟國、獨逸、米國の舊本位銀貨は第四の場合に當り、現今、跛行本位制を採用せる羅甸同盟

諸國の五「フラン」銀貨、獨逸の三「マルク」のターレル銀貨、米國の「ドル」の銀貨は第五の場合に當る。而して現今金爲替本位制を採用する印度、墨西哥、ブラジル、海峽殖民地の銀貨も亦之に類するもの也。次に補助貨幣にして實價貨幣たる場合とは、銀價又は銅價暴騰の結果、補助銀貨又は補助銅貨の實價増加し、遂に其の公稱價額と一致せる場合は是れ也。されど本位貨幣の名目貨幣たる場合は、名實の差極て僅少ななるにあらざれば、多く一時的現象なる可く、補助貨幣の實價貨幣たる場合も、永續せざる可く、又永續せしめざるものとす。

吾人は既に補助貨の有限法貨たるは、其の名目貨幣たるが爲めなるを知れり。されど何故に補助貨は常に名目貨幣たらしめざるべからざるか。之れ尙ほ未解の問題也。

國家が補助貨に限り殊に公稱價額に等しき實價を有せしめずして、殊更に名目貨幣たらしむるの理由は

- 一 補助貨の喪失を防ぐこと
 - 二 國庫の收入を増加すること
- 是れ也。(一)元と補助貨發行の目的たる、之れを以て日常の小取引の便宜に供せむ

補助貨を
名目貨幣と
する理由

が爲めなるに、今若し之を本位貨同様に完全なる實價を有せしめむには、本位貨同様に國際間の債務を決済するの必要上、海外に流出する場合生ず可く、又地金の騰貴毎に鑄潰されて、流通外に消失する場合を生ず可し。事茲に至らば日常の取引は忽ち澁滞を來し、一般社會は少からざる迷惑を被むるなる可し(註一八)。されば之を防がむが爲に、故意に其の實價を引下げて以て、容易に鑄潰されず、又容易に海外に持去られざるの用心を爲したる次第なり。(二)且つ夫れ補助貨は内國用のものにして、自由鑄造を禁じられたれば、政府にして濫發せざる限り、假令名目貨幣たるも常に能く其の公稱價額を維持し得可く、國家は其の間に多大の差利を收得し得可し。之を要するに、補助貨には、實價を有せしむるの必要無くして、實價を有せしめざるの必要ありと謂ふ可く、又實價を有せしめざれば、弊害無くして、收益大なるものなりと謂ふ可し(註一九)。

註一八 米國に於ては千八百五十三年以前、小額の銀貨をも大額の銀貨同様に實價を有せしめ、本位貨として通用せしめしかば、千八百四十八年、カリフォルニアに於ける金鑛の發見起り、次いで濠洲に於ける金鑛の發見起るや、金價は大に下落し、惡貨

たる金貨は、良貨たる大額の銀貨は勿論、小額の銀貨をも海外若くは流通外に驅逐し盡せり。此結果、日常の小取引に一大滯滞を來し非常の困難に遭遇せり。之を以て千八百五十三年貨幣條例を改正し、一弗以下の銀貨の量目を減じ、從て法貨たる制限を最初は五弗、後には十弗として、補助貨幣たらしむるに至れり。又佛蘭西、白耳義、瑞西の諸國も、羅甸同盟成立以前に同一の困難に遭遇せり。

註一九 補助貨は常に名目貨幣たらしめざるべからず。從て補助貨は常に公稱價額以下の實價を有するものなるが、斯く實價を引下ぐるは、如何なる方法に由るやといふに、之れには三種あり。

- 一 特に雜分を加へて、品位を下ぐる法
- 二 特に量目を減じて、實價を下ぐる法
- 三 上記二法を兼用するの法

是れ也。

斯くて吾人は補助貨を以て常に名目貨幣たらしむ可く、又たらしめざるべからざるの理を首肯し得たり。然らば之を名目貨幣たらしむ可きの程度如何。詳言すれば、國家は補助貨の實價と公稱價額との間に、幾何の差額を設く可きか。之れ次に研究せざるべからざる問題なり。此差額にして大に失するも、將又小に失するも、常に其の中庸を得ざれば、孰れも弊害あるべし。今先づ差額の大に失する場

補助貨を
名目貨幣
たらしむ
る程度

合の弊害を擧れば左の如し。

- 一 補助貨にして實價を下ること甚しきときは、品質粗惡に流れ、之を鑄造せば多大の利益を占むるより、自然私人の間に偽造、贋造の慾心を誘發すべし。現に先年朝鮮に於て元價七厘乃至八厘の粗惡なる白銅貨を五錢に流通せしめしかば、白銅貨の偽造、贋造は盛んに行はれ、其の高無慮六百萬元に達せりと傳ふ。
- 二 補助貨の鑄造により多大の利益を占め得るときは、獨り私人のみならず、政府も亦其の財政上の缺乏に窮する毎に、不知不識之を濫發し、爲に補助貨の下落を來し、爲に個人の財産に多大の損失を被らしめ、經濟市場をして常に不安ならしむるの大害を醸すべし。是れ亦先年朝鮮政府の經驗せし所にして、其の財源に窮するや、忽ち白銅貨の濫發を企て、白銅貨市場に溢れて五錢のもの、二錢五厘以下にも下落せしことあり。

次に補助貨の公稱價額と實價との差額にして、小に失する場合の弊害を擧れば左の如し。

一 補助貨の公稱價額と實價との差額少きときは、補助貨の形量自から大に過ぎ、流通上に不便を感ずべし。

二 補助貨の公稱價額は實價に接近し居るより、萬一金銀相場激變して銀價暴騰するときは、補助銀貨は或は海外に流出し、或は國內に鑄潰されて、其の結果、小取引の便宜を缺くに至らむ。銅價騰貴の場合に於ける補助銅貨の喪失の害も亦之に同じ。

三 補助貨の公稱價額と實價との差額少きときは、別に何等の弊害無くして當然收得し得可き國庫の利益を殊更失ふに至るべし(註二〇)。

註二〇 補助貨にして其の公稱價額と實價との差額小に失するときは、(一)形量大に失して流通の不便なること、(二)實價多きより喪失の危険あること、(三)當然得らるべき利益を喪失する等、前記三種の弊害と損失とを伴ふの理を遺憾無く證明せるもの、近く之を我國の補助銀貨に見る。

由來、我國の補助銀貨は明治三十年三月法律第十六號貨幣法第六條第四號、第五號、第六號を以て

五十錢銀貨幣 三匁五分九厘四毛二(十三グラム四七八三)

二十錢銀貨幣 一匁四分六厘七毛七(五グラム六九一四)

十錢銀貨幣 七分一厘八毛八(二グラム六九五五)

と定めたり。之によるときは金一に對する我國補助銀貨の法定比價は二十八・七五となり、銀塊相場にして三十二片七九となるに至らば、補助銀價は全く實價を有するものとなる可し。然るに是れ迄下落一方なりし銀塊相場は明治三十八年秋頃より急轉して騰貴一方となり、最高三十片の高値を出すに至れり。萬一此勢にして止ざらむには、我國の補助銀貨は之を貨幣として使用するよりも、地金として賣却する方、却て有利となるより、補助銀貨は外國に流出し、又は國內に鑄潰されて、次第に流通市場に其の跡を絶つに至らむ。於是乎、政府は倉皇補助銀貨改鑄の議を決し、明治三十九年二月廿一日、前記貨幣法第六條第四號第五號に對する次記の改正案を議會に提出せり。

五十錢銀貨幣 二匁七分(十グラム一二五〇)

二十錢銀貨幣 一匁零分八厘(四グラム〇五〇〇)

本改正案の第一の利益は、補助貨の流通を安全ならしむることなり。元來我國の補助貨は之を歐米諸國の補助貨に比し、實價多きに過ぐ。之れぞ此回の如き銀價暴騰に際し、特に危険を感ずるに至れる次第なり。改正案によれば、從來金一に對し補助銀貨の法定比價二十八・七五なりしを、二十一・六〇と改むる次第なるを以て、銀塊相場にして四十三片六六以上に暴騰せざる限り、流通市場より奪はるゝの心

治四十年、銅價の未曾有の暴騰に際し、二錢銅貨一錢銅貨も亦多少錯滑されたるの形跡あり。間も無く銅價は再び下落せしより、被害著じからざりしも、此後此種のこと再發せずとは言ひ難ければ、補助銅貨も亦補助銀貨に倣ふて改鑄の必要起らむ。

補助貨濫發防止法

本位貨は通常實價貨幣なるを以て、國家は其の發行により別段に利益する所無きも、補助貨は通常名目貨幣なるを以て、國家は其の發行により多大の利益を收め得可きは、既に説く所の如し。勿論補助貨幣は常に名目貨幣たらしむ可き必要あるものなれば、爲に國家の收得する此種の利益は正當なる利益なれども、さりとて此種の利益を目的として補助貨を發行するに至らば、之れ全く本末を顛倒せるものとして、排斥せざるべからざるは論を俟ざる可し。然るに萬一、補助貨の發行に對し、何等の制裁無きときは、政府は財政の缺乏に際し、往々之が濫發の弊に陥り易きものなり。之れ補助貨濫發防止法の必要ある所以にして之には二種の方法あり。曰く

- 一 國庫又は中央銀行に於て補助貨引換の義務を負ふ法
- 二 法律を以て豫め補助貨發行高に一定の制限を設くる法

補助貨引換の義務を負ふ法

是れなり。今左に此兩種の法を比較論評せむ。

第一法により國庫に於て補助貨引換の義務を負ひ、苟も補助貨を國庫に提供するものあらば、國庫は請求次第何時にても無手数料にて其の公稱價額と同額の本位貨に引換ふ可く、又本位貨を提供するものあらば、同じく同額の補助貨を與ふることとせば、自から補助貨の供給を需要に投合せしめ得可し。何となれば萬一政府にして補助貨を濫發するも、其の結果、其の價格を下落せしむるが故に、補助貨を受取りたる者は直に國庫に馳せ付け本位貨との引換を請求す可く、濫發甚しきに從て、兌換も亦甚しければ、結局政府と雖も遂に能く補助貨を濫發する能はざらむ。又之に反し、補助貨の供給不足にして小取引に不便を感ずるに至らば、人々所持する所の本位貨を國庫に提供して補助貨に引換ふべければ、補助貨の不足は直に補はるべけむ。國庫が其の國の中央銀行に命じて、此種引換の義務を負はしむる場合も亦同じ。

其事例

之を以て獨逸の如きは貨幣法第九號第二項を以て、補助銀貨二百馬克以上、白銅貨五十馬克以上を國庫に提供するものあらば、國庫は之に對し同額の本位金貨を

交附す可く、又補助銀貨は法貨たるの金額に制限あるに拘らず、國庫に於ては無制限に公納に受領すべしと規定す。又羅甸同盟諸國佛蘭西、伊太利、白、耳義、瑞西、希臘は同盟條約により個人又は他國の政府より百法以上自國の補助貨を提供する者あらば、無手数料にて本位貨と引換ふべきこと、並に補助貨は法貨たる制限額の二倍迄公納に受領することを定む。更に米國は一個一弗以下の補助貨を二十弗以上國庫に提供するものあらば、國庫は之に對し同額の本位貨を交附すべく、又二十弗以上の本位貨を提供するものあらば、之に同額の補助貨を交附す可しと定む。我國に於ては補助貨引換に關し、貨幣法中に何等の規定無きも、租稅其の他の公納には補助貨を無制限に受領すること、並に日本銀行に命じて各銀行より補助貨を持參するときは無手数料にて之を兌換券と引換ふることとし、尙ほ大藏大臣は毎年全國各地よりの情報に照し、補助貨の發行高を定むることとせり。英國も亦略ぼ我れに同じ。

第二法は豫め法律を以て補助貨の發行額に一定の制限を加へ置くものなれば、此法によるも補助貨濫發の弊を防止し得可し。現に獨逸は千八百七十三年の貨幣法に於て、補助銀貨は人口一人に付き十馬克の割合、白銅貨並に銅貨は同じく二

補助貨發行額に一定の制限を設くる法

馬克半の割合を超えるべからずと規定し、次で千九百年六月一日之を改正して、補助銀貨は人口一人に付き十五馬克の割合に高め、更に千九百八年五月十九日再び之を二十馬克の割合に高めたり。又羅甸同盟國は千八百六十七年十二月二十三日の同盟條約第九條により二法、一法、五十「サンチム」、二十「サンチム」の銀貨の鑄造額を各國人口一人に付き六法の割合に限ると規定し、更に千八百九十七年十月二十九日の改正同盟條約により其の制限を七法但し希臘の六法に引上げ、更に又千九百八年十一月四日の改正同盟條約第一條により再び補助貨の人口割を一人に付き十六法に高めたり。斯の如く獨逸並に羅甸同盟國が已に第一法を採用せる上に、重ねて第二法を採用せるは、嚴に過ぐるが如くなれども、之には又特別の事由存するなり。獨逸は千八百七十三年貨幣制度を改正し、銀單本位制より金單本位制に移らむとするや、從來國內に流通せし多額の本位銀貨ルターレ銀貨を處分せざるべからざるの地位にありたるを以て、若し此際補助貨の發行額に何等の制限無きときは、政府は本位銀貨の處分を急ぐの餘り、妄りに之を補助貨に改鑄し、爲に一時たりとも補助貨濫發の弊に陥らずとは言ひ難し。又羅甸同盟國にあつては同盟條約によ

り各國互に補助貨の品位純分を協定し置けるも、萬一其の内の或る一國にして妄りに補助貨を濫發せむか、自然他の同盟國にも其の弊害を及すの恐れあるを以て、斯くは同盟條約により各國の人口に比例し、補助貨發行額に一定の制限を加へ置きたる次第也。

前二法の
優劣

されども斯る特殊の場合を除けば、第二法は寧ろ無用の長物にして、第一法に據るを以て足れりとす。是れ蓋し一國に於ける補助貨の需要額なるものは、其の國經濟發達の程度により増減ある可く、又増減あらしむ可きものなればなり。例令ば取引の多少、現金取引と掛取引との割合、小切手流通の程度等により、各國の補助貨需要額は大に異なる可きは勿論、同一國內に於ても其の經濟上の季節、並に各地の經濟發達の程度により自から異動ある可し。斯く國により、場所により、時代により、季節により、需要額に甚しき異動あるべき補助貨に對し、豫め發行額を單に人口を標準として一定し置き、動かさしめざるは決して策の得たるものに非ざる可く、市場の狀況如何により、自ら伸縮自在なる可き第一法に據るの優れるに如かず。

第四款 貨幣の公差

貨幣公差
の意義

貨幣の種類、貨幣の品位、貨幣の量目は、各國與に主として貨幣法に於て規定するものなるが、斯くて一旦各種貨幣の品位並に量目を法定せる以上は、法定の品位量目と符合せざるの貨幣を鑄造し發行するは、大に戒めざるべからず。近時各國與に造幣術大に進歩發達せしかば、這般の懸念大に減じたれども、尙ほ數多き貨幣の内には、多少の差違を見ずとも言ひ難し。さりとして微細なる差違あるを理由として、一々改鑄せむは、到底其の煩に堪へざるべし。之を以て方今各國與に豫め貨幣法に於て、一定の差違を限り之を公認し、其の程度以内の差違ある貨幣は、差違無き貨幣と見做して發行を許すの方法を採る。斯く法律を以て公認せる貨幣の品位量目の差違を、『公差』(Tolerance of the mint or remedy, Toleranz, Remedium od. Fehlergrenze) 名く。

貨幣公差
の種類

由是觀之、公差は造幣技術上の必要より、多少の差違は差違と見做さずとの趣旨に出たるものなるが、之は二種の別あるべし。即ち

- 一 品位公差
- 二 量目公差

是れ也。前者は純分に就ての公差にして後者は分量に就ての公差なり。又公差は之を定むる方法如何により、更に二種に分る

- 一 毎片公差
- 二 大數公差

是れ也。前者は毎片の品位並に量目に關する公差にして、後者は百枚若くは千枚といふが如き大量の品位並に量目に關する公差なり(註二一)。

註二一 貨幣の公差は如何なる程度に於て之を定むべきかは、其の國造幣技術の發達の程度による問題なれば一概に斷ずべからざるも、之れを小にせば、造幣困難なれども貨幣の信用厚く、之れを大にせば造幣容易なれども削取等不正手段行はれ易し。されば造幣技術の許す限り、成る可く之を小にするは必要にして、方今一般諸國に行はるゝ所の品位公差は平均一千分の二なり。次に貨幣の公差は如何なる方法により、之を定むべきといふに、毎片公差によれば精確なれども繁雜なるべく、大數公差によれば粗陋なれども容易なり。されど貨幣は價値の尺度にして又交換の媒介物なれば、繁雜を厭はで成る可く精確なるものたらしむるは、理の正に然るべき所なり。されば補助貨は先づ可なりとするも、本位貨は是非共、獨逸の如く一切毎片公差によるか、若くは更に一步を進めて、我國の如く毎片公差と大數公差

とを併用すべき也。

以上記するところの各種の公差に就き、我國の貨幣制度に於て規定するところ如何んといふに、先づ我國現行の貨幣法第九條に曰く

金銀貨幣の純分の公差は、金貨幣は一千分の一、銀貨幣は一千分の三とすと。更に第十條に曰く

金銀貨幣量目の公差は左の如し

- 一 金貨幣二十圓は毎片八毛六四(〇)グラム〇三二四(〇)、一千枚毎に八分三厘(三)グラム一(一)二五(〇)、十圓は毎片六毛零五(〇)グラム〇二二六九、一千枚毎に六分二厘(二)グラム三二五(〇)、五圓は毎片四毛三二(〇)グラム〇一六二(〇)、一千枚毎に四分一厘(一)グラム五三七五(〇)とす
- 二 銀貨幣五十錢は毎片二厘一毛六(〇)グラム〇八一(〇)、一千枚毎に一(一)零分八厘(四)グラム〇五、二十錢は毎片一厘零毛八(〇)グラム〇四〇五、一千枚毎に六分四厘(二)グラム四〇(〇)、十錢は毎片一厘零毛四(〇)グラム〇三九、一千枚毎に五分六厘(二)グラム一〇(〇)とす

我國の公差規定

と。乃ち第九條は品位公差を示すものにして、第十條は量目公差を示すものなり。又第十條は一方に於て量目公差に關する毎片公差を規定せると同時に、大數公差をも規定せるものと謂ふ可し。

第五款 貨幣の鑄造

次に貨幣の鑄造に就て一言せざるべからず。曩に述たるが如く、方今文明諸國に於ける貨幣の鑄造權は、一切國家主權の一部に屬し、復私人の鑄造を許さず。されど國家が貨幣を鑄造するに當て、貨幣の種類により鑄造法に二種の別を設く

- 一 自由鑄造 Free coinage
- 二 制限鑄造 Limited coinage

是れ也。「自由鑄造」とは、人民の依頼に應じ、制限無く、貨幣を鑄造するをいふ。「制限鑄造」とは、一切人民の依頼に應ぜず、政府獨り之を鑄造するをいふ。而して制限鑄造には豫め政府の鑄造し得べき金額を一定し置くものと別、此の如き制限無く、其の鑄造額は一に政府の方寸に一任し置くものとの別あり。孰れにもせよ一切人民の依頼に應じて鑄造せざるが故に制限鑄造法とはいふなり。

自由鑄造
と制限鑄造

自由鑄造
と制限鑄造
の理由

自由鑄造
の功用

元來國家が造幣權を掌握するは、單に私鑄を禁ずとの趣旨に外ならず。從て名目貨幣にあらざる本位貨幣ならんには、之に相當する品位量目の地金を提供して、其の鑄造方を依頼し來らば、政府は之に應ずるも、別段に差支なきのみならず、斯くせば、自から貨幣に關する需給の投合を期し得べきの利あり。之れ自由鑄造の起る所以なり、さりながら、補助貨幣は勿論、本位貨幣と雖も、名目貨幣なる以上、之が自由鑄造を許さむには、多大の收益を見るより、依頼者續出し、通貨膨脹し、遂に經濟社會を攪亂するの虞あらむ。之れ制限鑄造の起る所以にして、又、現に各國、與に名目貨幣たらざる本位貨幣に限り、自由鑄造法を採用し、名目貨幣並に補助貨幣に限り、制限鑄造法を採用する所以なり。

次に自由鑄造には三種の功用あり。(一)第一の功用は、貨幣の供給に關するものとす。蓋し一國に於ける貨幣需要額は、精確に之を測定すること能はざるのみならず、時々多少の消長あるを以て、貨幣の供給額をして常に之に適應せしむるは、極めて困難なりとす、故に自由鑄造の制を設けず、本位貨幣の鑄造は、全然政府のみ之行ふに於ては、政府は極めて周到なる注意を以て、需要と供給との關係を觀察せざる

可からず。而も果して能く其目的を達せるや疑なき能はず。之に加ふるに、政府自から金坑を有する場合には、其の採取せる地金を直に用ゐ得可しと雖も、然らざる場合には、或は民間より買出て、或は外國より買入る等の方法を取るを要し、其の勞費決して尠からざるなり。然るに自由鑄造の制度あるときは、新に採掘せられ又は外國より輸入せられたる地金は、自から造幣局に輸納せられて貨幣となるを以て、政府は直接干渉するを要せずして、自から本位貨幣の需給の投合を得可し。(二)第二の功用は、金銀の吸収に在りとす。世界に於ける金銀の産出に對し、自國亦之が分配に與からんと欲せば、他にも講ず可き手段あれども、金單本位國なれば本位金貨、銀單本位國なれば本位銀貨の自由鑄造を許して以て之を誘致するも亦有力なる一方便たるを失はず、特に自國に金銀の産出少なき場合に於て然りとす。嘗て千六百六十六年マーカンチリズム隆盛の時代に、英吉利が率先して金銀貨幣の自由鑄造而も無手数料の自由鑄造を創設せるは、貴金屬の流出を防ぎ流入を奨勵するの目的に出たるものにして、現時各國が自由鑄造の制度を採れる理由の一つも、亦た茲に存するものの如し。先きに我國が單に造幣手数料を課せざるのみ

ならず、輸納地金精製手数料をも廢止せるは、殊に清韓産出の金を吸収せんとするの目的に出たるなり。(三)第三の功用は、國際爲替相場、の變動を、少くするに在り。元來本位貨幣なるものは、自由鑄造ありて初て其の對外價值即ち外國の貨幣に對する價值の變動を防ぎ、以て完全なる本位貨幣たる職能を竭すを得るものとす。例へば、日英の關係に就て想像せんに、現今の如く、英國に自由鑄造の制度存するに於ては、横濱に於ける對倫敦の爲替相場は、正貨輸送點に制限せられて、變動激甚ならざるも、自由鑄造の制度なき時は、金塊を英國に輸送するも、之を貨幣となして支拂に供する能はざるが故に、爲替相場の上騰支拂勘定の建方に於て甚しきも、尙ほ手形を購入せざるを得ざるなり。即ち日英間の正貨輸送點の算出不可能となり、從て爲替相場變動の範圍擴大せらるべきなり。自由鑄造なきが爲め、上述の關係、數多の邦國間に存在せば、諸國が相率ひて、金貨本位制度を採用せるの利益は、大に減少するものと謂ふ可く、今日金單本位國の支拂が、圓滑平穩に行はるる一原因は、諸國が金貨に對して自由鑄造を許すに存するや明かなり。而して此種の自由鑄造の功用は、今日の如く世界の主なる諸國が皆等しく金單本位制を採用するに於て、愈々著しきを加ふ(註三三)。

註二二 以上掲記の自由鑄造の功用は、主として山崎覺次郎著、貨幣銀行問題一斑、一四二—一四六頁に據るものとす。

造幣手數
料と造幣
金

制限鑄造の場合には別に問題起らざるも、自由鑄造の場合には、更に一問題生ずべし。何ぞや曰く「造幣手數料」Brassage, Prägegebührの存廢並に其の高如何、是れ也。詳言すれば、人民より造幣の依頼ありたるときは、無手數料にて應ずべきか、將又手數料を徴すべきか、手數料を徴すべしとせば、其の高如何てふ問題は是れ也。元と造幣のことたる、地金を化して貨幣とし、地金としての功用の外に、貨幣としての功用を附加するものなれば、其の代償として相當の手數料を徴するも不當にあらず。勿論、造幣手數料を貨幣に相當する地金の内より控除せば、夫れ丈け貨幣の實價を引下げ、一切の本位貨幣をして一切名目貨幣と化し去らしむるの不都合を生ぜしむべきも、通常、造幣手數料は貨幣に相當する地金以上に徴するものなれば、此種の不都合起らざるべし。されど造幣手數料にして其の名の如く手數料に止り、實費の負擔たる程度を超えざる時は可なるも、一旦其の程度を超えたらむには、最早や造幣手數料にあらずして、「造幣利金」Seigniorageと化すべく、然らむには誰

しも斯る餘分の負擔迄をも忍で造幣を依頼する者無ければ、名は自由鑄造なれども、其の實制限鑄造同様の結果となるなきを保し難し。斯くては、折角の自由鑄造も其功用を失ふべければ、造幣手數料は寧ろ之を全廢して以て自由鑄造の功用を全ふするか、若くは實費を徴収するに止めて以て自由鑄造の功用を失はざるを期せざるべからず(註二三)。我國は明治四年の造幣規則第九條及第十條に於て、金貨の造幣手數料を百分の一、銀貨の造幣手數料を百分の二に定めたるが、明治十六年の造幣規則に於ては、之を改正して金貨の造幣手數料を千分の七、銀貨の造幣手數料を千分の十とせし明治卅年の造幣規則の改正に際し、之を全廢し、明治卅二年には輸納地金精製手數料をも廢止せり。是れ寔に前陳の趣旨に出る者なりとす(註二四)。

註二三 今、造幣手數料に關する各國の制度を通覽するに、無手數料主義を奉ずるものは、英吉利(一八七五年以來)、米國(一八七五年以來)、日本等にして手數料主義を奉ずるものは、獨逸、羅甸同盟諸國等なりとす。即ち獨逸は金地金一封度(千三百九十五馬克)に付き三馬克、羅甸同盟諸國は金地金一キログラム(三千百法)に付き七法九分の四の割合を以て、造幣手數料を徴す。

註二四 自由鑄造法の下に於ては、人民は何時にても法定の地金を造幣局に輸納せば

貨幣に鑄造せらるべき道理なれども、其の手續既に面倒なる上に、正貨を受取る迄に相當の日数を要すべし。之を以て各國與に實際に於て直接に造幣局に造幣を依頼するもの稀にして、通常皆其の國の中央銀行の手を経るなり。詳言すれば地金を中央銀行に提供して正貨との交換を請求するなり。斯る場合に中央銀行は鑄造に要する日數に對する利子支を控除したる額にて、正貨との引換へを諾し、又諸するの義務を有す。即ち英蘭銀行に於ては金地金一オンスに付き三磅十七志九片の割合を以て、獨逸帝國銀行は金地金一封度に付き千三百九十二馬克の割合を以て正貨と交換すべし。我國に於ても亦略ぼ同様にして、日本銀行にも、銀行又は個人にして、地金を輪納するもの少からざれど、輪納地金に對し造幣局の交付する貨幣拂渡證書を、日本銀行に持参するときは、低率の割引を以て日本銀行之を買入るが故に、多くは此方法を探り、從て鑄造されたる金貨の大部分は日本銀行に入ると云ふ。

第六款 貨幣の改鑄

貨幣は其の鑄造に際し公差なるものを規定し、公差以上の粗惡なる貨幣の發行を慎むものなれど、發行後轉帳流通するに際し、磨滅毀損の憂なしと謂ふべからず。果して然らば、國家は貨幣の發行に際し、貨幣の品位量目の正確を企圖すると同一の理由により發行後も貨幣の流通に際し、貨幣の品位量目の正確を企圖せざるべ

貨幣改鑄の必要

通用最輕量目

からず。於是乎、貨幣改鑄の必要起る。

されど貨幣は發行後、轉帳流通激しきものなれば、多少の磨滅毀損は初より之を期せざるべからざるのみならず、多少の磨滅毀損あればとて、一々之を改鑄せざるべからざるに於ては、國家は其の煩に堪へざるべし。之を以て方今各國與に豫め貨幣法に於て『通用最輕量目』 *Passtergewicht* なるものを規定し置き、貨幣の磨滅毀損にして其の以上に達したるとき、初て之を改鑄するものとす。然らば通用最輕量目は如何なる程度に之を定むべきか。大に失せば改鑄の煩に堪へざるべく、小に失せば貨幣の信用を害すべし。結局、其の中庸を得ざるべからず。我國に於ては、貨幣法第十一條に各種貨幣の通用最輕量目に關する規定あり。今之を一々其の法定量目に比すれば左の如き相違を見る。

貨幣種類	法定量目	通用最輕量目	差額
二十圓金貨	四匁四分四厘四毛四	四匁四分二厘	二厘四毛四
十圓金貨	二匁二分二厘二毛二	二匁二分一厘	一厘二毛二
五圓金貨	一匁一分一厘一毛一	一匁一分零厘五毛	六毛一

次に通用最輕量目以下に下れる粗惡なる貨幣は、之を國家に於て引換へ改鑄することとして、扱其の改鑄の費用は、之を國家に於て負擔すべきか、將又最後の所有者に於て負擔すべきかてふ問題生ず。從て又其の引換法に

一 同額引換法

二 割引引換法

の二種起る。(一)同額引換法によれば、改鑄の費用は國家の負擔に歸し、(二)割引々換法によれば、改鑄の費用は當然最後の所有者の負擔に歸す。是れ隨分議論ある問題なれども、結局吾人は同額引換法を推さざるを得ず。其の故如何といふに元と貨幣の磨滅毀損は轉帳流通の際に起りたるものなれば、之を以て最後の所有者の罪に歸するを得ず。從て之が改鑄費の負擔を最後の所有者に歸するは不當なり。且つ夫れ改鑄費を最後の所有者の負擔に歸し、割引を以て引換るときは、誰れしも依て受く可き損失を恐れて、引換を請求せざるは人情の常なり。斯くては到底貨幣の改鑄を行ふ能はざる可く、其の結果、一國の貨幣は次第に粗惡なるものと化して、遂に其の信用を失ひ、其の價值を減じ、經濟社會を攪亂すること、初より故意に粗

惡なる貨幣を鑄造し發行せる場合と撰ぶ無きに至らむ。之を以て、我國の如きも、貨幣法第十二條に於て

金貨幣にして磨損の爲め、通用最輕量目を下るもの、及銀貨幣、白銅貨幣、又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は、其額面價格を以て、無手数料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定するは之れが爲め也。

然れども此際注意すべき一事あり。そは貨幣の自然的磨滅毀損と、貨幣の人為的磨滅毀損とは、之を區別して取扱はざるべからざること是れ也。貨幣の自然的磨滅毀損は不得止の數なれば、國家に於て同額引換法を適用すべきも、貨幣の人為的磨滅毀損は故意の所業なれば、地金と見做して實價に準して引換ふべきなり。然らざれば却て罪業を誘發するの基となりぬ可し。之を以て我國の貨幣法に於ても、其の第十三條を以て

貨幣にして模様を認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其の他故意に毀傷せりと認むるものは、貨幣たるの效用なきものとす。

と規定しあるを見る。

第三節 グレシヤムの法則

吾人は前節に於て貨幣制度の大要を詳論せり。剩す所は貨幣の本位問題なれども、此の問題に入るに先ち、前以て研究し置ざるべからざるものあり。何ぞや、曰く、貨幣流通上の一大原則たる『グレシヤムの法則』Gresham's Lawなるもの、即ち是れ也(註二五)(註二六)。

グレシヤムの法則の意義

註二五

サー、トーマス、グレシヤム Sir Thomas Gresham (1519-1579) は、倫敦の一人商人にして、又彼のローヤル、エキスチェンジの創立者の一人なり。エリザベス女王登極後直に資金借入の命を奉じて、フランダースに赴くに際し、女王に奉呈せる書中に良貨の海外に流出せるは、ヘンリー八世が貨幣を劣悪ならしめたるに起因することを述べ、速に幣制を改革すべしと論じたるが、女王はグレシヤムの建言を納れ、千五百六十年貨幣の價值は總て實價に引直し、劣悪なる貨幣を有するものは、之を造幣局に提出して、良貨と引換ふべきことを命じたる勅令中に「悪貨は良貨を驅逐す」Bad money drives out good なる辭句ありたるを以て、後年即ち千八百五十八年ヘンリー、マクナウト Henry Macleod は其著書 Elements of Political Economy, P. 477 に於て之を以て千古不

磨の鐵則と斷じ、名けて Gresham's Law と稱するに至りぬ。

註二六

『グレシヤムの法則』なるものは、グレシヤムの創見にあらずして、グレシヤム以前に於ても已に早く此種の言をなせる人々ありとのことなるが、我國に於ても、三浦梅園が安永二年「一七七三年」著す所の「價原」の内に於て、「惡幣盛に世に行はるれば、精金皆隠る」といふが如き説明をなしたることあり。詳しくは河上肇著「經濟學研究」を見よ。

『グレシヤムの法則』とは、凡そ、惡貨は、良貨を、驅逐すといふに在り。詳言すれば、實價に於て差異ある二種又は二種以上の同一資格の同一資格とは後に説く所の何れも無限法貨又は自由鑄造といふが如き貨幣が實價の差より少き公稱價格の差を以て同一の市場に流通せば、由て生ずる良貨は惡貨の爲めに流通市場より驅逐せられ、或は鎔解せられ、或は外國に輸出せられ、早晚流通市場に其の跡を絶ち、惡貨のみ獨り残存するに至る可しといふに在り。今、其の理を説明せむに、假りに實價十の貨幣良貨と實價五の貨幣惡貨と、與に公稱價格十として使用し得可けむには、支拂を爲すにも、將又辨濟を爲すにも、實價十の良貨を用ゆるもの無くして、誰れしも實際五の惡貨のみを使用すべきは人情なり。よし多額の支拂を要するより實價十の良貨までをも使用せざるべか

ざることもあるも、之を其の儘使用せずして、一旦地金として他に賣却し依て得べき二倍の悪貨を使用せむには、倍加の利益を得可きが故に、人皆之に倣ふも亦人情なり。斯くて良貨は次第に市場に其の跡を絶ち、悪貨のみ獨り貨幣として市場に流通するに至らむ。勿論斯かる場合に、良貨は事實上退去せず其の差額に等しきだけの打歩を生じて依然相並んで流通することある可きも、從來の儘にては、決して相並んで流通するものにあらざるを以て、グレシヤムの法則の行はる可きを否定するに由なき也。

グレシヤムの法則に關する大要件

是に由つて之れを觀れば、グレシヤムの法則なるもの、遂に行はるゝに至る場合は

- 一 同一市場に二種以上の貨幣の流通し居ること
 - 二 是等二種以上の貨幣は、各、實價を異にすること
 - 三 實價の差と公稱價額の差と異なること
- てふ三個の條件を具備せる場合に限るべきは、説明を要せざるべし。されど更に細かに觀察するときは、單に是等一個の條件を具備するを以て足れりとせず、更に

グレシヤムの法則の行はるる場合

- 四 是等二種以上の貨幣は與に無限法貨なること
 - 五 是等二種以上の貨幣は、與に自由鑄造なること
- てふ二個の條件をも具備せざるべからざるを首肯すべし。其の故如何といふに、(一)假令實價を異にする二種以上の貨幣相並んで流通する場合と雖も、萬一其の内の良貨たる者は無限法貨にして、悪貨は有限法貨たる場合ならむか、悪貨は良貨に對し質に於て充分の代用力無ければ、從て充分に取て以て之に代るの勢力を有せざる可く、(二)又假令實價を異にする二種以上の貨幣相並んで流通し、而も與に無限法貨たる場合と雖も、萬一其の悪貨にして制限鑄造によるものにして、濫發を慎む以上は、悪貨は良貨に對し量に於て充分の代用力無ければ、從て充分に取て以て之に代るの勢力を有せざるべければなり。
- グレシヤム法則の完全に行はるは、通常實價を異にせる二種以上の本位貨幣の相並んで流通する場合に限るものと謂ふ可し(註二七)。即ち
- 一 故意又は自然の結果、一國の本位貨幣の内に品位量目の差異を生ぜし場合

(註二八)

二 複本位制を採用したるの後、兩種本位貨幣の法定比率と市場比率とに差異を生ぜし場合

三 不換紙幣濫發の結果、金紙の間に開きを生じたる場合の如き、其の主なるものとす。

註二七

曩に述べたるが如く、元來補助貨幣なるものは實價を有せざるものなり。然るに此の如き實價を有せざる貨幣即ち惡貨たる補助貨幣と、通常實價を有する貨幣、即ち良貨たる本位貨幣とが兩々相並で流通し、少しも其の間にグレシヤムの法則の行はるゝことなきは、一見頗る奇怪なるが如し。されど是れは十分の理由存するものにして、人若し補助貨は

第一 有限貨幣たるものなること

第二 制限鑄造法によるものなること

を知らば、思ひ半に過ぐるものあらむ。即ち補助貨幣は第一の點より全然本位貨幣を驅逐して取て以て之に代るの資格無きものなり。第二の點より本位貨幣を鑄造すも、之を以て補助貨幣の鑄造を請求し能はざるもの也。銀行本位制の行はるも亦同一の理にして、惡貨たる本位貨幣の自由鑄造を廢し、其の流通額を制限せむにはグレシヤムの法則行はれずして、良本位貨幣、惡本位貨幣與に並存するを得可し。

グレシヤム
の法則
と國際貨
幣關係

註二八

故意又は自然の結果、一國の本位貨幣中に品位量目の差異生ぜし場合とは、國幣の缺乏を補ふ爲に金銀貨の改鑄を行ひたるが如き通用最輕量目以内を下りたる貨幣を其儘流通せしめたるが如き、又は造幣技術未熟にして本位量目不同なる貨幣を其の儘流通せしめたるが如き場合をいふ也。

さりながら貨幣の無限法貨たりと有限法貨たるとは、貨幣の法律上の資格相異なるといふに止り、實際上に於ては、有限法貨たりとも、制限額以上に多額の支拂の用に供せらる可く、殊に手形小切手の使用盛んなる場合には、必ずしも巨額の無限法貨を必要とせざる可きを以て、外國に對する支拂多き國たる場合には、惡貨たる有限法貨のみ残存して、良貨たる無限法貨のみ自から外國に吸收さるるに至る可し。此種の適例と稱す可きは、現時の我國にして、金貨本位國なるが故に、金貨を鑄造するも、我國に残存するもの少く、多く外國に吸收せられ、常に金貨の流通せざる金貨本位國たる也。萬一惡貨たる有限法貨にして自由鑄造なるならんか、更に一層良貨たる無限法貨を驅逐すること盛んなる可し。然しながら善惡兩貨與に自由鑄造なることも亦必ずしもグレシヤムの法則の行はるるに、必要なる前提條件にあらず。假令惡貨にして自由鑄造ならず、又は善惡兩貨與に自由鑄造にあらず

る場合に於ても、外國に對する支拂多き國なるときは爲替作用にて相殺せられ得可き分以外の高だけは常に良貨にて奪ひ去らるるが故なり。唯夫れ斯かる場合に、惡貨たるもの自由鑄造なるならんか、一層激しく良貨流出するなる可く、又然からんには、假令外國に對する支拂多き國たらざるも尙ほグレシヤムの法則行はる可しといふのみ。由是觀之、自由鑄造なることが、グレシヤムの法則の行はるるに就き、有力なる原因なれども、之れなき場合にも、尙ほグレシヤムの法則行はるることあるを知らざる可からず。

グレシヤムの法則の行はれたる實例は、枚舉に違あらずと雖も、我國が安政六年歐米諸國と通商貿易を開きたるに方り、巨額の金貨の流出せるは、其の最も著明なる場合なり。抑も徳川幕府に於ては、財政の困難に遇ふ毎に、貨幣の改鑄を行ひ、以て一時の窮乏を救ふこと數回に及びたり。而して改鑄を行ふ毎に、多くは金銀貨幣の法定比價を變更せるが故に、天保年度以後に於ては、約金一銀五の割合となれり。然るに當時倫敦に於ける金銀の比價は、金一銀十五半の割合に近か^りが故に、彼我懸隔の甚しかりしや知る可きなり。之を以て外人は上海香港等より墨銀を

安政五年間の
金貨の流出と
グレシヤムの
法則

輸入すれば、其の百枚を以て壹分銀三百十一個に換へ、而して一分銀四個に對し、小判一枚を得べきが故に、約三倍の利益を獲る割合となれり。然るに安政五年の五箇國條約^{英米佛露蘭}の一項に於て、日本人未だ外國貨幣の使用に慣れざれば、開港後凡そ一箇年の間、各港の役所に於て、外國人の請求次第外國貨幣と日本貨幣とを分量により無手数料^{改鑄に關する手数料なしといふ意}にて引換ゆ可し。又日本諸貨幣は銅錢を除くの外輸出し得と約せしを以て、徳川幕府は一切自由鑄造を認めざりしも、グレシヤムの法則の發現に關しては、寧ろ自由鑄造よりも一層有力なる原因となり、安政六年七月、開港行はるるや、墨銀の輸入盛に行はると與に、小判の流出亦激甚を極めたり。外國商人も亦互に競争して小判を買集めたるを以て、其の價格忽ち騰貴し、小判一個に對し、一分銀七八個を與ふるに至りたれども、其の利益は尙ほ大なりしや言を俟たず。而して同年十一月に至り、徳川政府は遂に引換を停止したるが故に、グレシヤムの法則の行はれたるは、僅に四箇月なりしも、輸出せられたる小判は、約一百萬枚に上りしといふ^{山崎覺次郎著、貨幣銀行問、題一頁、一六五―一六七頁}

第四節 貨幣の本位制度

貨幣の本位

貨幣本位
制度の種
類

既に述べたるが如く、近世の國家は、貨幣の材料として、金と銀とを選ぶものなれども、又銅、白銅をも併用するを常とす。而して是等諸種の金屬を以て鑄造せる貨幣中、其の國情に應じて、一種又は二種の貨幣を選び、之に無限法貨たる資格を與ふ。此資格を稱して『本位』Standard, Währungと名づけ、其の貨幣を稱して『本位貨幣』Standard money, Währungsmetallと呼ぶ。而して其の孰れの金屬より成る貨幣を選て本位貨幣と爲し、之に無限法貨たるの資格を與ふべきか。其の孰れを本位となすを以て最も良く、其の國經濟發達の程度に適合すべきか。是れ貨幣論中、最も重大なる問題なれば、茲に特に一節を設けて詳論する所あらむとす。

今、本論に入るに先ち、先づ順序として、方今諸文明國に現に行はるゝ所の本位制度を擧げむに、大約左の四種とす。

- 一 複本位制 Bimetallism or double standard, Bimetallismus od. Doppelwährung
- 二 單本位制 Monometallism or single standard, Monometallismus od. einfache Währung

三 跛行本位制 Limping standard or halting standard, hinkende Währung
 四 金爲替本位制 Gold exchange standard
 此外未だ嘗て實行せられざれども、一部の經濟學者間に理想の本位制と稱せらるるものあり。

五 萬國複本位制 International bimetalism, internationale Doppelwährung
 即ち是れ也。以下順を逐て之を説明せむ。

第一款 複本位制

複本位制とは一名『兩本位制』Double standard system とも稱し、二種の、本位貨幣を有する制度をいふ。詳言すれば、金銀兩種の貨幣の間に豫め『法定比率』Fixed legal ratio を定め置き、其の比率に準じて兩貨與に無限に法貨たるの資格を與へ、且つ兩貨與に之れが自由鑄造を許すの制をいふ。されば此制度の下に於ては、人々其の欲する所に從ひ、或は金貨を以て、或は銀貨を以て、如何なる巨額の支拂を爲すも法律上何等の差支無きもの也。

然らば複本位制の論據如何。數へ來らば大略三種あるべし。請ふ之を次に列

複本位制
の意義

複本位制
の利益

舉せむ。

一 複本位制は補償作用を有するより、物價の變動を減少すべきこと
 二 複本位制は地金の供給潤澤なるより、貨幣價値の變動を減少すべきこと
 三 複本位制の下に於ては、銀貨國とは銀貨を以て、金貨國とは金貨を以て、貿易し得るより、爲替相場の変動により貿易に盛衰を生ずるの憂無かるべきこと
 是れなり。以下順を追て之を説明せむに、(一)抑も複本位制とは金銀二種の本位貨幣を有する制をいふ。されば萬一にも銀價下落し、金銀兩本位貨幣間の法定比率にして市場比率と一致せざるに至らむか、グレシヤムの法則忽ち行はれて、良貨たる金貨は流通市場を去り、惡貨たる銀貨之に代て貨幣の用を辨ずべし。此結果、金地金は次第に増加し、銀地金は次第に減少し、金地金は次第に下落し、銀地金は次第に騰貴し、結局再び金銀兩本位貨幣の市場比率をして法定比率に一致せしむるに至るべし。之を『補償作用』Compensatory action 又は『平準作用』Equilibratory action と名く。斯くの如く複本位制の下に於ては、常に此の如き作用行はるゝを以て、假令一時金銀の市場比率に變動を生ずるも、結局法定比率に歸順すべければ、永く物價

複本位制
の缺點

の變動を見ずして止みぬ可し。(二)複本位制は本位貨幣として二種の金屬を使用し、單本位制は一種の金屬を使用す。されば複本位制は單本位制に比し、地金の供給常に潤澤なるを得可し。此結果、假令一時孰れかの地金の産額に變化を生ずることあるも、爲めに貨幣の價値に變化を見ること單本位制の如く甚しからざる可し。之れ猶ほ彼の河水汎濫するも、海水汎濫せざるが如きものならむ。(三)且つ夫れ複本位制の下に於ては、銀貨國即ち銀單本位國とは銀貨を以て貿易し得可く、金貨國即ち金單本位國とは金貨を以て取引し得可ければ、萬一金銀の比價に變動を生ずるも、外國との爲替相場に順逆の差を生ぜざる可く、從て又外國との貿易に順逆の變を生ぜざる可し。此結果、其の國の貿易は常に投機の性質を帯ぶるの危険無く、安全なる基礎の上に健全なる發達を遂ぐるを得べけむ。
 然れども以上は是れ複本位制の長所のみを見て、短所を見ざるものなるが上に、而も往々にして其の長所を過大視せるものたるの譏を免れざる可し。されば吾人は茲に之を反駁すると與に、其の短所を指摘せむ。

一 複本位制は完全なる補償作用を爲すものに非ざること

二 複本位制は完全なる法定比率を定むる能はざることは是れなり。一 本位制論者の主たる論據は、複本位制は補償作用を有するより、物價の變動を減少すべしといふにあるが如し。勿論、論者の説の如く複本位制には補償作用を伴ふ可く、又これあるに於ては物價の變動を減少すべし。されど其の所謂補償作用なるものは、論者の説の如く、完全に行はるべきものなりや否や。之を以て完全に行はるゝものと信ずるは其の實

一 金銀の功用を同一視せること

二 一國の勢力を過大視せること

の二個の誤謬に基くものなり。萬一金銀にして全く同一の功用を有するものならむには、銀價下落の結果、金貨は次第に流通市場を去り、銀貨は次第に流通市場に入り、金地金は次第に増加し、銀地金は次第に減少し、金價は次第に下落し、銀價は次第に騰貴し、兩々相合して、茲に銀價の復舊を招致するなる可し。されど元と金と銀とは同一の功用を有するものに非ず。少量にして高價なる點に於て、外觀美にして嗜好大なる點に於て、金の功用は銀の比に非ず。従て金貨不足するも、銀貨は

直に之に代るを得可しとは速斷し難し。且つ夫れ通常一國の金銀なるものは、之を世界の金銀在高並に年々の産額に比し、九牛の一毛も管ならず。されば一國の金貨にして化して地金市場に入るも、又一國の銀貨にして頓に需要を増加するも爲に世界の金銀相場を高低せしむると、響の聲に應ずるが如しとは言ひ難からむ。之を要するに吾人は複本位制の下に於ける補償作用を以て無功なりとなさざるも、本位論者の如く、然く有功なるを認むる能はざるものなり。(二)此結果、本位制は永く維持する能はざるの事情あるべし。其の故如何といふに、複本位制の下に於ては、必ず先づ何々の金を以て何々の銀に當るものと豫め法律を以て規定し置き、此の法定比率に準じて金銀兩本位貨幣を鑄造し發行するものなるが、金銀の相場は常に變動極り無く、瞬時も一定せざるものなるが故に、一旦定めたる法定比率も間も無く市場比率と相去る遠きに至らむ。夫も補償作用にして完全に行はれむには、夫は一時の現象たるに止り、暫時にして復舊すべけむも、前陳の如く此作用著しからずとせば、兩種本位貨の實價に甚しき懸隔を生じ遂にグレシヤムの法則行はれて、悪貨は良貨を驅逐し去らむ。事茲に至らば、複本位制は變じて「交代本位

金銀比價の變動と複本位制の崩壊

制』Alternating standard となり、結局常に複本位制の實無きに至るべければ也。之を既往の歴史に徴するに、證左の歴然たるものあつて存す。今、先づ左に金銀比價變動表を掲げむ。

金銀比價變動表

年	次	金一に對する銀の比價	年	次	金一に對する銀の比價
貞享四年	一六八七年	一四・九四	同十二年	一八〇〇年	一五・六八
元祿三年	一六九〇年	一五・〇二	文化七年	一八一〇年	一五・七七
同十三年	一七〇〇年	一四・八一	文政三年	一八二〇年	一五・六二
寛永七年	一七一〇年	一五・二二	天保元年	一八三〇年	一五・八二
享保五年	一七二〇年	一五・〇四	同十一年	一八四〇年	一五・六二
同十五年	一七三〇年	一四・八一	嘉永三年	一八五〇年	一五・七〇
元文五年	一七四〇年	一四・九四	萬延元年	一八六〇年	一五・二九
寛延三年	一七五〇年	一四・五五	明治三年	一八七〇年	一五・五七
寶曆十年	一七六〇年	一四・一四	同六年	一八七三年	一五・九三
明和七年	一七七〇年	一四・六二	同八年	一八七五年	一六・六四
安永九年	一七八〇年	一四・七二	同十三年	一八八〇年	一八・〇五
寛政二年	一七九〇年	一五・〇四	同十八年	一八八五年	一九・四一

同廿三年	一八九〇年	一九・七五	同廿四年	一九〇一年	三四・六八
同廿四年	一八九一年	二〇・九二	同廿五年	一九〇二年	三九・一五
同廿五年	一八九二年	二三・七二	同廿六年	一九〇三年	三八・一〇
同廿六年	一八九三年	二六・四九	同廿七年	一九〇四年	三五・七〇
同廿七年	一八九四年	三二・五六	同廿八年	一九〇五年	三三・八七
同廿八年	一八九五年	三一・六〇	同廿九年	一九〇六年	三〇・五四
同廿九年	一八九六年	三〇・五九	同四十年	一九〇七年	三一・二四
同三十年	一八九七年	三四・二〇	同四十一年	一九〇八年	三八・六四
同卅一年	一八九八年	三五・〇三	同四十二年	一九〇九年	三九・七四
同卅二年	一八九九年	三四・三六	同四十三年	一九一〇年	三九・三九
同卅三年	一九〇〇年	三三・三三	同四十四年	一九一一年	三八・三三

(備考) 上表中、一八三二年迄の分は、ソエルトベール Seether の統計、一八三三年以後の分は米國造幣局長の報告による。

由是觀之、貞享四年即ち西曆千六百八十七年より明治六年即ち西曆千八百七十三年に至る迄約二百年間は、金銀相場の變動極て僅少にして、倫敦銀塊相場に基ける金銀比價は金一に對し銀十四、一四乃至十六、二五、平均十五半の割合に過ぎざりし

が爾來年を逐て變動を加へ、銀價は十六、十七、十八、十九、二十と次第に下落を見るに至りぬ。於是乎、嘗て金一に對し銀十五半、又は金一に對し銀十六の法定比率を以て複本位制を採用せる羅甸同盟(註二九)、北米合衆國、西班牙、ルーマニヤ等の諸國に於ては、物價の上に、貸借の上に、財産の上に、非常の激變を起したるのみならず、グレシヤムの法則行はれて、銀貨は獨り内に溢れ、金貨は盛に外に流出し、到底複本位制を維持する能はざるの窮境に陥れり。於是乎、是等の諸國は複本位制を見棄て、(一)銀單本位制に化するか、(二)金單本位制に改むるか、孰れにもせよ結局單本位制に化せざるべからざるに至りぬ。

註二九 千八百六十五年十二月二十三日、白耳義政府の首唱の下に、佛蘭西、瑞西、伊太利、四國の委員巴里に會合し、四國共通の複本位制施行の同盟條約を締結せり。是等四箇國與に羅甸人種の國なるを以て、世之を稱して「羅甸同盟」Latin Union 又は「羅甸貨幣同盟」Latéinischer Mizbund と名く。其の後、千八百六十八年九月二十六日、希臘も亦之に加盟せしかば、現今同盟國數五箇國なりとす。同盟條約は、爾來幾多の改正を経たるものなるか、今其の要點のみを擧れば、左の如しとす。

第一 同盟國は金銀貨の品位、量目並に形體を同一にし、五フラン金貨の量目は一グラム六一・二九、其他十、二十、五十、百フランの金貨は總て此割合に従ひ品位

九百位とす。又五フラン銀貨の量目は二十五グラム、品質は同じく九百位とす。而して發行に際して、百フラン五十フラン金貨は千分の一、二十フラン十フラン金貨は千分の二、五フラン金貨及び銀貨は千分の三の量目公差を許し、金貨は千分の一銀貨は千分の二の品位公差を許すものとす。是等の貨幣は何れも同盟國に於て公納に用ふることを得。但右の公差以外に千分の五以上の減量ある金貨、又は公差以外に千分の十以上の減量ある銀貨は此限に非ず。

第二 二、一フラン、五十、二十サンチムの銀貨は一フランに付き量目五グラム、品位八百三十五位とす。是等の銀貨は之れを鑄造したる國に於ては五十フランを超えざる範圍に於て法貨たる資格を有す。又何れの同盟國に於ても、百フランを限り公納に用ふることを得。是等の銀貨を鑄造したる國は他の同盟國の國庫及び公衆に對して之れを金貨又は五フラン銀貨と引換ふる義務を負ふ。但此義務は同盟廢止後一年間繼續す。

第三 補助銀貨の鑄造最高額は各同盟國人口一人に對し十六フランの割合とす。千九百八年十一月四日の條約によりて算定せられたる各同盟國の人口次の如し。

白耳義 七、三〇〇、〇〇〇
佛蘭西 三七、三〇〇、〇〇〇

- 希臘 二、六五〇、〇〇〇
- 伊太利 三三、八〇〇、〇〇〇
- 瑞典 三、六〇〇、〇〇〇

此外佛領亞弗利加殖民地の人口二千萬、公果國の人口千萬と算定す。其の後西班牙、ルーマニヤ、セルビヤ、ブルガリヤ、露西亞、フィンランド、並に南米諸國は之に加盟せざれども、之と同一又は類似の幣制を採用せり。

第二款 單本位制

單本位制とは、唯だ一種の本位貨幣を有する制度をいふ。されば其の唯一の本位貨幣として金銀銅鐵其の孰れかを選ぶにより、單本位制は又た別れて四種となるべし。即ち

- 一 金單本位制 Gold monometallism, Goldwährung
- 二 銀單本位制 Silver monometallism, Silberwährung
- 三 銅單本位制 Copper monometallism, Kupferwährung
- 四 鐵單本位制 Iron monometallism, Eisenwährung

是れ也。銅單本位制又は鐵單本位制は古來其の類例に乏しからず。露西亞並に

單本位制の意義及種類

金單本位制と銀單本位制

瑞典は十八世紀に至る迄銅貨を以て唯一の本位貨となせり。又古代羅馬に於ては同じく銅貨を以て唯一の本位貨となせり。更に其の昔スバルタに於ても亦鐵錢を以て唯一の本位貨となせる等史に見ゆ。されど此の如きは皆之れ既往の歴史にして、近世の國家に於ては、最早や銅單本位制又は鐵單本位制を採用するもの無し。故に方今單本位制と云へば、そは實に金單本位制若くは銀單本位制を指すものと知る可し。

金單本位制とは、金貨を以て唯一の本位貨幣となし、之に限り無限法貨たるの資格を與へ、且つ其の自由鑄造を許すの制にして、別に又た小取引の便宜の爲めに、銀銅白銅若くは鐵を以て補助貨幣を鑄造し、通用せしむ。次に銀單本位制とは、銀貨を以て唯一の本位貨幣となし、之に限り無限法貨たるの資格を與へ、且つ其の自由鑄造を許すの制度にして、又別に小取引の便宜の爲めに、銀銅鐵白銅等を以て補助貨幣を鑄造し、流通せしむ(註三〇)。

註三〇 貨幣制度には一種の本位貨より成るか、二種の本位貨より成るかにより

一 單本位制

二 複本位制

の區別を生ずること既説の如くなるが上に、更に又一種の法貨より成るか、二種の法貨より成るかにより

一 単一法貨制又は純本位制 Single legal-tender system, reine Währung

二 複合法貨制又は合本位制 Composite or multiple legal-tender system, Mischwährung

の區別を生ずべし。『單一法貨制』又は『純本位制』とは、無限法貨たる本位貨のみを用ゐる制度にして、『合法貨制』又は『合本位制』とは、無限法貨たる本位貨と有限法貨たる補助貨とを合せ用ゐる制度をいふ。而して合本位制の利益とする所は、本位貨の外に補助貨を設けて以て、小取引の便宜に供するに在り。詳言すれば高價なる本位金貨又は重量なる本位銀貨のみにては小取引に不便なるより、専ら其の用に供せむが爲め、輕量にして且つ小額なる補助貨をも併用して以て、大小取引共に不便なからしむるに在り。

今之を各國の事例に徴するに、金單本位制の下に於て、本位金貨の外に銀、銅、白銅等の補助貨を併用するあり。又銀單本位制の下に於て、本位銀貨の外に銀、銅、白銅等の補助貨を併用するあり。凡そ此の如きは單本位制にして合本位制を兼ねるもの也。更に又複本位制の下に於て、本位金貨並に本位銀貨の外に銀、銅、白銅等の補助貨を併用するあり。凡そ此の如きは複本位制にして合本位制を兼ねるもの也。斯くて合本位制には單本位制の下に行はるゝものと、複本位制の下に行はる

金單本位
銀本位
優劣の

るものとの二種あれども、通常合本位制と稱するものは、單に單本位制の下に於ける合本位制をのみ指す也。

夫は兎に角、今日文明國に於ては悉く合本位制を採用し、復た純本位制を見ずと雖も昔は各國與に純本位制(即ち單一法貨制)なりしなり。初て合本位制を見るに至りしは、實に千八百十六年英吉利を以て嚆矢とす。即ち千六百九十一年ウヰキリヤム、ベッチー初めて合本位制の説を唱へ、次て千六百九十三年ジョン、ロックも亦之に和し、最後に千八百五年リヴァーブル卿が其の著『鑄貨論』(Treatise on the Coins of the Realm) に於て、之を以て單純なる複本位制に勝るの理を詳論せしかば、終に英吉利政府の容るゝ所となり、千八百十六年英吉利政府が複本位制を廢して金單本位制に改むるや、金を以て本位貨を鑄造せる上に、更に銀、銅二種の補助貨をも鑄造せしかば、茲に初めて世に合本位制なるものを見るに至れり。

次に單本位制の利益を説ざるべからざるが、複本位制の弊害は悉く單本位制の利益なるべきを以て、改て之を説くの煩を避けむ。されど單本位制を採用すと決するも、金單本位制を採る可きか、將又銀單本位制を採る可きか、二者其の孰れを以て優れりとなすかは、茲に解決せざるべからざるの問題なり。然らば之れが解決法如何といふに結局、次記三種の點より觀察するを以て、至當なりと信ず。即ち

-
- 一 金貨と銀貨とは孰れが其の國經濟發達の程度に適應するものなりや
 - 二 金と銀とは孰れが價格の變動少きものなりや
 - 三 金貨と銀貨とは孰れが國際間の貿易に適應するものなりや

是れ也。(二元と一國の本位貨幣なるものは、其の國經濟發達の程度を標準として決定せざるべからず。之を以て經濟發達の程度未だ幼稚にして内國商業外國貿易與に其の高大ならず、其の數頻繁ならざる國若くば時代に於ては、寧ろ價額の小さな銀貨を以て適當なりとす。されど經濟發達の程度既に高く、貿易商業與に其の額常に偉大にして、其の數常に頻繁なる國若くば時代に於ては、價額の小さな銀貨を以てしては、授受運搬與に不便を感ずること少からざる可く、勢ひ價額の大きな金貨を選ばざるべからざるに至るべし。(二)凡そ貨幣は價値の尺度たる用に供せらるゝものなれば、價格の變動少きを以て第一義とせざるべからず。然るに價格の變動は需給の變動に發するを以て、金銀價格の變動も、亦此の理に洩れず。需要多ければ價格騰貴し、供給多ければ價格減ず。而して金銀の供給は既往を以て將來をトすべからず、金銀の需要は過去を以て將來を斷すべからず。機械の發明

と鑛山の發見とは、何時金銀の供給を増加するやも知れず。嗜好の變遷と本位の變化は何時金銀の需要を増加するやも計られず。或は銀の産額は一定不變なりと稱し、或は金の産額は次第に増加すと唱ふるも、畢竟する所水掛論にして誰か烏の雌雄を知らむや。之の故に價格の變動は孰れに多くして、孰れに少きかは、一時の現象としては判定し得べけれども、永久の問題としては決定する能はず。結局價格の變動如何により金銀の優劣を判斷するは不可能と云ふ外無けむ。(三)貨幣は一國內の交換の媒介物にして、又價値の標準たるのみならず、同時に國際間の交換の媒介物にして、又價値の標準たるもの也。之を以て貨幣は獨り一國の經濟發達の程度に適應するを以て足れりとせず、廣く國際間の通商貿易に適應せしめざるべからず。萬一國の本位貨幣にして、其の國と貿易上、金融上、密接なる關係を有する諸外國の本位貨幣と異なるときは、爲換相場は常に動搖し、順なるときは輸入貿易衰へ、逆なるときは輸出貿易振はず。孰れにもせよ、爲めに貿易の發達を阻害するのみならず、國際間に於ける貸借關係に違算を生ぜしむるの虞あるを以て、自から國際間に於ける金融の疏通を阻碍すべきや必せり。されば事情の許す限り、

成る可く貿易上金融上關係厚き諸外國と同一の本位を選ぶは策の得たるものと謂ふべし。此の點よりすれば金單本位制こそ最も適當なる本位制にして、殊に千八百七十三年以來斯制を採用するもの前後相踵ぐの狀を呈し、方今支那を除き、他に又有力なる銀單本位國を見ざるの狀況なるに於ては、金單本位制は之を銀單本位制に比し遙に適當なるものと云ふを得可けむ。勿論、金單本位國間に於ても、國際貸借の關係如何によりては、爲替相場に變動を生ず可しと雖も、其の程度の甚だ微弱なる所以は他にあらず、爲替相場騰貴して、或る程度以上に達せんとすれば、忽ち金の流出起るが故に、相場騰貴は、其の以内に止る可く、之に反し、爲替相場下落して、或る程度以下に下らんとすれば、忽ち金の流入を促すが故に、相場下落は其の以内に止る可ければなり。畢竟するに、金單本位國間の爲替相場は、如何に變動するも、結局、彼の所謂正貨輸送點の範圍を出でず。要之、金單本位制は乎、銀單本位制非乎、二者其の孰れを選ぶべきかは、一に時と處によつて決すべき問題にして、終始孰れを是孰れを非と斷言するを許さざるべし。唯夫れ之を今日の時勢に鑑み、唯夫れ之を今日の文明國に就て論ずるときは、金貨は「國際的秤量貨幣」International

現今の金
單本位國

money by weight たりといふも、過言にあらざる狀況にあるを以て、金單本位制は銀單本位制に優るものなりと言ふべきのみ。

其の故奈何んといふに、方今、世界に國を建るもの、其の數多しと雖も、金單本位制又は之に類似の制を採らざるもの甚だ少く、千八百十六年以來、金單本位制を固守せる英吉利を第一として、獨逸は千八百七十一年乃至千九百七年より、瑞典、挪威、丁抹は千八百七十二年より、露西亞は千八百九十九年より、孰れも金單本位國と化したるが上、然らざる諸國も、大抵皆次に記する所の跛行本位制又は金爲替本位制により、金單本位制に同様の實を有するに至りたればなり。之を以て、我國の如きも、明治三十年十月幣制の改革を斷行して、銀單本位制當時名は複本位制なれどを改め、金單本位制に移りたるは、寔に機宜を得たるものなりと謂ふ可し(註三一)。

註三一 今我國の貨幣制度の沿革を略記せむに、明治維新前迄は、未だ確定せる貨幣制度なるもの無く、其の之れあるに至りしは、實に明治四年五月、新貨幣條例發布以後のことと屬す。然らば同年以後、今日に至る迄、我貨幣制度は如何なる變遷を経たるかといふに、略ぼ三期に分るゝものゝ如し。

第一期 金單本位制(自明治四年五月至明治十一年五月)

第四編 交易論 第十九章 貨幣

幕末に於ける我國の幣制なるものは、實に混沌たる有様なりき。幕府を始め各藩争ふて貨幣紙幣を發行せるが上に、奸商亦頗りに貨幣紙幣を製造せしかば、眞偽正邪相混淆して識別すべからず。新政府は一方に於て之を處分すると同時に、他方に於て貨幣制度の確立を圖らざるべからず。於是乎、明治四年五月、「新貨條例」なるものを發布せり。其内容は

- 一 二十圓に付き量目三十三グラム三分の一、品位千分の九百位の割合を以て金貨を鑄造し、本位貨幣とすること。
- 二 貿易の便宜を圖り、一圓に付き量目二十六グラム九五七、品位千分の九百位の割合を以て銀貨を鑄造し、之に開港場限り自由鑄造を許し、且つ無限法貨たる資格を與ふること。

三 品位千分の八百位の割合を以て、五十錢以下の補助銀貨を鑄造し、一回の支拂十圓を限り法貨たる資格を與ふること。

等是れ也。斯くて當時金銀二種の本位貨幣を有せしも本位銀貨は「貿易銀」と稱へて、開港場に限り、本位貨幣たるものなれば、實際は金單本位制なりし也。

第二期 複本位制(自明治十一年五月至明治三十年十月)

其の後明治八年二月、太政官布告第三十五號を以て、新に量目二十七グラム二一六品位千分の九百位の割合を以て、更に貿易銀(即ち「新貿易銀」と稱するもの)を鑄造し、在來の一圓銀貨(即ち「舊貿易銀」と稱するもの)と同價にて流通せしめたりしが、明

治九年、太政官布告第二十七號を以て、貿易銀と本位金貨との比價を、一圓銀貨百枚に付き金貨百圓(金一銀十六・一七の割合に當る)と定め、更に明治十一年五月に至り、太政官布告第十二號を以て、貿易銀の儀は從來各開港場の貿易便利の爲め鑄造し、各開港場に限り通用候處、今般更に一般に令通用候條、租稅其他公私の取引上、都て授受可致、此旨布告候事」と規定せり。之れを以て同年以後我國は金一銀十六・一七の法定比率を以て、複本位制を採用せるものと謂ふ可し。

されど是れ名義上のことにして、實際に於ては銀單本位制に異ならざりき。其故如何といふに、當時世界の金銀相場は明治十一年(一八七八年)に於て金一銀十九・九二、明治十二年に於て金一銀十八・三九、明治十六年に於て金一銀十八・六四、明治十八年に於て金一銀一九・四一てふ割合なるに、我國に於ては金一銀十六・一七の割合を以て複本位制を採用せしかば、グレシヤムの法則忽ち行はれて、良貨たる金貨は悉く海外に流出し、惡貨たる銀貨のみ獨り市場に横溢するに至りたれば也。

第三期 金單本位制(自明治三十年十月至現在)

斯くて我國の貨幣制度は實際に於て銀單本位制なりしが、爾來銀價の下落は年を追ふて甚しきを加へ、明治十九年には金一銀二十・七八、二十年には金一銀二十一・一〇、二十一年には金一銀二十二・二五、二十五年には金一銀二十三・七二、二十六年には金一銀二十六・七、二十七年には金一銀三十二・五六となり、其の底止する所を知らざるの狀あり。此結果、物價日に騰貴し、生計月に窮迫し、歳出は増加し、公債は下落し、一

切の貿易は一切投機の性質を帯ぶるに至りしかば、二十六年十月貨幣制度調査會を起し、其の意見に基き、政府は斷然幣制を改革し、廣く歐米諸國の現制に倣ふて、金貨本位制に移らむと決心するに至りぬ。

明治三十年三月、政府は改正法案を議會に提出し、上下兩院を通過したるの後、同月下旬、法律第十六號を以て、新に貨幣法を發布し、同年十月一日より實施することとせり。今其の要點を舉れば、左の如し。

第二條 純金の量目二分を以て、價格の單位となし、圓と稱す。
第三條 貨幣の種類は左の九種とす。

金貨幣

二十圓

十圓

五圓

銀貨幣

五十錢

二十錢

十錢

白銅貨幣

五錢

青銅貨幣

一錢

五厘

第七條 金貨幣は其の額に制限なく法貨として通用す。銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣及青銅貨幣は一圓まで法貨として通用す。

第十四條 金地金を輪納し金貨幣の製造を請ふ者あるときは、政府は其の請求に應ずべし。

第十五條 從來發行の金貨幣は此の法律に依り發行する金貨幣の倍位に通用すべし。

第十六條 從來發行の一圓銀貨幣は金貨幣一圓の割合を以て、政府の都合により漸次之を引換ふ可し。

前項引換の結了までは、金貨幣一圓の割合を以て、無制限に法貨として其通用を許し、通用禁止の場合に於ては、六箇月以前に勅令を以て之を公布す可し、通用禁止の翌日より起算し、滿五箇年以内に引換を請求せざるときは、爾後地金として取扱ふべし。

第十七條 從來發行の五錢銀貨幣及銅貨幣は從前の通り通用すべし。

第十八條 此の法律發布以後は、一圓銀貨幣の製造を廢す。
由是觀之、我政府當初の意思は、獨逸に倣て當分跛行本位制を採用し、漸次金單本

位制に移るの考なりしが如し。是れ蓋し我政府が明治初年より明治三十年に至る迄の間に於て、鑄造發行せる本位銀貨の量は、積て一億六千五百十三萬三千餘圓に達し、此内より磨滅毀損せるもの、紛失喪失せるもの、海外に出でて熔解され又は刻印を付せられたるもの等を除くも、尙ほ約六千五百萬三千八百五圓に上れば、今急に之を本位金貨に引換へむには、更に銀價の下落を招く可く、其の結果、政府の損失する所、測り知るべからざるを以て也。

然るに銀貨の下落は更に止す、此儘に放任せむには、我國は遂に純然たる金單本位制を實施するの機無きに至るのみならず、銀貨にして此上下落せむには、益、損失を重ねるのみなるを以て、政府は斷然決意をなし、明治三十年九月、勅令第三百三十八號を以て、從來發行の一圓銀貨は明治三十一年四月一日限り、其の通用を禁止し、更に三十一年六月法律第五號を以て、貨幣法第十六條の一圓銀貨幣引換期間五箇年とありしを三箇月に短縮し、一圓銀貨の引換は同年七月三十一日限りと改めたり、幸に當時我國に於ては諸外國に比し、補助貨幣の分量過少なりしかば、回收濟の一圓銀貨は過半補助貨幣に改鑄し、殘餘の部は極印を付して臺灣に通用せしむるの計畫を立てて、遂に三十一年四月一日、純然たる金單本位國となれり。然るに此結果補助貨幣過多の弊に陥入り、一時困難せしも、三十一年二月、日本銀行に命じて一圓兌換券の回收を行はしめ、之に代て五十錢銀貨を出すの法を採りたるも、更に同年四月中旬補助貨幣を以て、公納上無限法貨たるとなせしかば、彼れ是れ相會

して以て、補助貨幣の需要を加へ、價額を維持するを得たり。

臺灣舊來の幣制は、舊母國たる清國と同じく、甚だ複雑を極め、重に通用せしは墨西哥、香港、銀子、銀、銅、錢、私錢、等なりしが、其の我國に歸するや、政府は經費支拂の爲め多額の日本銀行兌換券、一圓銀貨及び補助貨を同島に輸送し、且つ民政開始の後には公納には専ら本邦通貨を用ひしむることとし、其の普及を圖りたるのみならず、島民も亦好んで美麗なる我が無傷圓銀を用ひたりしかば、貨幣制度は大體に於て内地と異なる所なきに至れり。信用を基礎とする兌換券に對しては島民は稍疑念を抱き、其の結果銀紙の間に相場の開きを生ずることもありしが、政府は其信用を維持するが爲め、同島出納官吏に令して務めて銀紙の兌換を計りしかば、遂に僻遠の地を除く外、交換打歩を消滅することを得たり。

本邦に在りては明治三十年十月金貨本位制度を施行せられたりしが、臺灣の幣制に就きては政府は臺灣總督の稟議に基き、將來之れを本土と同一ならしめざるべからざるも、島内の現狀に照せば、當分の内舊慣に委し、銀貨を流通せしむるを得策なりとし、明治三十年十月勅令第三百七十四號を以て、臺灣に於ては當分の内政府の極印を施したる舊壹圓銀貨幣を時價を以て公納及び政府の支拂に用うることを得(第一條)と定む。又明治三十一年七月律令第十九號を以て、臺灣に於て壹圓銀貨幣は時價を以て其の額に制限なく通用することを得」と定めたり。

爾來久しく此制度を持續せしが、銀貨を以て法貨となすの弊漸く顯著なるに至

りしかば、遂に臺灣の幣制を内地と同一ならしむるの方針に出で、明治三十七年六月律令第八號の公布により同年七月一日を限り一圓銀貨の無制限通用を廢止して時價に依て公納のみ收納することとし内地と同様金貨本位制を實施するの端を開けり。越て明治四十一年十月律令第十六號を以て壹圓銀貨を公納に使用することを廢止し、更に四十四年勅令第六十四號を以て貨幣法を臺灣に施行し、内地と全然同一なる貨幣制度を見るに至れり。

又三十二年九月以來、臺灣銀行に於て兌換券を發行し、其の發行高及び流通高を増加するに従ひ日本銀行兌換券は漸次其の跡を絶つに至れり。(以上は専ら明治財政史、十一卷、臺灣銀行十年志、現行法令輯覽による)。

從來朝鮮にては同國古來の貨幣たる葉錢専ら通用したり。光武二年即ち我が明治三十一年に及んで貨幣章程發布せられ、銀を以て本位貨となし、各種の補助貨を制定し、其の制度稍見るに足るべき者ありしが、之が實施は殆ど閉却せられ、徒らに白銅貨のみを鑄造濫發したる結果、白銅貨は市場に横溢して私鑄偽造を誘發し、幣制の紊亂實に其の極に達せり。越て光武五年(明治三十四年)勅令第四號を以て貨幣條例を發布し、金貨本位制度を定め光武九年(明治三十八年)より實施す。貨幣の種類、量目、品位は大體に於て我國のものと同ならず。光武九年の條例により同條例規定の貨幣と品位量目及び形體の同一なる外國貨幣は國內にて通用を許可せられ、日本貨幣の流通を公認したり。

紙幣は光武六年(明治三十五年五月)に我が第一銀行京城支店に於て兌換券を發行したるを初めとし、現今にては朝鮮銀行之れを發行す。種類は壹圓、五圓、拾圓、百圓の四種あり。

關東洲に於ては金本位制度を採り單位壹圓とす。此地方に於ては日本貨幣の外、日本圓銀も流通す、但其流通額は極めて僅少なり。又清國各地に於て行はるる支那銀貨あり、銅銀ありて、甚だ複雑なり。紙幣は日本銀行兌換券の外、橫濱正金銀行の發行にかゝる銀貨兌換券あり。樺太に於ては、明治四十四年四月一日勅令第六十五號を以て貨幣法を施行したるが故に幣制内地と異ならず。

第三款 跛行本位制

曩きに述たるが如く、千八百七十三年以來、銀價暴落を告げ、物價の動搖甚しく、爲に在來の複本位國は勿論、銀單本位國も亦到底永く舊制を維持する能はざるを悟るに及て、獨逸、米國、佛國、和蘭等、先づ第一に金單本位制を採用するに決せり。されど是等の諸國は從來複本位制又は銀單本位制の下に巨額の本位銀貨を保持するを以て今直ちに金單本位制に改めむには同時に、其の巨額なる本位銀貨を處分せざるべからず。詳言すれば在來の本位銀貨を其の公稱價額にて本位金貨に引換へ、回收し盡さざるべからず。然るに時は維れ銀價暴落の最中なれば、實價遙に低

跛行本位
制の由來
及意義

き巨額の本位銀貨を悉く公稱價額にて本位金貨に引換へむか、爲に政府の損失する所莫大なるべし。之れ到底各國政府の堪ゆる所にあらざるを以て、各國は一時の便法として本位銀貨の自由鑄造を停止し、依て以て其の流通額を制限し、依て以て其の公稱價額を維持し、依て以て之を本位金貨同様に無限法貨として流通せしめ置き、斯くて後ち、財政に餘裕生ずるに従ひ、漸次之を回收し、徐ろに金單本位制を布かむとを期せり。世之を稱して『跛行本位制』と名く。されば、跛行本位制とは、金銀二種の本位貨幣を有すれど、其の内、本位銀貨に限り、自由鑄造を禁止せるものをいふ。之を以て跛行本位制は本位金貨の外に本位銀貨をも有する點に於て金單本位制と異なる可く、兩種の本位貨幣を有しながら其の内、本位銀貨のみは自由鑄造を許さざる點に於て、複本位制と異なるものなり(註三二)。されど跛行本位制は一時の制度にして、必ずしも永久の制度にあらず。複本位制又は銀單本位制より金單本位制に移るの便宜上、一時採用せらるゝ準備の制度たるに過ぎざるものと見るを得可し。

註三二 元と複本位制なるものは金と銀との兩本位貨を有するもの也。之を人體に

現今の跛行本位國

喻へむか、金の左足と銀の右足とを完備するものなり。而して是等兩足共に上半分は無限法貨たる資格より成り、下半分は自由鑄造なる資格より成る。然るに金貨幣の自由鑄造を廢止して銀なる右足の下半分を切斷すること左圖の如くならむには、茲に一個の跛行者を生すべし。是れ即ち跛行本位制にして、奇名の基く所亦實に茲に存する也。

跛行本位制 (本位金貨) 無限法貨、自由鑄造、
(本位銀貨) 無限法貨、自由鑄造

そは兎に角、嘗て跛行本位制を採用し、若くは現在尙ほ此制度を採用しつゝある主なる國々を列擧すれば、先づ第一に之を採用せるものは獨逸(註三三)にして、千八百七十一年十二月より、次は米國(註三四)にして、千八百七十三年四月より、次は佛蘭西を初め羅甸同盟諸國(註三五)にして、千八百七十四年一月より、其の外和蘭(註三六)は千八百七十五年六月より、澳太利甸加利は千八百九十四年八月より、孰れも跛行本位制を採用して今に至る。此内、獨逸のみは千九百七年十月、遂に純然たる金單本位國と化したること、曩に述べたるが如し。

註三三 獨逸は統一に至るの前、各邦各其の本位制を異にせしが大體に於て銀單本位國なりき。然るに七十一年統一の大業成るや、幣制の統一は是非とも之に伴はず

るべからず。於是乎、同年十二月四日、金單本位制を採用するの準備として、斷然本位銀貨の自由鑄造を停止し、越へて七十三年七月九日、新に獨逸帝國貨幣法なるものを制定し、「マルク」Mark と稱する帝國金貨を鑄造し、其の種類は二十、十並に五マルクの三種となし、量日は二十マルクに付き一二二グレイン、品位は九百位とせり。次に在來の「ターレル」Thaler 銀貨は一ターレルに付き三マルクの割合（即ち金一に對する銀十五半の割合）を以て無限に法貨たること金貨同様となし、唯其の自由鑄造を禁止せしかば、此時より獨逸は發行本位制の國と成りぬ。然るに千九百年に至り、貨幣法の一部を改正して、從來人口一人に付き十マルクの割合なりし補助貨を人口一人に付き十五マルクの割合に増加し、差引人口一人に付き五マルクづつの補助貨の増鑄には、人口六千萬人とすれば、約三億マルクの補助貨増鑄額（ターレル銀貨の回收より得べき銀地金を當ると定めれば、三億六千萬マルクのターレル銀貨も、數年ならずして、市場に其の跡を絶つに至れり。於是乎、千九百七年十月一日を限り、斷然ターレル銀貨の通用を禁止し、引換期限を千九百八年九月三十日限りと定めたり。されば此時より獨逸は遂に豫期の如く、純然たる金單本位國となりぬ。

註三四 米國は千八百七十三年まで金一銀十六（精細に云へば金一銀十五、九九）の割合を以て複本位制を採用し居たりしが、同年二月十二日の法律を以て斷然銀貨の自由鑄造を停止し、更に千九百年三月發布の金貨本位條例により金單本位の基礎を

固めしも、相變らず一弗銀貨をして無限法貨たるの資格を有せしめしかば、米國の幣制は此時より今に至る迄、發行本位制を採用しつゝあるものと謂ふ可し。セリグマンの如きは、米國の一弗銀貨は、双方當事者の合意に依るか、又は金預證券 Gold Certificates の引換の場合には法貨たる資格を有せざるものなるが故に、米國の現時の貨幣制度たる金單本位制の部類に屬す可きものなりと稱す。（*Seignior, Principles of Economics, 3 Ed. pp. 507-508*）されど一弗銀貨が未だ全く制限法貨にあらざる以上、寧ろ發行本位制に屬するものと解するを穩當なりと信ず。因に云ふ。千九百九年六月の調査によれば、米國に於ける本位銀貨即ち一弗銀貨の流通高は五億六千三百九十八万五千八百十二弗に上る。

註三五 佛蘭西を始め羅匈同盟諸國は、千八百六十六年以來、金一銀十五半の割合を以て、複本位制を採用し來りしが、千八百七十三年、隣國獨逸が銀を排し金を迎るに至りしを見て、意安からず、殊に佛蘭西並に白耳義の如きは直ちに其の影響を被りて銀貨流入し、金貨流出せむことを恐れ、遂に同盟諸國を動かして、翌七十四年一月三十一日、斷然銀貨の自由鑄造を制限し、七十八年十一月五日、遂に全く之を禁止し茲に獨逸と同じく發行本位國となりぬ。

註三六 和蘭は千八百七十四年迄「フローリン」Florin と稱する銀貨を以て唯一の本位貨とせる銀單本位國なりしが、同年十二月銀貨の自由鑄造を停止し、其の翌七十五年六月に至り「グールドン」Guilder と稱する金貨（量目九三グレイン、三二品位九百）を鑄造

し從來の銀貨と與に本位貨幣として並び通用せしめしかば之れ亦跛行本位制の國と成れり。而して最後に西班牙は羅甸同盟の例に倣ひ、澳太利何加利は千八百九十四年獨逸の例に倣て、跛行本位の國と化しぬ。

跛行本位制の利益

斯くて跛行本位制は一時の便法にして永久の制度に非ず、複本位制より次第に單本位制に、銀單本位制より次第に金單本位制に移るの便宜上、一時採用せる準備の制度たるに過ぎざるものなれど、之に伴ふ利益は蓋し尠少にあらざるべし。今其の主なるものを左に列舉せむ。即ち

- 一 銀貨の處分を急がざるより、銀價の暴落を免れ、其の結果、國庫の損失を減少し得ること
- 二 金銀與に本位貨幣として使用し得るより、金の需要を減少し、銀の需要を増加し、物價の變動を緩和し得ること
- 三 實價以上に本位銀貨をも使用し得べきにより、其の部分に於て資金を節約し得ること
- 四 本位銀貨の自由鑄造を禁止するより、假令銀價の暴落起るも、爲めにグレン

跛行本位制の缺點

ヤムの法則行はれざること

是れ也。次に跛行本位制の弊害とも稱すべきは

- 一 國家は本位銀貨の鑄造により、利益を占むること大なるを以て、財政困難に際し動もすれば之が濫造の弊に陥るの虞あること
 - 二 人民も亦本位銀貨の賤造により、利益を占むること大なるを以て、動もすれば國禁を犯すもの多きに至るの虞あること
- 是れ也。されど第一の弊害は佛蘭西の如く、國庫に於て本位銀貨を本位金貨に引換ること、補助貨同様に取扱ふに於て、容易に之を避くるを得可く、第二の弊害は立法上の制裁行政上の取締を嚴にするに於て、之を豫防すると難からざる可し。要之、跛行本位制は之が施行上に於て嚴密なる注意を要すれども、夫れさへ怠らざらむには、本位制より單本位制に、銀貨本位制より金單本位制に變更するに際し、安全なる便法と評するを得可けむ。

第四款 金爲替本位制

跛行本位制は本位制又は銀單本位制より出てて金單本位制同様の効果を收め

金爲替本位制の意義

むとするものなれども、此外に尙ほ多く銀單本位制より出でて金單本位制同様の効果を收めむとする新本位制あり。之を『金爲替本位制』と名く。金爲替本位制とは金を以て價値の標準となせども、別に本位金貨を鑄造せず、單に金貨國に對する爲替の作用により、金貨本位を維持するものをいふ。詳言すれば銀單本位國にして銀單本位制の不利を免れむとするに際し、別に本位金貨を鑄造せず、唯從來の本位銀貨の自由鑄造を廢止して以て、經濟上重大なる關係を有する外國の金貨に對し、一定の比率までの公稱價格を引上げ、是れ内國本位銀貨と彼れ外國本位金貨とを無限法貨として併用するの制度をいふ。

されば此の本位制は貧弱なる銀單本位國にして多額の金を所有せず、又多額の金を購入する能はず、從て金單本位制を採用する能はざれども、其の儘にては、常に爲替相場の變動に苦めらるゝが如き場合に適用す可き便法にして

- 一 從來通用の本位銀貨と經濟上最も重大なる關係を有する外國殖民地又は屬國なれば本國の本位金貨との間に一定の法定比率を定め
- 二 從來通用の本位銀貨の自由鑄造を廢止し其の供給を制限し、以て前記の法

金爲替本位採用の方法

金爲替本位採用の方法

定比率に達するまで本位銀貨の公稱價格を騰貴せしむ

- 三 斯くて内國の銀貨と外國の金貨との市場比率にして、法定比率に達するときは其の割合を以て孰れも無限法貨たる資格を與へ、且つ互に引換ふることを諾す

四 次に内國と外國とに金にて爲替基金を備へ、本國政府は之に對して金貨拂の爲替手形を發行し、外國に支拂を要するものは、銀貨を以て之を購ひ、内國に送金を要するものは金貨を以て之を購ふ

五 此結果内國市場に於ては、從前の如く専ら銀貨流通し、内國と外國との間に於ては専ら金貨拂の爲替手形若くば金貨流通す。

由是觀之、金爲替本位制は範を跛行本位制に採りたるものにして、其の趣旨に至つては彼れ是れ相異なるなし。即ち

- 一 金を以て價値の單位を定むること
- 二 金貨以外に銀貨を有し、一定の法定比率を以て、與に無限法貨たる資格を有すること

- 三 本位銀貨の自由鑄造を停止して以て之を名目貨幣に化すること
 等の點に於て、相等しきものなれども、又相異なる所なきにしもあらず。即ち
- 一 跛行本位制は、複本位制又は銀單本位制より出でて、金單本位制に移るの手段たるは、金爲替本位制は、銀單本位制より出でて、金單本位制に移るの手段、又は銀單本位制より出でて、金單本位制同様の實を擧げんとする手段に供せらるること
- 二 跛行本位制は、本位金貨の鑄造を必要とすれど、金爲替本位制は、本位金貨の鑄造を必要とせず、一定の外國金貨を、一定の法定比率に準じて、本位貨幣として流通を許すの外に、金にての爲替資金を内外樞要の地に備ふるを以て足れりとする事
- 三 跛行本位制は、金單本位制に移らんと欲するも、本位銀貨の處分に窮して、之を採用する場合多きに、金爲替本位制は、在來の銀單本位制を以て恰好の本位制となせども、金貨國との貿易並に金融上の不便利を避けんが爲め、之を採用する場合多きこと

金爲替本位制の利害

- 四 從て跛行本位制は、主として前進國の間に行はれ、金爲替本位制は、専ら後進國の間に行はるゝこと
 是れなり。
- 次に金爲替本位制の利害得失を比較研究せんに、先づ第一に其の利益と認む可きものは
- 一 巨額の資金を要する本位金貨の鑄造を爲すして、金單本位制同様の効果を收め得べきこと
- 二 内國市場に適當せる本位銀貨の流通を廢せずして、金貨國に對する爲替の變動を免るること
- 等にして、之に對し、其の弊害とも認むべきものは
- 一 金銀兩貨の法定比率を定むること困難にして、市場比率と法定比率の差多きに失せむか、銀貨の賈造を誘致す可く、少きに失せむか、銀價の騰貴に際し銀貨は忽ち市場に跡を絶つに至ること(註三七)
- 二 爲替基金を備ふる國との交通貿易のみ發達するより、國際間の利害關係一

方に偏するに至るの虞れあること
是れなり。

註三七 金爲替本位制の下に於ける金銀貨の法定比率にして、市場比率との差多きに失せんか、銀の製造額に行はれ、少きに失せんか、銀價の騰貴に際し、銀貨は忽ち市場に跡を絶つ可し。前者の適例は印度に在り。千八百九十九年七月印度政府新に金爲替本位制を採用するや、金銀の法定比率を金一と銀二十二(即ち一ルーピーに付き十六片の割合)と定めしかば、製造銀貨屢々市場に發見せられたり(田尻稻次郎著、財政と金融、第一編第一卷一〇—一一頁参照)。後者の適例は、比律賓、墨西哥及び海峽殖民地に在り。其の詳細は、次の「註三九」「註四一」及び「註四二」を参照す可し。

事情斯くの如くなるを以て、現今、金爲替本位制を採用するものは、英領印度(註三八)比律賓(註三九)、巴奈馬(註四〇)、墨西哥(註四一)及び海峽殖民地(註四二)等、貧弱なる後進國にあらずんば、則ち殖民地若くば保護國にして前進國又は母國との交通貿易を發達せしめんが爲め、金單本位制を採用せんと欲するも、費用多くして、力足らざるの場合に、屢々適用せらる。而して上記諸國の内、墨西哥は近く其の制度に少しく變更を來たし、又海峽殖民地は、今尙ほ純然たる金爲替本位國たるに至らず。

註三八 初て金爲替本位制を採用せるは、英領印度なり。千八百七十三年以來、銀價は

現今の金
爲替本位

連年下落の一方にして、其の底止する所を知らず。於是乎、印度は英吉利本國を初め諸金貨國との貿易上、金融上、甚だ困難なる境遇に沈淪せしかば、千八百九十三年六月、遂に斷然ルーピー銀貨の自由鑄造を停止し、金貨(英吉利の金貨)に對する人為的價格漸く増加するを俟つて、千八百九十九年九月十五日、金爲替本位制を採用するに至れり。今、左に其の要點を列舉す可し。

- 一 英吉利本國のソヴエレン金貨を、一磅に付き、十五ルーピーの割合を以て法貨となすこと
 - 二 ルーピー銀貨は、従前の通り、其の自由鑄造を停止すること
 - 三 右金貨と銀貨との法定比率を一と二十二(即ち一ルーピーに付き十六片の割合)と定むること
 - 四 印度證券を發行して、印度と倫敦とに金貨又は公債を貯へ、之を爲替基金として、雙方に於て爲替手形を賣出し、國際間の決算の用に供すること
- 斯くて印度に於ては、金貨を提供する者に對し、一磅十五ルーピーの割合を以て、銀貨を交附し、銀貨を金貨に引換ふるの義務は、法律上之を認めずと雖も、銀貨を提供する者には、一ルーピーに付き十六片の割合(即ち法定比率)を以て、金貨を與へ、又十五片八分の七の割合を以て、倫敦拂の爲替手形を賣渡し、依て以て國際間の貸借決算の用をなさしむ。

註三九 比律賓に於ても、米國領有後、千九百三年、印度に倣ふて、金爲替本位の制を採り、

量目十二グレーション十分の九、品位純分十分の九を含有する金ペソ Gold peso を以つて、價値の單位となせども、別にペソ金貨を鑄造するにあらず、唯從來流通せるペソ銀貨(量目四一六グレーション、品位純分十分の九)の自由鑄造を停止し、米國の非金貨に無限法貨たる資格を與へ、比律賓と紐育とに、金貨及び公債等より成る爲替基金を備へ置き、外國に向け支拂に金を要するものあるときは、提供するペソ銀貨に對し、僅少の手数料を以て、一弗に付き二ペソの割合にて、金爲替手形を供給し、依て以て國際貸借決算の用を辨せしむ、之の故に、比律賓にては、相變らず、是迄の如く、主としてペソ銀貨流通するも、金本位國たるの實を擧ぐ可く、萬一、銀貨の過剩を來し、其の下落を見るときは、比律賓政府は、紐育にある爲替基金に對し、一定の比價を以て、金貨拂の爲替手形を賣出し、銀貨を吸收す可く、若し又銀貨の不足を來し、其の騰貴を見るときは、比律賓政府は、内地の爲替基金庫に金を提供して同額の銀貨を發行す可ければ、結局、ペソ銀貨は非金貨に對し、常に略ぼ一定の價額を維持するを得可し。然るに、當初、比律賓に於けるペソ金貨に對するペソ銀貨の割合、即ち金銀の法定比率は、金一に對する銀三十二なりき。之は當時の銀塊相場(即ち千八百九十七年より千九百三年たる金爲替本位制採用の際までの銀塊相場)は、大抵二十四片乃至二十八片にして、從て其の市場比率は金一に銀三十四乃至三十九なりしかば、金一銀三十二に法定比率を定めんには、貨幣制度の基礎を動搖せしむる虞なしと信じたるを以てなり。然るに、其の後偶然にも銀塊相場暴騰して、千九百六年の春に至

つて、三十一片八分の三臺に上り、金銀の市場比率は、金一銀三十以下となりたれば、ペソ銀貨は、之を貨幣として使用するよりも、地金として賣却する方、利益多きこととなりたり。於是乎、比律賓政府は、ペソ銀貨の喪失を防かんが爲め、之が輸出を禁止すると同時に、同年貨幣法を改正し、銀貨の改鑄を行ひ、ペソ銀貨の純分を、十分の九より十分の八に下し、其の以外の小貨幣は、十分の九より十分の七半に下せり。

註四 ○ 南米の巴奈馬共和國に於ては、千九百四年以來、金爲替本位制を採用し、米國の一非金貨と同一の品位量目を有するバルボア Balboa を以て、價値の單位となせども、實際斯かる金貨を鑄造するにあらず。實際流通するものは、量目二五グラム、品位純分十分の九なるペソ銀貨にして、二ペソを以て一バルボアに當ると定む。而してペソ銀貨は無限法貨なるも、自由鑄造を禁止、且つ金銀の法定比率を維持せんが爲め、ペソ銀貨發行高の、割五分に當る金準備を米國に備へ、必要の場合には、之に對して、爲替手形を發行することとせり。

註四一 墨西哥に於ては、千九百五年以來、金爲替本位制を採用せり。即ち新に純金七十五センチグラムより成るペソ金貨を以て、價値の單位となせども、事實斯かる金貨を鑄造するにあらず、流通する所のものは、在來の非銀貨即ちペソ銀貨にして、ペソ金貨との法定比率を、一對三十二、二分の一強の割合と定め、一面、ペソ銀貨の自由鑄造を停止して以て、金銀の法定比率を維持すると同時に、他面、二千萬ペソの金準備を内外に備へ、尙ほ其の後銀貨鑄造により得たる純益を之に加へて、外國に對し

支拂の必要あるときは、之に對し、金爲替手形を發行して以て、金本位制の實を擧げ尙ほベソ銀貨の地金相場が、金七十五センチグラム以上に騰貴するときは、ベソ金貨の自由鑄造を許すことある可しと規定して、漸次、金本位制に移るの用意をなしたり。然るに曩に述べたるが如く、千九百零六年銀貨暴騰して、殆んど一億二千万ベソ即ち當時の流通額の半を、外國に流出せしむるに至りしかば、同年十一月俄に銀貨の輸出に輸出税を課して以て、其の勢を挫くと同時に未だ金貨の自由鑄造を許さざりしかど、千九百零六年乃至千九百零七年の間に、約一億二千万ベソの金貨を鑄造し流出せる銀貨の缺を補へり、斯くて墨西哥は此年より純然たる金爲替本位制を脱して、稍、跛行本位制たるの實を備ふるに至りぬ。

註四二 海峽殖民地に於ては、千九百零三年、金爲替本位制採用の方針を定め、千九百零六年、量目四一六グレイン、品位純分十分の九なる弗銀貨の自由鑄造を禁止して、之がソヴエレン金貨(即ち英吉利本國の本位貨幣)に對する法定比率を、一弗に付さ二志四片の割合、即ち金一銀三二・一と定め、何れも無限法貨として流用を許せり。然れども政府は未だ充分の爲替基金を備ふるに至らざるを以てソヴエレン金貨を提供する者には、此割合を以て、弗銀貨を與ふるも、弗銀貨を提供する者に對しソヴエレン金貨拂の爲替手形を交付する能はざるを以て、未だ純然たる金爲替本位制たるに至らず。然るに千九百零六年銀價暴騰して、三十片臺を破るや、弗銀貨流出の虞あるに至りたるを以て、翌千九百零七年弗銀貨の量目を四一六グレインより三一・二グレインに下し、金一銀二八・七の割合に改め、倫敦の銀塊相場にして、三十三片中を越へざる限り、銀貨の流出を防止し得ることとなると同時に、斯くて得たる銀貨の改鑄の利益を以て、金準備を補充するを得しかば、遠からず、金爲替本位制を完ふするを得可けん。

第五款 萬國複本位制

次に未だ嘗て實行を見ざるの本位制なれど、一派の學者により、理想の本位制と稱せられ、屢、議題に上れるものあり。之を「萬國複本位制」と稱す。萬國複本位制とは、條約を以て、金銀の比價を、一定し、置き、之に基きて、萬國、共通の複本位制を採用するをいふ。

今、萬國複本位制の論據を聽くに、大略次記の二點に歸するもの如し。即ち

- 一 萬國複本位制は補償作用の完全に行はるるを期し得べきこと
- 二 萬國複本位制は國際間の交通貿易を隆盛ならしむること

是れなり。(一)曩きに述たるが如く、元來複本位制には補償作用なるものありて、金銀相場の變動の結果、金銀の市場比率と法定比率との間に相違を生ぜむには、一は良貨と化し、他は惡貨と變じ、グレシヤムの法則により、惡貨は良貨を流通外に驅逐

萬國複本位制の意義

萬國複本位制の理由

すべけれど、夫れ丈市場に良貨の地金増加し、悪貨の地金減少すべければ、需要供給の理により、良貨の地金は下落し、悪貨の地金は騰貴し、再び金銀の市場比率は法定比率と一致するに至るべしといふ。一國にして單獨に複本位制を採用せる場合にも、此の如き作用の完全に行はるるものならば、複本位制は過去に於て失敗の歴史を繰返さざりし筈なり。然るに事實然らずして、皆失敗に終りしは、此の如き作用の有名無實なるが爲めに非ずして、實は複本位制の範圍狭小なりしより、其の作用の顯著ならざりしが爲めなり。されば、今若し萬國一致協力して、同一の法定比率の下に、同一の複本位制を採用せむには、補償作用完全に行はれ、時に金銀の相場に一高一低起らむも、久しからずして元に戻り、大局に於て萬國與に其の被害を免るるを得べし。二萬國複本位制によれば、萬國其の幣制を一にすべきを以て、茲に世界共通の貨幣生じ、而も貨幣の価格は常に一定不動なるべきが故に、貿易は安全となり、交通は頻繁となり、貸借は容易となり、萬國與に共に其の利に浴すること蓋し尠少にあらざるべし。

萬國複本位制の利益は斯く偉大なるべきが故に、學者中之に贊するもの甚だ多

萬國複本位制の理由

く、列國中之を推すもの亦尠からず、現にこれが爲め今日迄に既に四回の萬國貨幣會議(註四三)を見たる程なれども、常に成功せず、今や一個の空論たるに過ぎざるが如き觀あるは、抑も如何なる道理にや。一見頗る不思議の如くなれども、これには又十分の理由あるなり。即ち

- 一 法定比率の約定上、各國の利害一致せざること
 - 二 幣制改革に伴ふ財界の混亂を恐るること
 - 三 後日條約滿期に際する財界の混亂を恐るること
 - 四 現に金單本位制を採用するものは別に不便を感ぜざること
- 是れなり。(一)方今世界各國中、銀を産する國あり、銀を産せざる國あり、金を産する國あり、金を産せざる國あり、銀を多量に所有する國あり、金を多量に所有する國あり、從て又た銀の騰貴を歡ぶ國あり、金の騰貴を希ふ國あり、金銀の比率を大にせむと主張する國あり、金銀の比率を小にせむと主張する國あるべし。斯くて金銀の法定比率約定上、各國の利害得失を異にすべければ、會議に會議を重ね、議論に議論を重ねるも、到底決議を見る能はざるべし。(二)加之、今日萬國複本位制を採用せむ

か各國與に其の幣制を改革せざるべからず。然るに幣制の改革は其の影響する所頗る重大にして、依て貸借の關係を亂すべく、依て物價の變動を招くべく、依て財産の増減を起すべし。是れ各國與に忍ぶ能はざる所なり。(三)且つ夫れ萬國複本位制に關する國際條約にして、永久條約として成立する場合は可なれども、萬一、一定時間を限り執行せらるるに過ぎざるものならんには、該條約有効期間は、萬國協同の力により金銀相場の変動を防ぎ、法定比率を維持し得べきも、一朝有効期限を過ぎたらむには其の功力無く、又該條約を其の儘繼續せむには豫め期すべからざる所なるを以て、條約満期に際し、若くば満期と與に、金銀相場に再び激變を見ずとは言ひ難し。事茲に至らば、各國は更に財界の一大混亂に遭遇すべき懼れあるものと謂はざるべからず。(四)夫も現制度にして百弊交々至り、早晚改革せざるべからざる程のものならば、伊ザ知らず、今や支那を除き世界の商業國は一齊に金單本位制を採用し、若くば之に倣ふものなれば、貿易上、金融上、何等不便を感じざるが上に、千八百九十年以來、金の産出著しく増加し、復た昔日の如く金貨本位維持の上に於て何等の不都合を感じざる可く、更に又跛行本位制若くば金爲替本位制を採

用せば、格別の故障無くして巨額の本位銀貨をも流通し得ければ、各國與に、萬國複本位制に對する體度頗る冷淡となりたるも、穴勝ち無理ならぬ次第と謂ふべし(註四四)。

註四三 萬國貨幣會議は是れ迄四回開會せられたり。即ち千八百六十七年佛京巴里に於て、第二回は千八百七十八年八月十六日、米國の主唱の下に佛國巴里に於て、開會せられ、第三回は千八百八十一年四月、米佛兩國の主唱の下に同じく佛京巴里に於て開會せられ、第四回は千八百九十二年十一月二十二日、米國の主唱の下に白耳義國アラスセル府に於て開會せられたり。前後四回を通じて萬國貨幣會議の目的とする所は、銀價の暴落を防がむが爲めに、萬國協同一致して複本位制を採用せむと云ふにありたれども、常に英獨の反對に遭て何等成功を見るに至らざりき。

註四四 萬國複本位制に關する熱心なる主張者は、アマサ、ウォルカーなり。由て此制度に關する詳細は、*Francis Amasa Walker, International Bimetallism, 1896* を参照せらるべし。

第六款 結論

以上論ずる所を綜合するに、本位貨幣は銅鐵の如き卑金屬に發して金銀の如き貴金屬に移り、二者を兼用するものあり(即ち複銀のみを單用するものありたれども、即ち銀單、千八百七十年代以來、金銀比價の激變に制せられて、各國與に次第に英

世界に於ける貨幣制度の概観

吉利の後を追ひ、金のみを使用せむ 即ち金單本位制との傾向を現はすに至りぬ。勿論、國狀の如何により、直ちに純然たる金單本位制に移る能はざるものは、或は一時跛行本位制に變じ、或は一時金爲替本位制を選びしと雖も、孰れも終局の理想は金單本位制にあるや疑を容れず。

斯くて方今世界に國を建つるもの其の數多しと雖も、有力なる銀單本位國は唯獨り支那のみにして、其の他亞細亞に於ては、印度支那及び小英領諸國、南米に於ては、エクアドア Ecuador、ボリビア Bolivia を剩すのみ。其の他は悉く金單本位國にあらずれば、則ち之が準備の制を採るの國にして、早晚金單本位國となるべき運命を有するもの也。今左に是等の諸國の金單本位制 若くは之に類似の本位制 採用の年代順により列記して以て、讀者の參考に供せむ。

國名	改正年月日	本位制
一 英吉利	千八百十六年六月	金單本位制
二 葡萄牙	千八百五十四年	同 上
三 獨逸	千八百七十一年十二月 千八百七十年十月	跛行本位制 金單本位制

各國現時
の貨幣本
位制度

四	スカンデナヴィア同盟 <small>(瑞典、丁、抹諾威)</small> (註四五)	千八百七十二年十二月	金單本位制
五	米國	千八百七十三年四月	跛行本位制
六	羅甸同盟 <small>(佛蘭西、白耳義、伊太利、瑞西、希臘)</small>	千八百七十四年一月	同 上
七	和蘭	千八百七十五年六月	跛行本位制
八	澳太利、匈牙利	千八百九十四年八月	同 上
九	日本	千八百九十七年十月	金單本位制
十	露西亞	千八百九十九年五月	同 上
十一	印度	千八百九十九年七月	金爲替本位制
十二	比律賓	千九百三年三月	同 上
十三	海峽殖民地	千九百三年九月	同 上
十四	巴奈馬	千九百四年	同 上
十五	墨西哥	千九百五年五月	同 上

註四五 千八百七十一年十二月、獨逸帝國が貨幣制度を改革するや、同國と貿易上金融上密接なる關係を有する四隣の諸國も亦之に倣て幣制改革の舉に出たり。第一

は瑞典、丁抹、諾威にして、第二は和蘭なりき。即ち千八百七十二年十二月、瑞典、丁抹は新に貨幣同盟を組織し、クロイネ金貨(量目六グレイン九一四、品位九百)を以て本位貨と定め、銀貨の自由鑄造を禁止せり。翌年六月、諾威も亦之に加盟す。世之を稱して「スカンデナヴィア貨幣同盟」と名く。

由是觀之、過去半世紀間議論轟々たりし貨幣本位制度の問題も、一先終結を告げ、今や世界の趨勢は略ば金單本位制に一定せるものの如し。されど金單本位制の下に於ても、銀は補助貨として多大の需要あるべく、殊に跛行本位制又は金爲替本位制の下に於ては、相變らず銀貨も本位貨として使用せらるべければ、實際に於ける世界の通貨は今日尙ほ金貨約百三十八億圓、銀貨約六十五億圓、此外無準備紙幣約八十二億圓、合計約二百八十五億圓なりと稱せらる(註四六)。

註四六 千九百十二年發行の米國通貨監督官報告書 The Reports of the Comptroller of the Currency によれば、千九百十年十二月末日に於ける世界各國の貨幣の總額左の如し。

國名	金貨	銀貨	無準備紙幣	合計
北米合衆國	一、七一〇、〇〇〇 <small>千部</small>	七二九、五〇〇 <small>千部</small>	七八四、六〇〇 <small>千部</small>	三、二二四、一〇〇 <small>千部</small>
澳匈國	三五七、一〇〇	一一九、一〇〇	一四三、五〇〇	六二九、七〇〇
白耳義	二四、三〇〇	一五、〇〇〇	一三五、三〇〇	一七四、六〇〇
大英帝國				

漆洲	一九九、一〇〇	一〇、〇〇〇	……	二〇九、一〇〇
加奈陀	一〇八、二〇〇	六、七〇〇	七六、八〇〇	一九一、〇七〇
合衆王國	六五〇、〇〇〇	一一六、八〇〇	一一五、二〇〇	八八二、〇〇〇
印度	一三、二〇〇	一四六、〇〇〇	三八、九〇〇	一九八、一〇〇
南亞弗利加	六五、四〇〇	二〇、〇〇〇	……	八五、四〇〇
海峽植民地	二、二〇〇	三七、五〇〇	七、五〇〇	四七、二〇〇
ナルガリヤ	六、一〇〇	四、八〇〇	九、八〇〇	二〇、七〇〇
玖巴	四二、〇〇〇	五、〇〇〇	……	四七、〇〇〇
丁抹	三七、九〇〇	八、〇〇〇	一三、五〇〇	五九、四〇〇
埃及	一八二、九〇〇	一五、八〇〇	六、七〇〇	二〇五、四〇〇
フィンランド	七、一〇〇	五〇〇	一一、五〇〇	一九、一〇〇
佛蘭西	九二六、四〇〇	四一一、一〇〇	二二三、〇〇〇	一、五六〇、五〇〇
獨逸	一八五、九〇〇	二四三、九〇〇	二七六、一〇〇	七〇五、九〇〇
希臘	二一、六〇〇	三、〇〇〇	二四、六〇〇	四九、二〇〇
ハイチ	一、三〇〇	二、五〇〇	八、二〇〇	一二、〇〇〇
伊太利	二六四、一〇〇	二四、一〇〇	一八二、三〇〇	四七〇、五〇〇
日本	七一、七〇〇	一二五、一〇〇	八九、三〇〇	二八六、一〇〇
墨西哥	二八、六〇〇	五六、〇〇〇	五一、二〇〇	一三五、八〇〇

和蘭	六九、四〇〇	三三、三〇〇	六〇、三〇〇	一六三、〇〇〇
諸威	一三、八〇〇	三、四〇〇	五、四〇〇	二二、六〇〇
葡萄牙	八、六〇〇	三七、二〇〇	七二、六〇〇	一一八、四〇〇
ルーマニヤ	一九、七〇〇	二〇〇	三八、一〇〇	五八、〇〇〇
露西亞	九六一、四〇〇	七八、五〇〇	一、〇三九、九〇〇
セルヴィア	五、一〇〇	一、五〇〇	五、三〇〇	一一、九〇〇
シヤム	一〇〇	四九、四〇〇	二、一〇〇	五一、六〇〇
南米諸國				
アルゼンチン	二五三、五〇〇	九、四〇〇	四八七、八〇〇	七五〇、七〇〇
ボリビヤ	二、五〇〇	五〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
ブラジル	九八、五〇〇	二五、〇〇〇	一二三、五〇〇
智利	五〇〇	二、八〇〇	五三、四〇〇	五六、七〇〇
コロンビヤ	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
エクアドール	四、五〇〇	一、三〇〇	二、〇〇〇	七、八〇〇
パラグエイ	三〇〇	三三、〇〇〇	三三、三〇〇
ギニア
英領	一〇〇	四〇〇	五〇〇	一、〇〇〇
蘭領	一〇〇	三〇〇	二〇〇	六〇〇

第五節 貨幣の價値

第一款 貨幣價値の概念

凡そ貨幣は他の財と異り、通常他の財との交換の用に供せらるるものなり。勿論交換の媒介物たるものが、貨幣の唯一の用途にあらずして、貨幣は又支拂及び貸借の用具たるものなり。即ち貨幣は双方的價値の交換の用具たるのみならず、又

佛領	一〇〇	一〇〇	六〇〇	八〇〇
秘露	一一、一〇〇	二、四〇〇	一四、五〇〇
ウルグエイ	一五、五〇〇	四、三〇〇	一、七〇〇	二一、五〇〇
ヴェネツエラ	三、三〇〇	一一、五〇〇	四、三〇〇	一九、一〇〇
西班牙	一〇六、八〇〇	一七三、七〇〇	七六、〇〇〇	三五六、五〇〇
瑞典	二四、八〇〇	八、六〇〇	三二、四〇〇	六五、八〇〇
瑞西	六四、七〇〇	一三、五〇〇	二五、四〇〇	一〇三、六〇〇
土耳其	一三一、九〇〇	二六、四〇〇	一五八、三〇〇
中米諸國	一、六〇〇	五、四〇〇	一四、五〇〇	二一、五〇〇
合計	六、七〇四、一〇〇	二、五九九、五〇〇	三、一二七、六〇〇	一一、四三一、二〇〇

一方的價值交付の用をも辨ず可く、更に時を同ふせる双方的價值交換の用具たるのみならず、又時を異にせる双方的價值移轉の用をも辨ずるものなり。然し乍ら、貨幣が一方的價值交付の用を辨じ得ることも、又時を異にせる双方的價值移轉の用を辨ずることも、其の實、貨幣は他の財に比し、一般的なる交換價值を有するが爲めならずばならず。之の故に、貨幣の使用價值は即ち貨幣の交換價值なりと稱するを得。換言すれば、他の財と交換せらるべき貨幣の能力、即ち「貨幣の購買力」Purchasing power of money, Kaufkraft des Geldesこそ貨幣の「貨幣たる價值」即ち「貨幣の價值」Value of money, Wert des Geldesなれ。されば貨幣の價值は、依て得可き他の財の價值に由て定る可き價值なり。從て貨幣の價值は、貨幣の價格と一致すと稱するを得可く、更に切言すれば、總て價格とは、貨幣の價值にて現はされたる他の財の價值なるが故に、貨幣には價格なるものなく、存するものは、價值のみなりと稱するを得可し。

然らば、此の如き貨幣の價值即ち貨幣の購買力は、如何にして定るやといふに、之を研究するに當ては、先づ以て貨幣の

地金價值
と貨幣價
値

一 地金としての價值即ち「地金價值」Metallie value, Metallwert

二 貨幣としての價值即ち「貨幣價值」Monetary value, Geldwert

とを區別して考へざる可からず。元來、貨幣も亦財の一種なり、少くとも一種の財より成るものなるが故に、斯かる一種の財としての價值を存す可し。而して其の財は主として地金なるが故に、其の種の價值は即ち之を地金價格と稱するを得。然るに、此際に於ける貨幣の價值は、貨幣をも亦單純なる財と見て認識するより生ずる一般の價值たるに過ぎず。換言すれば、「貨幣財」たる價值に過ぎず。即ち貨幣の「材料價值」たるに過ぎず。然るに貨幣が貨幣として有する價值即ち貨幣價值は、此種の價值にあらず、他の財と交換し得る價值にして、從て其の價值は、交換し得可き他の財の價值並に分量により、定る可き價值なり、而して斯かる貨幣價值なるものは、地金價值以外に存し、從て地金價值に由てのみ定るものにあざれども、貨幣の種類によりては、地金價值も亦貨幣價值を定むる有力なる原因の一となればなり。

然らば、貨幣の地金價值なるものは、如何なるものにして、又如何にして定まるも

地金價值
を定むる
二原因

のなりやといふに、それは全く貨幣を構成するところの

一 地金の品位量目如何

二 一定量の地金の價格如何

によるものと謂ふ可し。(一)貨幣を構成するところの地金にして、品位低きときは、地金價值も亦低く、量目少きときは、地金價值も亦少きは、更に説明を要せざる可し。(二)之と同様に貨幣を構成するところの地金の價格の變動により、該貨幣の地金價值に變動を生ずるは論なけれど、然らば、如何にして地金の價格に變動を生ずるやてふ一段に至つては、更に説明を要す可し。

抑も地金の價格に變動を生ずるは、他の財の場合と同じく、地金に對する需要供給の關係如何によるものなり。元來、地金の用途には

- 一 造幣用
- 二 工藝用
- 三 貯藏用

の三種ある可し。蓋金銀獨り金銀のみならず、程度に於ては、(一)金銀貨幣鑄造の用に供

地金の三用途

せらるゝ外(註四七)、(二)金銀細工品裝飾品美術工藝品等の用に供せらる可く(註四八)(三)又準備金軍備金寶物又は財産として、其の儘價值貯藏の用にも供せらるゝを以てなり(註四九)。故に、是等三種の用途の増減如何により、地金に對する需要の高定る。

註四七 千九百十二年中世界文明國に於ける各種の貨幣鑄造額總計は一億六百六十七萬七千磅にして其の内、英國の鑄造にかゝるもの最も多く、殊に金貨の鑄造は過半を占めたり。之れ英貨の信用高くして到る處に流通せらるゝに因るなり。今該年中各貨幣鑄造額表を示せば左の如し

	金貨	銀貨	白銅貨	銅貨	合計
英吉利本國	四,二五三,四八〇	二,六一〇,八〇〇	一,七四,〇〇〇	三,三三四,〇〇〇	四,五四七,六八二
印度	—	一,八七一,六二〇	—	六,一八三九	二,一〇七,四五九
英領殖民地	三,三三八,三四	四,三三一,三〇八	四,三,七三五	三,三,九五三	四,七三二,四七〇
英國計	四,二八六,七三二	八,八〇三,七二八	二,七,七三五	四,一八,八三四	五,三,三〇七,六一一
澳大利何牙利	一,〇二四,八八四	二,四三三,三六〇	一,七,三三三	七,三,二九一	三,五三七,八五八
佛蘭西	九〇四,七二七	八〇〇,〇四〇	—	八〇,〇〇〇	九,九二七,八六七
獨逸	六,八二三,七九二	一,七一九,六三〇	三,四七八,三三五	六四,四三三	八,九五三,六八九
日本	三,〇三一,七九五	五〇四,三二九	—	—	三,五三六,〇二四
日耳曼	三,五七三,九一八	一,五四,九四六	一九三,三二五	—	三,九二二,一七九

北米合衆國	三六四五、五二六	一五三九、三七四	三六四、〇四九	一七三、九〇七	五七一、八五六
合計(其他諸國を含む)	三二、一五二、六四九	二〇、三三八、三〇六	一、七一九、四〇九	一、二八〇、七六七	五四三、八〇二、五一
以上二項總計	七四、〇一八、九六三	二九、一三三、〇三四	一、九三七、一四四	一、五九九、六二二	一、〇六六、八七七、三

(備考) 上表は The Economist (25th, Oct. 1913) による。

註四八 米國造幣局長ロバート Roberts の一九一一年度の年報に依れば、過ぐる一八九〇年乃至一九〇九年の間に於ける世界の金産額は合計三十九億二千萬圓(一弗を二圓として換算す以下準之)、一箇年平均三億九千二百圓なりしが、一九〇〇年乃至一九一〇年の間に於ては、合計八十億七千四百萬圓に上り、一箇年平均七億三千四百萬圓に増加せり。而して是等八十億七千四百萬圓の産金が、此間、如何なる用途に分布されたるかといふに、其の概要左の如しといふ。

工藝用	一、九一七、〇〇〇、〇〇〇 ^円
印度	八六六、〇〇〇、〇〇〇
埃及	二九二、〇〇〇、〇〇〇
日本銀行	一三八、〇〇〇、〇〇〇
南米諸銀行	六八六、〇〇〇、〇〇〇
墨西哥諸銀行	五七、〇〇〇、〇〇〇
米國國庫及諸銀行	一、四五三、〇〇〇、〇〇〇
加奈陀國庫及諸銀行	一七一、〇〇〇、〇〇〇

濠洲及南阿諸銀行	一九一、〇〇〇、〇〇〇
歐洲諸發行銀行	一、七二七、〇〇〇、〇〇〇
其他私立銀行及貯藏	五七六、〇〇〇、〇〇〇
合計	八、〇七四、〇〇〇、〇〇〇

因に云ふ。方今、金の工藝用として消費せらるるもの、其の年産額の約四分の一に當るべく、銀の工藝用として消費せらるるもの、其の年産額の約半に當るといふ。

註四九 古來、金銀死藏の風盛に行はるるは、埃及及び印度にして、今尙ほ巨額に上るが如し。一九〇七年倫敦に於て、多年埃及太守たりし有名なるクロマー卿 Lord Cromer の試みたる埃及談の一節に曰く、

或る年、或る埃及人八萬磅の資産を遺して死去したるが、其の資産は總て之れ金貨にして穴藏に收められ居たるものなりき。又或る時或る埃及人六枚二萬五千磅の品を買入れたることありしが、約三十分の後、其の人は一群の驢馬に山の如く貨幣を積みて曳き來れり。而して其の貨幣の出所を聞けば之れ皆其の人が平生庭前に埋藏し居たるものなりとのことなり。更に又某年某市に火事起りたる時、燒跡を掘返して、偶然にも五千磅を收めたる土器を發見せしことあり。斯くの如きは一々枚舉に違あらざる程なるが、是等の幾多の事實により、予は今尙ほ驚く可き巨額の埃及に於て埋藏され、死藏され居るを信じて疑はざるなり。

然らば、次に之れに對する地金の供給の途如何といふに、之にも亦二途あるべし。

即ち

- 一 年來の蓄積高
- 二 年々の産出額

是れなり。金銀は其の品質堅牢なるより、使用と與に消耗せらるることなく、使用の間に磨滅毀損紛失喪失等により、多少は減少し行くも、大部分は年々蓄積し、残存すべきが上に、更に新に年々産出せらるるもの尠少にあらざるべく、又増減著しかるべし。之を要するに、地金價值は、以上二種又は三種の原因より發する需要供給の如何により、或は高く、或は低く、種々變動するものと謂ふ可し。

之にて地金價值の大小高低する所以を知悉するを得たるが、次に貨幣價值即ち貨幣の購買力に大小高低ある所以を研究せん。曩に述べたるが如く、貨幣の價值は、依て得らる可き他の財の價值により定るものなれども、更に一層立ち入つて考ふるときは、價值多き財を得ると否とは、價值多き貨幣なると否とによるものなるを以て、依て得らる可き財の價值以外に、貨幣の價值に大小高低ある所以を探らざる可からず。然らば貨幣の價值即ち貨幣の購買力なるものは如何にして定るや

貨幣價值
を定る二
原因

といふに、それは

- 一 地金價值の大小如何
- 二 貨幣需給の大小如何

によるものと謂ふ可し。若し一國の貨幣にして、一切自由鑄造を許されたりとせむか、貨幣は専ら地金より成るを以て、地金騰貴すれば、貨幣も亦騰貴すべく、地金下落すれば、貨幣も亦下落す可し。之に反し、若し一國の貨幣にして、一切自由鑄造を許されずとせむか、市場は常に一定量の貨幣を要するを以て、貨幣の需要増加すれば、貨幣の價值増加す可く、貨幣の供給増加すれば、貨幣の價值減少す可し。方今多數國家の貨幣制度に於て、本位貨幣は多く實價貨幣にして、略ぼ地金と同一價額を保つが故に、貨幣の價值は常に地金の純分並に分量に基くが如く考へらるれど、之は自由鑄造の制度あるが爲めなり。若し自由鑄造を廢するときは、貨幣の價值は、其の材料たる地金の價值を離れて、唯其の數量の増減及び社會に於ける需要の増減に應じて高低す可し。此事は本位貨幣なれども名目貨幣たる印度のルーピー、銀貨、跛行本位國の本位銀貨、各國の補助貨の例に徴して明なり。且つ夫れ之を廣

く各國の現状に徴するに、今日文明國に於ける貨幣たる、一切自由鑄造にあらざ、又一切制限鑄造にもあらず、一部の本位貨幣を除くの外、他は皆自由鑄造を許されざるものなるを以て、貨幣價值は一部に於て地金價值に左右せらるゝも、他は擧て貨幣に對する其の國其の當時の需要供給の大小如何に由て定るものと謂ふ可し。若し夫れ不換紙幣に至つては、方今文明國に存せざるも、地金價值即ち材料價值殆ど皆無のものなれば、其の貨幣價值たる、全然之に對する需要供給の割合によつてのみ定るや論なきなり。

然しながら、自由鑄造ならざるも、地金の相場にして騰貴せんか、其の種の地金による貨幣の地金價值も亦從て増加すべければ、貨幣として使用せんよりも、之を地金と化して使用する者多きに至るが故に、其の結果、其の種の貨幣の金の減少を來し、從て其の貨幣價值の増加を見る可し。而して此場合に於ける貨幣價值の増加は、其の供給の減少に基くものなれども、更に之が供給の減少を來たさしめたる原因に至つては、全く地金價值の増加に基くものなるを以て、貨幣價值は地金價值の變動により左右せらるる場合あるを否定す可からず。唯夫れ自由鑄造ならざる

地金價值の増減と貨幣價值との増減

場合には、假令地金の相場にして下落することあるも、必ずしも貨幣の増加を起さざるが故に、貨幣價值の減少を見ることなく、從て斯かる場合には、貨幣價值は専ら其の需給關係の如何によつて定るのみ。之を要するに、自由鑄造の有無如何により、地金價值の増減が、貨幣價值増減の原因たる強度に於て相違あれど、如何なる場合に於ても、常に多少の原因たるは、否定するに由なきなり。

加之貨幣には一國內に於ける貨幣としての價值即ち「國內價值」と、國際間に於ける貨幣としての價值即ち「國際價值」との別あるものなるが、其の内、國內價值は専ら該貨幣に對する一國內の需要供給の大小如何により定るべきも、國際價值に至ては、専ら其の地金價值の大小如何により定るものなり。勿論貨幣の國際價值なるものが、専ら其の地金價值に定るは自由鑄造あるが爲めにして、若し自由鑄造ならざる場合には、之も亦専ら其の需給の如何に定る可しと雖も、自由鑄造なることが貨幣に固有の性質ならざると與に、自由鑄造ならざること亦、貨幣に固有の性質ならざるを以て、結局、自由鑄造たらざる場合を前提として、貨幣の國際價值も亦常に必ず其の需給如何によつてのみ定るものなりとは斷じ難し。之の故

貨幣の國內價值と國際價值

に貨幣價値は全然地金價値によつて定るとの『金屬派』Metallist, Metallismusの説は眞理にあらざれど、さりとて又貨幣價値は全然地金價値の有無大小によらずして、唯其の需給如何に定るとの『名稱派』Nominalist, Nominalismusの説も亦全く眞理にはあらざる也。之を要するに、一切の貨幣價値を左右する原因は、一種にあらざるなり。貨幣需給の大小如何は其の一にして、地金價値の大小如何は其の二なり。唯夫れ貨幣の種類により、或は専ら前者に因るあり、或は専ら後者に因るあり、或は兩者與に其の原因をなす場合あれど、通じて論ずるときは、地金價値の大小如何は、小なる原因にして、其の及す範圍や狭く、貨幣需給の大小如何は大なる原因にして、其の及す範圍や廣し。

然らば、通常貨幣價値を定むるに就き、最大の原因たる貨幣に對する需要供給の大小は、如何にして定むるものなりやといふに、先づ第一に貨幣に對する需要は

- 一 人口の大小
- 二 國土の廣狹
- 三 交通の便否

貨幣需要
の増減の
原因

四 金融の完否

五 取引の繁閑

六 信用の盛衰

等の如何により、或は増加すべく、或は減少すべし。夫れ貨幣は交通經濟時代に於ける唯一の交換の媒介物にして、兼て支拂の用具なれば、誰しも之を要すべく、誰しも之を欲すべく、從て(一)人口の増加と與に、其の需要額を増加すべく、(二)國土の膨脹と與に其の流通額を増加すべし、(三)されど交通機關にして整備し、(四)金融機關にして完備せむには、貨幣流通の速度を加ふべく、從て比較的貨幣需要の程度を減ずべし。(五)又貿易商業等、一切の取引にして、其の金額に於て、將又其の度数に於て、増加發達せむか、通常貨幣の需要を増加すべきも、(六)之と同時に、兌換券、手形、小切手等、諸種の信用券増加し、振替勘定、帳附、帳消法等盛に行はれむには、貨幣の使用を省く可く、貨幣の必要を減ずべし。

次に貨幣の供給なるものは、如何にして増減するものなりやといふに、國に於ける貨幣の供給は

貨幣供給
の増減の
原因

- 一 地金の需給
- 二 正金の出入
- 三 造幣の多少
- 四 死金の増減

等の如何により、或は増加す可く、或は減少す可し。(一)夫れ貨幣は通常地金より成るものなれば、貨幣の供給は、地金の既往に於ける蓄積高の大小並に現在に於ける産出高の増減に定る地金の供給と貨幣用以外の地金の二用途即ち工藝用及び貯蔵用の大小増減に定る地金の需要の高との割合如何により定るなる可し。貨幣用以外の地金の需要にして變化なければ、地金の供給の増減により、貨幣の供給の増減生ず可し。若し又地金の供給にして増減なければ、貨幣用以外の地金の需要の増減により、貨幣の供給の増減起る可し。即ち貨幣用以外の地金の需要の増加すれば、貨幣の供給自から減少す可く、貨幣用以外の地金の需要減少すれば、貨幣の供給自から増加す可く、他の用途に變化なければ、地金の増加と與に貨幣も亦自から増加す可きの傾向あるものなり。(二)されど一國の貨幣の分量は、一國又は世界の地金の需給に

より左右せらるゝのみならず、又大に其の國に於ける正金の輸出入如何によりて増減するものなり。是れ蓋し國際貿易の順逆、國際貸借の關係、外人の内地投資額、外人の内地消費額等の如何により、或は正金の輸出超過を起し、或は正金の輸入超過を起し、其結果、一國の正貨は或は増加し、或は減少すべければなり。(三)次に貨幣の供給は造幣の多少如何によるものとす。換言すれば、一國政府の意向如何によるものと謂はざるべからず。通常政府は其の國貨幣需要の程度如何を考察して、之に適應するの供給を圖るものなれど、時に違算を免れず、又故意に増減することある可し。従て或は貨幣過剰となり、或は貨幣不足となり、其の結果貨幣の價值を一上一下すること珍しからず。勿論、それは貨幣の性質如何によるものにして、貨幣にして實價貨幣ならむには、過剰の部分は化して地金となり得可く、又自由鑄造ならむには必要なるだけ鑄造を請求せらる可きにより、貨幣の分量の増減による貨幣價值の騰落は一時に止まるべきも、名目貨幣ならむには、實價貨幣と無限に引換へ得らるる制度にあらざる限り、過剰の貨幣は常に其の儘停滯して、次第に價值の下落を見るなるべく、又制限鑄造なるときは、増加困難にして不足なるに従ひ、其の

騰貴を見るなる可し。(四)更に又一國の貨幣は通常流通市場に出づるものなれども、又深く各人の庫中に埋藏され、死藏せらるるもの多かる可し。勿論文明國に於て此の如きこと行はるるは、戦争とか、恐慌とか、内亂とか、政治上、又は財政上の變亂の爲め、放資不安となれる場合の外、稀に見る所なれども、尙ほ未だ絶無と謂ふべからず。されば此種の死藏金額如何によりて、實際に於ける貨幣の供給高に差違を生ずるは、更に疑を容れず。之を要するに、一國の貨幣の價值は、貨幣の需要供給如何により大小高低種々の別を生ずべく、而も貨幣の需給は上記數種の原因により決定せらるるものと謂ふべきなり。

さりながら、以上述べたるところは、一國に於ける貨幣の需要高並に供給高以外の一切の事情を一定不變のものと前提しての説明なり。然るに曩に論じたるが如く、元來貨幣の價值とは其の實貨幣の交換價值にして、即ち貨幣の購買力に外ならず。而して貨幣の購買力なるものは、其の一單位の購買し得べき他の財の分量により表示せらる可く又決定するものなり。然るに茲に所謂る貨幣の價值たる貨幣の購買力は、特定の財に對する貨幣の購買力にあらず、一般の財に對する貨幣

貨幣價值
と物價の
關係

の購買力なり。詳言すれば、一般物價の平均額により表示さる可く、又決定さる可き貨幣の購買力なり。果して然りとせば、貨幣の價值は、貨幣其れ自身の量により定るのみにあらずして、又其の國其の當時に於ける財の量により左右せらるるものたるを免れず。於是乎、一定の國、一定の時に於ける貨幣の量と財の量とにより、貨幣の價值定る可く、從て又一般物價の平均額定る可く、即ち物價の騰落決定す可しといふ貨幣數量説なるもの出づるなり、請ふ之を次に詳論せん。

第二款 貨幣數量説

『貨幣數量説』 Quantitative theory of money とは、凡そ貨幣の價值は、其の數量に反比例すとの説なり、詳言すれば、貨幣の數量と財の數量との割合により、貨幣の價值決定す可く、從て財の價格決定す可しとの説なり。更に詳言すれば、貨幣の分量の増加に比例して、貨幣の價值は下落し、物價は騰貴す可く、貨幣の分量の減少に比例して、貨幣の價值は騰貴し、物價は下落す可しといふに在り。此際一言注意す可きは、茲に所謂る物價とは、一般の交換の媒介物たる貨幣の價值の騰落により、騰落す可き物價を意味するが故に、一般の物價にして、個々の物價にあらず、特定の財の價格に

貨幣數量
説の意義

あらずして、一般の物價の平準なり。即ち一定の市場に於ける貨幣の分量にして増加するときは、一般物價の平準詳言すれば一般物價の平均額は騰貴す可く、之に反し、貨幣の分量にして減少するときは一般物價の平準は下向す可しといふに在り(註五〇)。されば此説は二箇の主張より成る。即ち

- 一 貨幣の分量と貨幣の價値とは反比例すること
 - 二 從て貨幣の分量と物價とは正比例すること
- 是れなり。

註五〇 曩に述べたるが如く、貨幣は價格を有せざれども、他の財と等しく價値を有す。而して貨幣の價値とは、其の購買力の謂にして、唯一般の物價の平準に依りて、之を知ることを得。各財の價格は、是れ亦曩に價格の章に於て述べたるが如く、各財の需要供給に影響を及ぼす諸原因の相對的變動によりて騰落すべきが故に、米は麥に比して騰貴し、麥は又豆に比して騰貴することあるべしと雖も、而も貨幣の價値にして變動するにあらずんば、凡ての財の價格は、決して同時に騰落することあるなし。されば、右の反對に、一般の物價の平準にして變動あるときは、必ず凡ての財の價格を表示する物即ち貨幣の價値に變動ありしを知る。而して貨幣價値の變動は、貨幣の購買力の變動を意味するが故に、貨幣の購買力の騰貴は、即ち一般の物

價の下落を示し、貨幣の購買力の低落は、即ち一般の物價の騰貴を示すといふに在り。

貨幣の分量と貨幣の價値

此内、先づ貨幣の分量と貨幣の價値とは、反比例をなすものなりや否や。之を是認するに當ては、宜しく次記二箇の前提要件あるを要す。

- 一 茲に所謂る貨幣の分量とは、貨幣の相對的分量を意味するものなること
 - 二 茲に所謂る貨幣の地金には、價値の變動無きものなること
- 是れ也。其の故如何といふに、(一)一概に貨幣の數量といふも、貨幣の數量には、二種の別あり。一は絕對的の分量にして、他は相對的の分量なり。而して茲に所謂る貨幣の分量とは、相對的の分量の謂にして、即ち貨幣の需要に對する貨幣の供給の割合を指すなり。蓋し貨幣の絕對的の分量にして増加せむも、一方に於て人口の増加、國土の膨脹、取引の頻繁等起らむには、貨幣の流通範圍廣がり、貨幣の需要増加するが故に、其の結果貨幣の増加無きと等しかる可く、又之に反し、貨幣の絕對的の分量にして減少せむも、同時に交通の便開け、金融の途整ひ、信用取引旺んなるに至らむには、貨幣の流通の速度加はり、貨幣の代用物手形、小切手の如き増加するが故に、其の結果、貨幣の減少

無かりしと同様なるべければなり。之の故に貨幣の價值を上下するものは、貨幣の絶對的分量にあらずして、貨幣の相對的分量たるや明けし。(二)次に貨幣の價值の變動は、獨り貨幣の相對的分量の變動より來るのみならず、更に又貨幣の材料たる、地金其の物の價值の變動より來るものなり。金價騰貴すれば金貨は騰貴す可く、銀價下落すれば銀貨は下落すべきは當然の理にして、改て説明を要せざる所なれば、假令貨幣の分量に變動無きも、地金の價值に變動せむには、貨幣の價值にも亦變動を生ず可し。之を以て貨幣の分量と貨幣の價值とは反比例を爲すべきも、そは地金の相場に變化無き場合に限るものと謂はざるべからず。

次に貨幣の分量と物價とは正比例をなすものなりや否や。之を是認するに當ても、亦二箇の前提要件あるを要す。何ぞや、曰く

- 一 貨幣の分量と貨幣の價值とは常に必ず反比例をなすこと
- 二 貨幣の分量の増減に伴ふ財の分量の増減なきこと

是れなり。(一)凡そ財の價格は財の價值と貨幣の價值との比率に過ぎざるべきを以て、貨幣の價值大なりといふは、即ち財の價格小なりとの謂にして、財の價格大な

りといふは即ち貨幣の價值小なりとの謂なり。故に貨幣の價值と物價とは常に必ず反比例をなすべく、而して貨幣の分量と貨幣の價值とも亦常に必ず反比例すとせば、從て貨幣の分量と物價とは常に必ず正比例をなす可し。(二)さりながら貨幣の分量の増減に正比例して、財の分量も亦増減せんには、假令貨幣の分量の増減あるも、一般の財の價格即ち物價に騰落を起さざるが故に、貨幣の分量と物價との間に正比例をなすは、貨幣の分量の増減のみにして、之に對する財の分量に増減なく、少くとも貨幣の分量の増減の割合に等しき財の分量の増減の割合なき場合に限ると知る可し。

斯くて貨幣數量説は大體に於て眞理ならざるにあらねど、叙上の如く、諸種の前提條件を要す可く、又其の説明に於て缺くる所あり、殊に物價を左右する貨幣及び財の意義に關し、未だ盡さざる所多かりしかば、初て此學説を出せし當時は、多數學者の唱應を得しかど(註五二)其の後、歴史學派の勃興するに至つて、一時殆ど顧られざりき。然るに近年に至り、再び復活し來り、殊に米國新進の數理的經濟學者アーヴィング・フィッシャー(註五三)出るに及んで、新に之に關する研究を重ね、精到なる究理

の基礎の上に所謂『新貨幣數量説』なるものを唱ふるに至れり。於是乎、又新に斯税に對する唱應者出て、之を布衍し、稍、其の面目を一新するに至る。仍て今より進んで、是等諸學者の研究に基き、新貨幣數量説なるものの大要を叙説せむ。

釋五一 貨幣數量説は、最初ジョン・ロック J. Locke の主唱に出て、次でジョン・ロー John Law キンテスキエー Montesquieu ダウキト、エード David Hume シュツァン、ハリス Joseph Harris 等之に和し、更にミルも亦之を信ぜしもの如し。

註五二 Irving Fisher, 'The Purchasing Power of Money', 2. Ed. 1913, New York — 高橋仙次郎譯、貨幣と物價、東京、有斐閣發行

凡そ物價に影響するところの貨幣、即ち新貨幣數量説に於て所謂『貨幣』なるものは、純粹なる貨幣のみならず、又決して純粹なる貨幣の全部にもあらず、そは

- 一 貨幣中、財との交換の用に供せらるる貨幣
- 二 斯くの如き貨幣の代用をなす信用

是れなり。由是觀之、茲に所謂貨幣とは、流通貨幣即ち通貨の意にして、正貨並に紙幣を含む。然るに斯くの如き貨幣の内には、財との交換の用に供せられ、若くは

物價に影
響する貨
幣及貨幣
の分量

供せられんとする貨幣以外に

- 一 支拂の用に供せらるる貨幣(註五三)
- 二 貸借の用に供せらるる貨幣
- 三 貯藏及び死藏せらるる貨幣
- 四 紛失、流出、又は毀損せらるる貨幣

等あり。是等を除きたる貨幣。即ち一切の交換の媒介たる貨幣、及び之が代用をなす手形、小切手、並に何時にても引出し得る所の當座預金より成る、フィシヤの所謂『預金通貨』Deposit currency の全部にして、換言すれば、タウジタ Tausica の所謂『一定の貨幣額を代表する各種の購買力』Purchasing power in terms of money なるものが、新貨幣數量説に於て所謂貨幣なるなり。従て又物價に影響する貨幣の數量なるものは

- 一 貨幣中、財との交換の用に供せらるる貨幣の大小如何
- 二 斯くの如き貨幣の代用をなす信用の大小如何
- 三 斯くの如き貨幣並に其の代用物の流通速度如何

により決定し増減するものと謂ふ可し。

註五三 曩に述べたるが如く、凡そ貨幣なるものは、單に交換の媒介物としてのみ使用せらるるものにあらず、廣く一人より他人に價值移轉の用具として用ゐらるるものなり。所謂る交換の媒介とは、此價值移轉の向時を同ふして行はるる相互的移轉の具たる謂に外ならざるが、貨幣は此外租税の納入、株金の拂込、利益の配當等の如き、一方的價值移轉の爲めにも使用せらるるのみならず、又時を異にして行はるる相互的價值移轉即ち貸借の媒介として使用せらる。月末及び益算の決算期又は納税期に於て、通貨は一時非常の膨脹を成すことあれども、それが一般物價に何等の影響を及ぼさず、是等の取引決済を終ると共に、忽ち其の流通額を縮少して、平常に復するは、何人も熟知する所なり(戸田海市「物價騰貴の研究」地球第一卷第四號)。

又我國に於ては、毎年六七月以後、生絲資金の需要起るより、通貨の膨脹を來すを常とすれど、此場合は、即ち生絲なる商品の出廻りに伴ふ通貨の膨脹なるが故に、敢て物價の騰貴を起さざるなり。之を要するに貨幣流通額が物價に影響すといふは、其の一切の流通額を指すにあらず、貨物との交換の爲めに提供する貨幣の高、即ち賣買の爲めに使用する貨幣の高にして、而も其の對手たる財の高に變動なき場合に於て、初て其の影響現はるるものと知るべし(戸田海市「物價騰貴の研究」地球第一卷第四號)。

物價に影響する財

之と同様に、物價に影響するところの財、即ち新貨幣數量説に於て所謂る「財」

及財の分量

なるものは、純粹なる財のみにあらず、又決して純粹なる財の全部にもあらず。そ

- 一 財中貨幣との交換の用に供せらるる財
 - 二 斯くの如き財の代用をなす信用
- 是れなり。由是觀之、茲に所謂る財とは、交換財又は流通財即ち商品の謂にして、從て之が代用をなす信用とは、即ち商品券の謂なり。商品切手、倉庫證券、船荷證券等商品を代用する信用證券の類、皆之に屬す。然れども商品に關する是等諸種の信用の形式は、貨幣に關する諸種の信用の形式の如く、其の數量多大なるものにあらず、又獨立して商品の代用をなし、從て物價の上に影響を與ふるの力微弱なるものなり。之を以て初より之を數量の外に措くも、必ずしも不可ならざれども(註五四)。
- 一 財中貨幣との交換の用に供せらるる財の大小如何
 - 二 斯くの如き財の代用をなす信用の大小如何
 - 三 斯くの如き財並に其の代用物の流通速度如何

により決定す可く、増減するものと謂ふ可し。

註五四　ファイッシャーを初め新貨幣數量説を説く者の多くは、貨幣に就ては、之が代用をなす諸種の信用の形式を数ふれど、商品に就ては、之に關する信用券を説かず、説くも之を物價を左右する商品の量の一部に數へざるを常とす。此事一應道理ある可きは、本文に於て説明する所の如くなるが、多少に拘らず、其の存在を否定するに由なき今日に於ては、殊更ら之を捨つるに及ばざることと信ず。

次に貨幣並に財の流通及び其の『流通速度』Velocity or Rapidity of circulationなるものを説明せん(註五五)。夫れ現代は貨幣經濟時代にして又交通經濟時代なるが故に、現經濟社會に於ける貨幣の流通なるものは、諸種の原因に基き、諸種に現はる。即ち

- 一　賣買に伴ふ貨幣の流通
 - 二　支拂に伴ふ貨幣の流通
 - 三　貸借に伴ふ貨幣の流通
 - 四　寄附、讓與等に伴ふ貨幣の流通
- 等是れなり。然るに貨幣數量説に於て、所謂る貨幣の流通とは、此内第一のみを指

物價に影
響する貨
幣及財の
流通速度

すものにして、即ち賣買に伴ふ貨幣の流通のみの謂なり。詳言すれば貨幣の流通する半面には、必ず財の流通を伴ふ可き性質の貨幣の流通をいふ。貨幣數量説に於て所謂る財の流通なるものも、亦又同一性質の流通にして、財は諸種の原因に基き流通すれど、ここに所謂る財の流通とは、其の半面に常に必ず貨幣の流通を伴ふ可き性質の財の流通をいふなり。然るに此の如き貨幣並に財の流通たる、同一の貨幣又は同一の財にして、一日に一回行はるることある可く、數回數十回行はるることある可し。而して斯かる流通の回数加ふことは、貨幣又は財其の物の數量を加ふると同一の影響を、物價の上に及すものなり。其の狀恰も甲乙兩地の間を一日一回往復する十輛の汽車と、一日十回往復する一輛の汽車と、其の輸送力全く同一なるが如く、貨幣又は財の流通速度の増加が、貨幣又は財其の物の數量の増加の如くに、物價の上に影響す。之を以て、物價の高低を決する貨幣又は財の數量なるものは、其の商に其の流通速度を乘したるものならざる可からず(註五六)。

註五五　今假りに、一地方に於ける流通貨幣(又は商品)の總額が百萬圓(又は百萬個)とし、一定期間に於ける取引金額(又は取引品額)が千萬圓(又は千萬個)とすれば、其の地に

於ては、一圓の貨幣(又は一個の商品)が、其の期間に、平均十回宛使用されたる勘定となる。此十回なるものが、即ち貨幣(又は商品)の流通速度を現す。

註五六

貨幣及び財の流通速度なるものは、國により、地方により、將又時代により、大小あるものにして、其の之れあるは、大體に於て、其の國經濟發達の程度如何に職由すれば、更に之を分析して考ふるときは、大要、次記六種の原因によるもの如し。

- 一 交通機關の完否
- 二 貨幣並に財の善惡良否
- 三 生産及び消費の大小
- 四 分配(財産及收入)の良否
- 五 人口の密度
- 六 經濟組織(殊に商業組織)の發達の程度

是れなり。
事情斯くの如くなるを以て、大體に於て、貨幣並に財の流通速度なるものは、現代文明の進歩發達と與に、増進するものなれども、中に就き、財の流通速度は、貨幣の流通速度の如く、増進著しからず。後者は現代文明の進歩發達に伴ふて益々増進する一方なれども、前者に就ては、却て之を阻止する原因の増長を促すことあり(第十六章第三節參照)。結局、現代文明の進歩と與に

新貨幣數量説の要旨

一 貨幣は、主として其の流通速度の増加により、其の數量を増加し

二 財は、主として其の物自體の増加により、其の數量を増加し
此内孰れの増加が優るかにより、一般物價の騰落分るるなり。

以上論ずるところにより、新貨幣數量説に於て所謂る貨幣即ち通貨即ち及び其の代用物即ち財即ち商品及び其の代用物並に貨幣及び財の流通速度なるものの意義を知悉せり而して此内

- 一 貨幣
 - 二 貨幣の代用物
 - 三 貨幣並に其の代用物の流通速度
- の三者は、物價と正比例す可く、之に反し
- 一 財
 - 二 財の代用物
 - 三 財並に其代用物の流通速度
- の三者は、物價と逆比例す可し。即ち前三者の増加に従て物價は騰貴す可く、減少

に從て物價は下落す可く、後三者の増加に從て物價は下落す可く、減少に從て物價は下落す可し。此外にも尙ほ金銀の産額、財界の盛衰、作物の豊凶、人口の増減等、物價の騰落に原因す可き諸種の原因なきにあらねど、そは皆上記六種の直接原因を通過して、物價の上に影響するものとす。

斯くて貨幣の數量と、財の數量と、物價の平準との三者の間には、常に一定の數量的關係存するものなるが故に、今若し斯くの如き貨幣の數量を表はすに、M (Money) なる符號を以てし、其の代用物の數量を表はすに M' なる符號を以てし、財の數量を表はすに C (Commodity) なる符號を以てし、其の代用物の數量を表はすに C' なる符號を以てし、貨幣並に財の流通速度を表はすに V (Velocity) なる符號を以てし、更に物價を表はすに P (Price) なる符號を以てすれば、新貨幣數量説なるものは左の如き方程式を造ることとなる可し。

$$\frac{MV + M'V'}{CV + C'V'} = P$$

$$(M + M')$$

從て又左の如き方程式を造る。

新貨幣數量説の方程式

100 = 100

而して $MV + M'V'$ は一定期間に於ける廣義の貨幣流通額なるが故に、之を一括して M を以て表し、 $CV + C'V'$ は一定期間に於ける取引總額なるが故に、之を表すに T (Trade) を以てすれば、

$$MV + M'V' = CV + C'V'P$$

$$M = TP$$

なる方程式を造る可く、從て又

$$\frac{M}{T} = P$$

なる方程式を造るを得べし。今之を文句にて言ひ表はすときは、

財商品並に其の數量並に其の流通速度及び貨幣其代用物の流通速度にして、變化なきときは、物價は貨幣の數量に正比例して定る

といふこととなる可く、更に之を略言すれば

他の一切の事情にして變化なきときは、物價は貨幣の數量に應じて騰落す

といふこととなる可し。之の故に、新舊貨幣數量説は、結局、其の要旨に於て何等異

なるなき也。

第三款 貨幣價值の變動

以上述べたるが如くにして、凡そ貨幣の價值なるものは、諸種の原因に基き、或は騰貴することあるべく、或は下落することあるべし。而して其の變動何れにあるにせよ、貨幣は一般の財の價格の標準となり、尺度となり、又貸借の基礎となるものなるを以て、其の變動の結果は、獨り物價の動搖を起すのみならず、更に之に基き一般社會に及す影響たる深且つ大なるものありと謂ふ可し。今、其の各の場合を假想して、其の主なる影響を左に列舉せむ。

貨幣價值下落の場合

- 一 一般の物價の騰貴を起すこと
- 二 定額收入者の生計を困難ならしむること
- 三 産業の勃興を促すこと
- 四 債務者の負擔を輕減すること
- 五 輸入を増加し輸出を減少すること

貨幣價值變動の影響

貨幣價值騰貴の場合

- 一 一般の物價の下落を起すこと
- 二 定額收入者の生計を容易ならしむること
- 三 産業の衰頹を招くこと
- 四 債務者の負擔を増加すること
- 五 輸入を減少し輸出を増加すること

是れなり。斯くて貨幣下落の場合と貨幣騰貴の場合とは、其の影響表裏の別あるものなるが故に、一方を知悉すれば、自から他方を推知し得可し。之を以て吾人は以下専ら貨幣價值下落の場合に就て、説明を試む。

貨幣價值下落の場合に於ける第一の影響は、(一)一般の物價の騰貴にある可し。此事は既に前節に於て説きたる所なれば、今之を再せず。唯此結果、一般の生活費の増加を來し、國家の歳出の増加を起すべきは、特に注意すべき所なり。(二)且つ夫れ貨幣價值の下落は、貨幣の購買力の減少を意味する者なるを以て、官吏、民吏、軍人、労働者の如き定額收入者は、爲に其の實質所得を減殺せられ、生計大に困難となり

貨幣價值下落の影響

ぬ可し。勿論、勞働者の如きは早晚賃銀の増加を請求すべけむも、夫れには時日を要し、夫れ迄には幾多の艱難辛苦を嘗めざるべからず。(三)然れども物價の騰貴にして進て止ざらむには、如何なる事業に於ても、生産毎に、製造毎に、取引毎に、賣買毎に生産者の収益を増加すべければ、需要の減退を來ざる限り、事業は順調となり、市場好景氣となり、株式騰貴し、會社勃興し、一般企業界の隆盛を促すに至る可し。(四)又貨幣價値の下落は、貨幣の購買力の減少を意味するものなるが故に、豫て約定せる一定の金額を受取る可き債權者の利益を減殺すべけむも、同時に一定の金額を支拂ふ可き債務者税又は納の負擔を軽減すべし。(五)然れども貨幣價値の下落に準じて一般物價の騰貴を見るときは、金貨國なれば銀貨國に對する輸出貿易、銀貨國なれば金貨國に對する輸出貿易の減退を起すべく、反對に輸入貿易の増進を致す可し。加之、貨幣價値變動の結果は假令一時たりとも、異本位國間の爲替相場を動搖せしむるより、一切の取引は投機の性質を帯び、貿易は不安にして、金融は疏通を缺くに至らむ。斯くて、貨幣價値下落の場合に於ける一般社會に及ぼす影響たる、物價の騰貴以外に四種あれども、そは何れも物價の騰貴に伴ふて生ずるものなる

を忘る可からず。貨幣價値騰貴の場合に於ける影響も、亦之に同じ。

參考書

- Knies, Das Geld, 2. Aufl., 1885—K. Menger, Art. "Geld", im Handw. d. Staatsw. 3. Aufl., 1910-11—W. Lotz, Die Lehre vom Ursprunge des Geldes (Jahrb. f. Nat. 1891, S. 337 fg.)—Derselbe, "Geld und Münzwesen" im Wörterb. d. Volksw. 2. Aufl., 1906—K. Helfferich, Geld u. Banken, I. Teil, 2. Aufl., 1910—Knapp, Staatliche Theorie des Geldes, 1905—A. Wagner, Theoret. Sozialökonomik, 1909, II. 2.—Hendriksen, Das Wesen des Geldes, 1908—Derselbe, Geld und Kapital, 1912—Simmel, Philosophie des Geldes, 1907—v. Mises Theorie des Geldes und der Umlaufsmittel, 1912—A. v. Ardenne, Art. "Quantitätstheorie", im Handw. d. Staatsw. 3. Aufl., 1910-11.—Philippovich, Grundriss, 10. Aufl., 1913, 3. Bb., III.—F. Hoffmann, Kritische Dogmengeschichte der Geldwerttheorie, 1907. W. S. Jevons, Money, 1879—ditto, Investigation in Currency and Finance, 1881—J. L. Langmuir, The Principles of Money, 1903—J. F. Johnson, Money and Currency, 1405—Conrad, The Principles of Money and Banking, 1905, vol. I—Kinley, Money, 1904—I. Fisher, The Purchasing Power of Money, 1911—Nicholson, Money and Monetary Problem, 1897.

第二十章 紙幣

第一節 紙幣の概念

紙幣の發
生

抑も貨幣は交通經濟の發達に伴ふ自然の必要に基き、一般の交換の媒介物として、自から發生し來れるものなれども、更に世開け、時進み、文明の進歩と與に交通交換漸く激甚の度を加ふるに及ては、賣買毎に、取引度に、一々貨幣を検し、之を數へ、之を授受し、之を運搬するの煩に堪へざるより、遂に信用の發生を促し、茲に信用取引の便を開き、貨幣即ち『硬貨』Hard money に代ふるに、檢閲、計數、授受、運搬、貯藏、與に大に輕便なる『紙幣』Paper money, Papiergeld 即ち『軟貨』Soft money なるもの出づ。

紙幣の種
類

紙幣には諸種の種別ある可し。先づ第一に兌換の有無より之を區別せば二種となりぬ可し。即ち

- 一 不換紙幣 Irredeemable or inconvertible paper money, fiat money; uneinlösliches Papiergeld
- 二 兌換紙幣 Redeemable or convertible paper money; einlösliches Papiergeld

本位貨幣との兌換をなす紙幣をいふ(註一)(註二)。更に第二に紙幣は發行者の公私孰れなるかにより、又分れて二種となるべし。

- 一 政府紙幣 Government notes, Staatsnote od. Staatspapiergeld
- 二 銀行紙幣 Bank notes, Banknote od. Bankpapiergeld

是れなり。政府紙幣とは政府の發行にかかる紙幣をいひ、銀行紙幣又は銀行券とは銀行の發行にかかる紙幣をいふ。明治初年の我が大政官札、民部省小札並に當時所謂新紙幣なるものの如きは前者の例にして、明治九年前の我が國立銀行紙幣、現今の日本銀行紙幣、臺灣の臺灣銀行紙幣、朝鮮の朝鮮銀行紙幣の如き後者の例なり。而して不換紙幣は多く政府紙幣にして、兌換券は多く銀行券なれども、一概に然りとのみ斷ずべからず。政府紙幣にして兌換券たるものある可く、又は銀行券にして不換紙幣たるに至れるものあるべし。現に明治四年の大藏省兌換證券其の高約六百八十萬圓、同五年の開拓使兌換證券其の高約二百五十萬圓の如きは前者の適例にして、明治九年八月國立銀行條例改正以後に於ける我國立銀行紙幣の如きは後者の一例なり。又不換紙幣は常に法貨たる資格を有すれど、兌換紙幣は常に必ずしも然りと謂ふ

べからず(註三)。

註一 不換紙幣と兌換紙幣との分るる所は、一に要求次第即時に本位貨幣に兌換せらるるや否やにあり。されば茲に所謂『兌換』Convertibilityとは、要求次第即時に本位貨幣に引換らるるを指すものなれば、土地其の他の物品と引換らるるも、それは兌換に非ず。又即時に引換られざれば、それも兌換に非ず。従て其の種の紙幣は兌換紙幣に非ずして、不換紙幣なる也(Kinley, Money, Pp. 330-331.)

註二 キンレー曰く、抑も紙幣には三種ありて、『代表紙幣』Representative paper money 其の一なり、兌換紙幣其の二なり、不換紙幣其の三なり。而して代表紙幣とは政府又は銀行が或る金額の金銀貨又は地金銀を預り、それに對して流通上便宜なる金額を以て發行せる無記名式一覽拂の預證券をいふ。現今北米合衆國に行はるる『金預證券』Gold certificates 並に『銀預證券』Silver certificatesの如きは、其の一適例なり。(Kinley, Money, Pp. 29, 329-330) セリグマン亦、紙幣は之を『信用貨幣』Fiduciary or credit money 『代表貨幣』Representative money 及び『命令貨幣』Fiat moneyの三種に分つ可しとなし、代表貨幣の例として、米國に於ける金預證券、銀預證券及び獨逸政府の發行する、『帝國國庫證券』Reichskassen Scheineを挙げたり (Seligman, Principles of Economics, Pp. 453-454) されど兌換紙幣も亦無記名式一覽拂の信用證券なれば、其の起因に於てこそ差あれ、其の性質に於て大差無きものなるが上に、之れ全く獨り米國に於ける一特産物とも見るべきものなれば、吾人は之を以て兌換紙幣並に不換紙幣と對立せしむべきものとなさず、

單に兌換紙幣の一種なりと解せむと欲す。尙ほ米國の金預證券及び銀預證券並に獨逸の帝國國庫證券のことに就ては、本章註十四に詳記しあれば参照せらる可し。

註三 不換紙幣は通常法貨たる資格を有すれど、兌換紙幣は必ずしも然らず。現に英蘭銀行、佛蘭西銀行の紙幣は孰れも法貨たる資格を有すれども、此資格は銀行が兌換を維持する間に限られ、且つ英蘭銀行紙幣は同行が他に對する支拂に用ふる場合には法貨にあらざるの制限あり。米國國立銀行、白耳義國立銀行、獨逸帝國銀行の紙幣は孰れも法貨に非ず。殊に米國に於ては國立銀行紙幣は國庫に於て國稅として收納せず。又公債元利金の支拂、紙幣消却の爲めに使用するとなし。我國に於ては兌換銀行券條例第四條に、兌換銀行券は租稅、海關稅、其の他一切の取引に差支なく通用するものとす、とあるより見れば、之に法貨たる資格あるものと謂ふを得べし(堀江歸一、最新銀行論、一五〇—一五一頁)

斯くて紙幣には諸種の別あれども、通じて其の功用と稱すべきは、正貨の輕便なる代用物たる點に存すべく、之を細別せむには、左の三種となりぬ可し。即ち

- 一 高價なる貴金屬を節約せしめ、且つ其の磨滅喪失の損害を免れしむること
- 二 重量なる正貨の用を省き依て取引の敏活を圖り、貯藏の便宜を得せしむる

こと

三 多費なる鑄貨の必要を減じ、貧弱國をして通貨の供給を容易ならしむること

是れなり。更に紙幣の功用に關する詳細なる問題に至ては、次に不換紙幣と兌換紙幣とに分ち之を詳論せむ。

第二節 不換紙幣

凡そ、不換紙幣一名「不換券」には、政府より發行するものと、銀行より發行するものとの別ある可く、又初より不換紙幣として發行するものと、兌換紙幣より變じて不換紙幣と成れるものとの別あるべし(註四)。されど通常不換紙幣は政府の發行にかかり、且つ多くは兌換紙幣より轉化せるものなり。そは兎に角、凡て不換紙幣は本位貨幣に兌換せられざるの紙幣たる點に於て、一致するものと謂ふ可し。

註四

佛國のアッシニヤ Assignats 米國のグリーンバックス Greenbacks 我國維新の際に於ける太政官札、民部省小札、新紙幣の如きは、初より不換紙幣として發行せるも

不換紙幣
の性質

不換紙幣
の利益

のにして、千七百九十七年乃至千八百二十一年の英蘭銀行券、明治八年後に於ける我が大藏省兌換證券、開拓使兌換證券並に明治九年後に於ける國立銀行紙幣の如きは、兌換紙幣より變じて不換紙幣となりたるもの也。

然らば不換紙幣の利害如何。從來學者の擧げて以て不換紙幣の利益となす所は、第一に經濟上の利益にして、第二に財政上の利益なり。されど其の所謂る經濟上の利益なるものは貴金屬の節約といひ、使用の便宜といひ、畢竟するに紙幣全體に通ずる利益にして、獨り不換紙幣に於てのみ之を見るとは斷じ難し。されば特に不換紙幣に固有の利益と稱すべきは、獨り財政上の利益のみ。然らば不換紙幣の財政上の利益とは何ぞや。曰く政府は之れより無利子無期限の強制公債を募集し得ると同一の利益を享くこと是れ也。即ち其の國貧にして國用足らざる時、又然らざる迄も、戰爭起り國費多端なるとき、強て公債を募集せむと欲せば、勢ひ高利に甘じ、不利の條件を忍ざるべからざるに、今若し之に代ふるに、不換紙幣の發行を以てせむか、忽ち巨額の資金を調達し得可く、而もそは豫め兌換を約せざるものなれば、無期限なるが上に、無利子なるべきを以て、後日政府の財政裕かなると

不換紙幣
の弊害

きを待て、徐々に消却し得べきの便宜あらむ。

斯くて不換紙幣は貧國の難を助け、戦時の急に應ぜしむるものなるが上に、其の發行者にして十分の信用あるとき、若くは其の發行額にして其の國通貨の需要額を超過せざるときは、別に價格の下落を起さざれども、通常不換紙幣には

- 一 濫發し易きこと
- 二 伸縮力を缺くこと

の二缺點あるより、重大なる弊害を醸し易きものなり。今其の理を説明せむに、(一)曩きに述たるが如く、元と不換紙幣なるものは無利息無期限の強制公債たる性質のものなれば、發行者に取つて此上好都合なるもの無く、従て一度其の味を覺ゆれば、再三再四之を繰返すに至るは、通常免るべからざる人情の弱點にして、斯くて度び重なるに従ひ増發となり、濫發となり、過多となり、下落となりぬ可し。(二)夫れも正貨なるときは、過多の部分は、或は國外に流出す可く、或は國內に地金と化すべく補助貨たりとも、金屬なるが故に、貨幣以外に用途あるを以て、濫發の結果、貨幣としての價值甚しく下落するときは、自から轉じて他の用途に向ふ可く、又紙幣たりと

も、兌換紙幣なるときは、紙片なるが故に、他に用途なきも、尙ほ過剰の部分は、自から復歸すべけれど、不換紙幣は、紙片なるが上に、斯る伸縮力を缺き、斯る弾力性を有せざれば、過剰の部分も、永く市場に停滯して、少しも縮少せざるべければ、其の價格は次第に下落する一方にして、遂に金紙の間に開きを生じ、グレシャムの法則により、惡貨たる紙幣は、良貨たる正貨を流通外に驅逐し去て、茲に一國の通貨は全然紙幣のみとなりぬ可し。世に「紙幣本位」*Papierwährung*と稱するは、斯る國の斯る状態を指すなり。斯くて紙幣即ち不換紙幣の増加は正貨をして市場に其の跡を絶たしむるに至るべきも、其の増加の程度にして、單に正貨に代ふるに止る間は、爲に一國の通貨の量を需要以上に増加せざるべきを以て、通貨の下落即ち不換紙幣の下落は著しからず、紙幣本位も亦別に積極的弊害を起さざるべきも、元來之は伸縮力無き紙幣にして、兌換券の如く、生産取引の繁閑に應じて、自動的に伸縮する能はざるものことなれば、其の後は増加こそすれ、減少せざるべきを以て、結局通貨の過多となり、紙幣の下落となり、物價の騰貴となり、輸入の増加となり、投機の流行となり、金利の引上となり、生計の困難となり、取引の澁滞となり、收支の動搖となり、一國財界の紊亂、一國信

安全なる
不換紙幣
發行法

用の墜落等其の弊害測り知るべからざるものあるに至らむ。

由是觀之、不換紙幣は時と場所により發行せざるべからざるものなれども、夫には往々重大なる弊害を伴ふべき虞あるを以て、發行者は常に最も安全なる發行法を撰ばざるべからざる可く、國家も亦常に之を強制せざるべからず。然らば不換紙幣發行に關する安全とは何ぞ。曰く

一 金紙平均法

二 外國爲替平準法

是れなり。「金紙平均法」とは、正貨と紙幣との間に開きを生ぜざる程度に於て、不換紙幣を發行する法をいふ。此間の價格に開きを生ぜば、それは紙幣の下落を意味するものなるを以て、直に發行を止め、引上げに着手し、其の結果開き無きに至らば引上を止むるなり。「外國爲替平準法」とは、外國爲替相場が逆勢を現さざる程度に於て、不換紙幣を發行する法をいふ。外國爲替にして逆勢となるは、金紙の間に開きを生じて惡貨たる紙幣が良貨たる正貨を海外に驅逐せむとするの勢あることを示すものなるべければ、直に紙幣の發行を止め、其の引上に着手し、其の結果外

不換紙幣
消却法

國爲替相場にして平準又は順勢となるに至て之を止むるなり。斯くて不換紙幣の安全なる發行法には二種あれども、今日の如く内國商業、外國貿易合せ存する時代に於ては、正貨は流出の途あるを以て、單に金紙平均法のみを用て安全なりと信ぜべからず。又外國爲替相場の順逆は、不換紙幣の過不足のみにより現はるるものにあらざれば、單に外國爲替平準法に據るを以て安心なりと斷ずべからず。要は兩法を兼用するに於て、略ぼ其の正鵠を得るに庶幾からむ。

されど翻て考ふるに、元と國家が不換紙幣の發行を敢てする所以のものは、多く戦時にあらざれば則ち窮時なるべきを以て、事情は斯る優長なる安全策に據るを許さざるべし。従て金紙平均法といひ、外國爲替平準法といひ、共に發行當初の發行法と言はむより、發行以後の整理法となる場合多し。斯くて是等二法の兼用により、不換紙幣は整理せらるべきも、元と不換紙幣は一時の急に應じて發行せるものにして、又前記の如く、動もすれば再び濫發となり、過多となるの虞れあるものなれば、平時に復せば、成る可く速に之を消却して以て、一國の信用を恢復せざるべからず。而して之が消却法には二種あり。曰く

一 公債募集消却法

二 兌換開始消却法

是れ也。『公債募集消却法』とは、新に内國債を募集し、其の應募金として集り來れる不換紙幣を燒棄る法なり。此法は頗る簡單なれども、一時に通貨を縮少するより物價の暴落となり、取引の澁滞となり、一國の經濟界に激しき動搖を起すの虞れある可し。されば此法によるとするも、一と先づ公債を一定の銀行に引受しめて、其の代金として不換紙幣を引上ると同時に、更に其の公債を擔保に該銀行をして兌換紙幣を發行せしめむには、此種の虞れなからむ。されど此法によるも、巨額の公債償還の責を後世に残すの非難を免れざるのみならず、又必ずしも不換紙幣を一掃し得べしとは言ひ難し。『兌換開始消却法』とは、不換紙幣を變じて兌換紙幣と化せしむる法なり。現在の不換紙幣を其の儘兌換紙幣と見做して兌換を開始するも、別に新に兌換紙幣を發行して不換紙幣と引換るも其の結果は一なるべし。元來不換紙幣は初めより不換紙幣として發行するの途もあれど、又既發の兌換紙幣の兌換を停止して不換紙幣に變ずる方、不換紙幣發行法として巧妙なるものな

れば此法に據るの例多し。されば不換紙幣の消却に當つても既發の不換紙幣に對して兌換を再開せむには、一舉にして不換紙幣を消却し盡すものなるのみならず、實際は不要の不換紙幣のみ正貨に變更する外、別に通貨を縮少せざれば、金融界に變動を起さざる可く、又後世に累をなさざれば、最良の策と謂ふべき也。若し又不換紙幣にして過多なる結果、金紙の間に開きを生じ居たらむには、公債募集消却法により過多の部分を引上げて以て、金紙の平均を得たるの後、兌換開始消却法により其の全滅を期するを得策なりとす。而して方今不換紙幣を發行するものはブラジル(註五)を初め、南米其他に一二存するのみ。其の他は皆兌換紙幣を發行するのみなれば、今や紙幣と云へば、其の實、兌換券の如くなれども、嘗ては各國多く不換紙幣を存し、上記二種の方法により、漸次之を消却したるなり(註六)。

註五 ブラジルに於ては、千九百八年二月末の調査に據れば、合計六億四千二百九十六萬三千九百五十一ミルの不換紙幣を有し、之を邦貨に換算せば、約三億八千五百七十七萬八千三百七十圓に達すべく、人口一人割二十四圓に當るといふ。

註六 今各國に於ける不換紙幣の沿革の概要を記述せむに、先づ佛蘭西に於ては、革命時代と普佛戰爭とに際して之れを見る。千七百八十九

年佛蘭西革命起るや、革命政府は財政上の困難より、アッシニヤ公債なるものを發行せしが、間もなく變じて一個の不換紙幣となりぬ。有名なる「アッシニヤ紙幣」Assignatsなるものは是れ也。爾來革命政府は之を濫發すること甚しく、千七百九十六年には、其の高四百億法以上に達し、價格は額面の百分の一迄下りしかば、政府も亦遂に其の弊に堪へず、公債整理の名目の下に其の三分の一を回收し、殘額三分の二を其の儘廢棄するの暴政を敢てして以て、漸く其の局を結べり。

北米合衆國 に於ては、獨立戰爭並に南北戰爭に際して之を發行せり。就中南北戰爭に際して發行せるものは、彼の有名なる「綠背紙幣」Greenbacksにして、政府は戰費に供せむ爲め、千八百六十二年より六十三年に亘て、前後三回に合計四億五千萬弗を發行せしかば、翌年に至り其の價格は額面の約三分の一(金貨百弗に付き紙幣二百八十五弗の割)に下れりといふ。其の後國立銀行の設立と與に之れが引換に従事し、千八百七十九年一月一日より殘部に對して兌換を開始して以て其の終りを告げぬ。

英吉利 に於ては、大陸戰爭に際し、戰費に窮したるより、千七百九十七年遂に英蘭銀行券の兌換を停止せしが上に、更に濫發の弊に陥りしかば、一時は金紙の間に一と一半の開きを見るに至れり。此結果、物價の暴騰となり、投機流行となり、恐慌の續發となり、二十四年間、財界を紊亂して、千八百二十一年、漸く兌換の開始を見るに至りぬ。

日本 に於ても、明治維新の際、戰亂打ち續き、國用常に足らず、各地藩札(不換紙幣)を濫發したるが上に、中央政府も亦數回不換紙幣を發行せり。即ち

- 明治元年乃至二年 太政官札 約四千八百萬兩
- 明治二年乃至明治三年 民部省小札 約七百五十萬兩
- 明治五年乃至明治六年 新紙幣 約三千百四十三萬圓
- 等にして、更に當初は兌換券として發行せるも、政府財政の尙ほ不如意なるより、遂に不換紙幣と化せしめたるものあり。即ち
 - 明治四年 大藏省兌換證券 約六百八十萬圓
 - 明治五年 開拓使兌換證券 約二百五十萬圓
 - 明治九年後 國立銀行券 約三千四百四十三萬圓
- 等是れ也。其の後西南戰爭起るや、軍費に供せんが爲め、更に政府は不換紙幣を發行せり、之を

明治十年 政府紙幣 約四千七百萬圓
とす。此の如くして明治初年以來發行し來れる各種の不換紙幣は、遂に如何にして消却せしやといふに、先づ最初は明治五年十一月國立銀行條例を制定し、翌六年三月金札引換公債證券條例を發布し、一方に於ては國立銀行兌換券との引換により、他方に於ては金札引換公債の募集により、内外相呼應して、太政官札並に民部省小札の消却を了して以て市場に不換紙幣の跡を絶たしめむと圖りしが、同時に藩

札交換並に歳計填補の必要より新に新紙幣を發行するの不得止に至りしより、計畫は俄然失敗に歸しぬ。斯くて政府は太政官札並に民部省小札を消却し盡す能はざりしのみならず、(一)明治八年を以て曩きに發行せし大藏省兌換證券並に開拓使兌換證券の兌換を停止し、不換紙幣と改めたること、(二)翌明治九年國立銀行條例を改正して、國立銀行券の正貨兌換を變じて通貨兌換に改めたること、(三)更に其の翌明治十年西南戰爭起り、新に四千七百萬圓の不換紙幣を増發したること、(四)國立銀行條例改正の結果國立銀行の増設となり、國立銀行券の濫發となり、遂に明治十三年に至り國立銀行券は通じて約三千四百四十三萬圓の巨額に上りたること等の原因より、茲に我國に於ける一切の不換紙幣と成れるのみならず、其の高合計一億六千五百萬圓(明治十一年末調査)に達しぬ。於是乎、通貨の過剰となり、紙幣の暴落となり、其の極、明治十四年には平均銀貨一圓に付き紙幣一圓七十錢の相場を現せり。之を以て紙幣整理の議再び朝野の間に興り、議論百出の後、時の大藏卿松方伯は遂に一大中央銀行を設立して以て、兌換券發行の統一と不換紙幣整理の衝とに當らしめむと決心せり。此結果、明治十五年六月日本銀行條例を制定して十月日本銀行を設立し、翌年五月國立銀行條例を改正して其の存立期間を制限し、日本銀行をして國立銀行紙幣の合同消却の衝に當らしむると同時に、政府紙幣消却基金の増加を企て以て之が實行を促せり。この時よりして兩種の不換紙幣共に次第に回收せられたりしかば、銀紙の開き漸く減少し、明治十七年五月、其

の全滅を待て、日本銀行の兌換券發行を許可し、其の翌十八年五月より次第に之を發行して、不換紙幣に代へ、遂に明治三十二年十二月三十一日を限り、政府紙幣並に國立銀行紙幣の通用を禁止し、其の翌日より起算し滿五箇年間に悉皆其の引換を了りぬ。

第三節 兌換紙幣

兌換紙幣一名「兌換券」とは、要求次第本位貨幣との引換を爲すことを約せる紙幣の義に外ならざれば、一種の無記名式一覽拂の約束手形とも見るべし。されど普通の約束手形と異なる所は、次記の六點に存す。即ち

- 一 兌換券は常に必ず一覽拂のものなれども、約束手形は必ずしも然らざるごと
- 二 兌換券は常に無記名式のものなれども、約束手形は多く記名式なるが故に裏書の責任生ずること
- 三 兌換券は常に流通無期限なれども、約束手形は常に流通有期限なること
- 四 兌換券は常に金額一定すれども、約束手形は常に金額一定せざるごと

兌換紙幣
の性質

五 兌換券は交換の媒介物として生ずるものなれども、約束手形は多く債務の代表物として發するものなること

六 兌換券は法貨たる資格を有し、從て強制通用の功力を有する場合あれども、約束手形は常に然らざること(註七)

是れ也。之を以て兌換券は貨幣の代用物たるに於て、遙に約束手形並に其の他の手形に優るものと謂ふ可し。

註七 兌換券にして、銀行紙幣なるときは、其の性質上、單純なる約束手形の一種に過ぎざるを以て、之に法貨たる資格を附與せざる國少なかなず、又其の法貨たる資格を有すると否とは、差して重要なるものにあらず、之が發行銀行にして信用鞏固なる以上は、如何なる支拂又は如何なる金高にても、自から流通圓滑なるを得可し。然れども兌換券にして政府紙幣なる場合は勿論、銀行紙幣なる場合と雖も、尙ほ之に向て、法貨たる資格を附與する國多し。米國の政府紙幣たる綠券紙幣 Greenbacks は申すに及ばず、英吉利の如きも、英蘭銀行の兌換券にして、兌換の性質を有する限り、之に法貨たる資格を與へ、又我國は日本銀行の兌換券に對し、佛蘭西は佛蘭西銀行の兌換券に對し、各完全なる法貨たる資格を與ふ。

勿論、兌換券は一般の交換の媒介物たるべきも、最終の支拂の要具には非ず。從

兌換紙幣
の功用

て貨幣に非ずして貨幣の代表物若くば代用物たるのみ、此點に關しては、彼の不換紙幣に一步を譲るものなれども、需要の程度に應じて自から増減すべき伸縮力を有する交換の媒介物たる點に於て彼れに優ること萬々たるべし。而して兌換のことたる、其の發行者にして充分の信用あり若くば其の量にして一國通貨の需要額を超過せざる以上は、外國に對する支拂の場合の外、絶て無くして稀に生ずるものなるべきが故に、從て又實際に於て外國に對する支拂の場合の外、兌換券は其の功用正貨と異なる無けむ。而も正貨に優りて取引に便に、携帶に軽く、貯藏に容易に、且つ巨額の貴金屬を節約し、其の磨滅喪失を避くるを得るのみならず、若し一國の通貨にして正貨のみより成るときは、輸入超過等の原因より正貨流出せむか忽ち通貨不足し、物價暴落し、恐慌發生すべけむも、此際、兌換券にして存せむには、直に其の缺を補ふべければ、斯る憂なかる可し。加之、銀行にして兌換券を發行する場合には、資本金以外に、更に巨額の融通資金を得べければ、勢ひ一國金融の疏通を來し、産業勃興の基を成すべし。

第四節 兌換券の發行

第一款 自由發行法と制限發行法

次に兌換券の發行は如何に之を定むべきや。換言すれば兌換券の發行は之を一般に自由に放任すべきや將又相當の制限を設くべきやといふに此問題に關しては嘗て十九世紀の前半に英吉利に於て所謂『銀行説』 Banking theory or banking principleなるものと、『通貨説』 Currency theory or currency principleなるものとの論争起り(註八)兌換券發行の方法に關する二種の主張生ぜり。曰く

- 一 自由發行法
- 二 制限發行法

即ち是れなり。此内銀行説は自由發行法を主張し通貨説は制限發行法を主張せり。

註八 銀行説と通貨説との論争は千八百四十四年の英國銀行條例制定前兌換券發行の主義方針に關し勃發せるものにして當時銀行説を主張せる人々は、ツーク Tooke、フアライトン Fullerton、ギルバート Gilbert 等にして、ハル J. S. Mill も亦之に賛成せり。

銀行説と
通貨説と

之に對し、通貨説を主張せる人々は、ノーマン Norman、オバーストン Oberstone、トレンス大佐 Colonel Torrens、マカロック等にして、ハール Sir Robert, Peel も亦之に賛成せり。

銀行説と
自由發行
法

自由發行法とは、總て一般に自由に兌換券の發行を許すの法にして、銀行説は之が理由を説明して曰く、凡そ兌換券なるものは、一種の信用證券に外ならざるべきを以て、信用無ければ發行する能はざるが上に、要求次第何時にても、兌換の義務あるものなれば、發行多ければ引換も亦多く、結局信用以上に増發する能はず、必要以上を濫發する能はず、從て之が發行を一般に許すも、少しも危険なきものなり。勿論正貨の缺乏せる國又は缺乏せる際には、社會は常に一定の通貨を必要とするを以て、自から兌換券の膨脹を促すことあるべきも、斯る場合として、兌換にして確實なる限りは、發行即ち發行銀行は社會の兌換券に對する實際の需要以上に増發する能はざるものなり。而して社會の通貨に對する需要從て又兌換券に對する需要は、其の際其の時の一般社會に於ける取引の分量と物價の高に定るものなるが故に、兌換券の増減が物價を増減するにあらで、物價の増減が兌換券を増減すと稱すべき

のみ(註九)。之を要するに、發行者即ち發行銀行をして兌換の義務を負はしむる以上は、それ以上に監督の必要なく、又其の數發行銀行の數を制限する必要もなく、全く之が發行を自由に開放するも、何等の弊害あるべからずと。

註九 此點に就き、銀行説は、貨幣數量説とも相容れず、全く反對なる見解を持つるものとす。

制限發行法とは、特定の機關を限り、兌換券の發行を許すの法なり。通貨説は之れが理由を説明して曰く、兌換券は一種の信用證券にして而も一種の約束手形たるに外ならざるべけれど、普通の約束手形は、通常手形の性質を熟知せる商人間に授受せらるるものなれば、信用以上に増發するの危険少けれど、兌換券は一般世人の間に廣く且つ永久に授受せらるるものなれば、輾轉流通の間、偽造の難に遭遇し易く不換の危険なしと謂ふ可からず。若し萬一一部の紙幣の間に偽造又は不換のと起らむには、玉石混淆、一切の兌換券は茲に一切其の流通力を失ふて、遂に世人は永久に兌換券使用の便益を享くる能はざるに至るべし。且つ夫れ誰れしも自由由に兌換券を發行し得るに至らむか之が發行により、一種の強制預金を收得する

通貨説と
制限發行
法

通貨説の
勝利

の利益大なるを以て、勢ひ常に兌換券過多の結果を見るなる可く、假令、過剰の兌換券は、常に幸に引換へらるるものとするも、夫れまでの間、通貨は下落し、物價は騰貴し、投機を獎勵すべく、後には又遂に之が反動を生じて、恐慌を惹起するに至るの虞れある可く、結局、一國の經濟界をして、常に健全なる發達を遂ぐる能はざらしむ可し、之の故に、發行者をして、兌換の義務を負はしむるのみにて足れりとせず、須らく兌換券の發行に關し、嚴重なる監督をなさざるべからざる次第なるが、斯かる監督を容易ならしめんと欲せば、發行者の資格を制限し、之が統一を期せざる可らずと。以上兩説ともに孰れも一理ありて、必ずしも其の内一を推す能はざれど、銀行説なるものが、兌換券と約束手形との類似の點を知つて、其の差異ある點に心附かずりしは、大なる缺點にして、又假令一國の通貨の需要額は、時々、經濟事情に基き、自から一定せる者にして、其の以上に供給する能はざるものとするも、其の範圍内に於て、正貨と兌換券との割合に懸隔を生ずるの餘地あるべく、殊に一時たりとも、無暗に兌換券を膨脹せしむることの大害あるを思はゞ、結局、通貨説に左袒せざるを得ず。さればにや、今や此種の議論を上下するもの少く、又實際に於ても、英吉利を

初め各國ともに、皆現に制限發行法を採るに於て、一致せるもの、如し(註一〇)(註一一)。

註一〇 制限發行法を採用して、兌換券の發行を一般に認許せざる主義を採るときは同時に略ぼ兌換券と同様の作用をなす無記名式一覽拂の約束手形の振出を禁止するか、若くば制限せざるべからず。我商法第四百四十九條及び第五百二十九條に於て爲替手形及び約束手形は其の金額三十圓以上のものに限り之を無記名となすことを得とせしは、此意に外ならず。

註一一 元來、紙幣發行は公衆より無利子の資金を借入るゝの結果となるものなれば、依て享く可き發行者の利益尠少に非ず。之を以て國家は自由發行法によるも、將又制限發行法によるも、孰れの場合に於ても、之が發行權を國家又は國民の特權と見做し、外國人に許すべからざるべきもの也。方今、文明國に於ては皆此主義を採用すれど、未開國に於ては政府も將又人民も信用乏しければ、十分に之が任に當るを得ず。止む無くして、兌換券のみは、之れが發行を外國臣民又は外國法人に許すことあり。現今の支那、暹羅の如き即ち此狀態にあるものとす。

第二款 政府發行法と銀行發行法

斯くて制限發行法は一般に採用せらるゝに至りたれども、其の特定の發行機關を公私孰れに定むべきや。之に關し、制限發行法は更に二種に分る。

一 政府發行法

政府發行法
銀行發行法

二 銀行發行法

是れ也。「政府發行法」とは、政府自から兌換券發行の任に當るものにして、「銀行發行法」とは之を特定の銀行に委ね、政府は唯之が監督の任に當るに止るものといふ。之に就ても亦多少の議論無きにあらねど、現今の學説は一般に後法を以て前法に優るものとなす。其の理由は

- 一 政府發行法によれば兌換券の多寡をして金融の繁閑に應ぜしめ難きの處あること
- 二 政府發行法によれば政治上の利害の爲に經濟上の利害を犠牲に供するの虞あること
- 三 政府發行法によれば正貨準備の擁護を期するに於て行動の敏活を缺く處あること

是れ也。順次之を説明せむに、(一)政府にして自から兌換券を發行するときはその出るは經費支辨によるなるべく、其の入るは租税、手数料、公債募集によるのみなるべし。されば經費の支出多き月は兌換券の發行も多く、租税等上納金の多き月は

兌換券の回収を亦多かるべき外、別に金融の繁閑に應じて兌換券の増發、回収を斟酌加減する能はざるべし。之に反し、銀行にして兌換券を發行するときは、其の出るは貸付割引の形式によるなるべく、其の入るは割引手形、貸附金の満期によるなるべし。而して金融逼迫なるときは、貸附割引の請求増加するより、兌換券は自から増發せらる可く、金融緩漫なるときは、其の請求減少するより、兌換券は自から回収せらるべし。斯くて兌換券の發行額は期せずして金融市場の繁閑に應じ、伸縮増減常に自から機宜に適するに至らむ。(二)且つ夫れ政府にして兌換券を發行し、一國金融の中樞たるに至らむか、或は政黨操縦の爲めに私徳を施し、或は財政缺乏の爲めに紙幣を濫發し、結局内閣の更迭毎に一般金融界は左往右往常に政變の渦中に投ぜらるゝに至らむ。之れに反し、銀行にして兌換券を發行するときは、容易に政治圏外に超然たるを得可く、從て政治上の利害の爲めに經濟上の利益を犠牲に供せらるるの憂少なるべし。(三)更に元來兌換券の發行に際し、最も注意せざるべからざるは、常に正貨準備の安全を期するに在り。詳言すれば時期に應じて正貨準備の額と兌換券發行額との間の均衡を得せしむるに在り。萬一此の間の

均衡を失せむには、兌換券の信用を害し、引換となり、取付となり、停止となり、恐慌となり、遂に一國金融界の信用組織を根柢より破壊し去らむも、未だ知るべからず。之を以て、發行者に於ては、常に豊富なる智識と、多年の經驗とにより、常に財界の趨勢を觀望し、正貨準備減少すれば金利を引上げ、正貨準備増加すれば金利を引下げ、市場靜穩なれば準備を薄ふし、市場不穩なれば準備を厚ふし、一進一退、一上一下、常に敏捷に其の間の處置を誤らざらむことを期せざるべからざるべきに、此の種の事たる、實際界の事情に迂き官吏には望み難く、法規に束縛せらるること甚しき官府の事業には適せざるべし(註一二)。

註一二 銀行發行法は政府發行法に比し優るものなれども、さりとして銀行發行法にも亦一二の缺點無きにあらず。元來政府は公益を主とすれど、銀行は私益を主とするが故に、銀行發行法によるときは、偶、私益の爲めに公益を犠牲に供せらるるの虞れ無しとせざること其の一なり。又兌換券の發行は其の實一方に於て公衆より無利息の資金を借入れ、他方に於て之を公衆に有利に貸附るものなるが故に、銀行發行法によるときは、此間より生ずる多大の利益を舉げて一私人に獨占せしむるの不都合を生ずること其の二なり。されど前者は銀行に對し嚴重なる監督を加ふるに於て、大に之を豫防し得可く、後者は銀行に對し發行税其の他の義務を負は

しむるに於て、大に之を矯正し得べし。

以上列擧の理由により、銀行發行法は政府發行法に優るものなること更に疑を容れず。之を以て方今露西亞、瑞典、白耳義、ニュージールランドを除き（註一三）、各國與に銀行發行法を採用し、偶々政府も亦紙幣を發行する場合無きにあらずれども、その過去の遺物にあらずれば則ち特殊の理由に基くものにして（註一四）、大體に於て銀行發行法を遵奉するものと見て差支無らむ。

註一三 政府發行法を採用する國々と雖も、別に政府の手に於て發行銀行を設立し、之をして紙幣發行の任に當らしむるを常とす。露西亞の「露西亞銀行」の如き、ニュージールランドの「ニュージールランド銀行」の如き是れなり。又銀行發行法を採用する國々と雖も、全部民間の資本より成る純然たる私立銀行をして紙幣を發行せしめ、政府は唯之が發行の監督を爲すに止るものは、極て稀にして、僅に佛蘭西に於ける佛蘭西銀行に於て、其の類例を見るのみ。其の他は皆政府も幾分の出資を成す半官的の性質の銀行をして、政府の嚴重なる監督の下に兌換券を發行せしむるに過ぎず。我日本銀行を初め、獨逸帝國銀行、澳匈銀行、瑞典帝國銀行、和蘭銀行、白耳義國立銀行、瑞西銀行、其の他、南米中米の諸國立銀行皆然りとす。由之觀是、結局其の發行銀行が純官立たるものと否とにより、政府發行法たると銀行發行法たるとの區別生ずるなり。

註一四

方今文明國に於ける兌換券は通じて銀行發行法によるものなれど、又政府發行の兌換券なきにしも非ず。獨逸の「帝國國庫證券」Reichsbankenscheine、米國の「國庫證券」Treasury notes の如き其の適例にして、米國の「金預證券」Gold certificates 並に「銀預證券」Silver certificates の如きも、亦政府發行の兌換券の一種と見做すを得可けむ。殊に今尙ほ殘存せる「綠香紙幣」Greenbacks の如き其の著例と謂ふ可し。而して是等諸種の政府紙幣は、今日に於ても、米國に於ける全紙幣の大なる部分を占むといふ。

帝國國庫證券は千八百七十四年四月三十日の法律により、從來各獨逸聯邦に於て發行せし紙幣を消却せむが爲め發行せるものにして、五馬克、二十馬克、及び五十馬克の三種あり。孰れも國庫に於て要求次第直に金貨に引換らるものなれども、通常法貨に非ずして、法貨たるの資格は單に公納の場合に限る。然るに帝國銀行の兌換券發行せられて後は、此種證券の内、大額のものは不用となりたるを以て、額面二十馬克及び五十馬克のものは額面十馬克のものに代へられ、現今行はるものは、額面五馬克及び十馬克の二種にして、其の流通高は一億二千萬馬克に達すといふ。

國庫證券は千八百九十年のシャーマン購銀條例により、購銀の代價として發行せる一弗乃至千弗の證券にして、法貨たる資格を有し、國立銀行の法定準備に供せらるべく、要求次第政府により本位金貨に兌換せらる。然るに千八百九十三年該

法律の廢止により、之が發行を停止したり。當時其の發行額一億五千五百九十三萬一千弗に達せしが、同時に之が回收を始め、千九百九年七月の現計によれば、剩す所、僅に四百二十七萬四千弗に過ぎずして、全滅に近し。

金預證券は、千八百六十三年、米國政府が金貨又は金地金の預入に對し發行せるものにして、其の種類は當初は二十弗券のみなりき。然るに千八百七十八年其の發行を停止し、千八百八十二年再び之れを發行したるが、千八百九十三年銀貨問題の爲めに金準備に缺陷を生じたるを以て、再び之を停止し、千九百年に至り、更に之を發行することとなりたり。而して同年政府紙幣並に國庫證券引換の爲めに、大藏省に保留する金準備が一億弗以下に下るときは金預證券の發行を停止すべしとの條項を加へたるが、千九百六年には其の發行額五千萬弗と註せらる。此金預證券は法貨にあらざれど、國稅租稅、其の他政府に對する支拂に用ふるを得、又國立銀行及び聯合準備銀行の法定準備金として使用するを得べし。次で千九百七年以來、十弗の金預證券をも發行し、千九百九年六月の現計によれば、其の發行額合計八億一千五百萬弗に達す。

銀預證券は是れ亦同國政府が千八百七十八年以來、非銀貨の預入に對し發行せる十弗以上の證券なるが、千八百八十六年には之を改正して一弗、二弗及び五弗の三種とせり。而して銀預證券と等しく法貨にあらざれど、關稅、租稅、其の他政府に對する一切の支拂の用に供するを得可く、又國立銀行及び聯合準備銀行の法定準備金として使用し得可し。其の發行額は千九百九年六月の現計によれば、四億七千九百萬弗に上るといふ。

第三款 多數銀行發行法と單一銀行發行法

斯くて銀行發行法は今日世界の通法にして、從て今日兌換券と稱するものは大抵皆銀行兌換券なれども、之れが發行を唯一の中央銀行に專任すべきか、將又多數の特權銀行に分與すべきか。之に關して銀行發行法は更に二種に分たる。

- 一 多數銀行發行法(分立銀行制)
- 二 單一銀行發行法(中央銀行制)

是れ也。今其の利害を比較研究せむに、大體に於て單一銀行發行法を以て優れりとなす。其の理由を擧れば

- 一 單一銀行發行法によれば、兌換券の伸縮、金利の高低等をして統一せしむるを得べきこと
- 二 單一銀行發行法によれば、責任の期する所明なるより、發行銀行の注意周到となること

多數銀行發行法と
單一銀行發行法